

■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目

平成23年3月愛荘町議会定例会

1日目(平成23年3月8日)

開会:午前9時00分 延会:午後4時54分

議会日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 日程第 5 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第 6号 愛荘町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 7号 愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 8号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 9号 平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第10 議案第10号 平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第11号 平成22年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第12号 平成22年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第13号 平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第14号 平成22年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第15号 平成23年度愛荘町一般会計予算
- 日程第16 議案第16号 平成23年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第17 議案第17号 平成23年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
- 日程第18 議案第18号 平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第19 議案第19号 平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第20 議案第20号 平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
日程第21 議案第21号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21

- 追加日程第 1 議提第1号 予算特別委員会の設置について
追加日程第 2 報告第1号 予算特別委員会の正副委員長の報告について

出席議員(16名)

- 1番 徳田文治
2番 嶋中まさ子
3番 森 隆一
4番 吉岡あみ子
5番 城貝増夫
6番 河村善一
7番 伊谷正昭
8番 瀧 すみ江
9番 小杉和子
10番 西澤久仁雄
11番 外川善正
12番 村木嘉博
13番 竹中秀夫
14番 高橋正夫
15番 本田秀樹
16番 辰己 保

欠席議員(0名)

なし

◎開会の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成23年3月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、本日は、滋賀県立聴覚障がい者福祉協会の協力を得まして、議会の模様を手話通訳をしていただきます。よ

って、皆さんにご理解とご協力をまず最初をお願い申しあげておきます。

◎開議の宣告

○議長(辰己 保君)これより会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎町長提案趣旨説明

○議長(辰己 保君)町長提案趣旨説明。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成23年3月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中にもかかりませず、早朝よりご出席賜り厚くお礼申し上げます。平素は、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、懸案の給食センターにつきましては、議会におきまして、大変綿密かつ慎重に議論をいただきました。去る2月18日、川久保町有地の現地におきまして、起工式が挙行できたところでございます。地元をはじめ、関係者の皆さんに、心から感謝申し上げます次第であります。

総工費13億6,000万円で年内の完成をめざし、来年1月から給食開始をめざすところでございます。

この新しい給食センターの特色は、食育やアレルギー児童に対する給食、地産地消の安全な食材使用、食油や給食の残菜を活用できるバイオ処理施設も設けております。太陽光エネルギーの導入など、今日的課題に応えた先端的な施設であります。

なお、運営につきましては、住民や保護者の関係意見を諮るため、長期的に効率的な運営をめざし、給食あり方検討委員会の提言のとおり、給食の配送および調理は民間委託にし、献立や食材の購入などについては栄養士を配置し、直営といたします。また、保護者から負担いただく給食費につきましては、家庭からの米飯持参を廃止し、完全給食とするとともに、子どもたちの健全な発育をめざした食材を確保するため、一定の見直しを検討いたしており、ご理解を賜りたいと存じます。

さて、今議会は平成23年度予算を審議いただくわけですが、その主な事業につきまして、述べさせていただきます。まず、アーチェリー場とテニスコートを合わせて、川久保の町有地に多目的グラウンドとして整備するものであります。現在、愛知川公民館前の愛知川テニスコートとインターチェンジ近くにありました秦荘テニスコートを統合して整備するものであります。

次に、福祉事業の充実におきましては、新しく不妊治療助成事業、肺がん検診の開始、それから乳児の一時預かりを充実するほっと安心子育て支援事業の採択、愛知川地域の子育て拠点としてつどいのひろばの開設をめざします。

次に、農業の活性化をめざし、地産地消を進めるため、野菜生産農家の育成をめざしたパイプハウスの設置補助事業を始めます。農業と観光が融合した農業体験と農家民泊事業の促進も始めたいと思っております。

次に、商工観光面におきましては、町のイメージキャラクター「あしょうさん」の着ぐるみの作成、地場産業であります麻製品の振興事業として、一昨年東京からスタートを切り、昨年は四国の藍住町で開催をいたしました麻・藍・上布、3町合同展を、町民の皆さんの参画を得て、愛荘町での開催を計画をいたしております。

そのほか、合併5周年事業として、さらなる町の一体化と発展をめざし、記念イベントの開催を予定しているところで

あります。

旧郡役所につきましては、歴史に育まれた地域遺産として、今こういうものを核としたまちづくりが見直されております。愛荘町の誇りとして、夢の広がる拠点が、せっかく存在いたしており、何とかしてこれを残し、活用いたしてまいりたい、いささかもこの思いには変わりがございません。JA東びわこの支店配置計画の期限が迫っているところから、これまでの検討経過がいろいろございましたが、用地費をかけない案として、豊満の町営住宅跡地と旧郡役所用地を持ち替えることをJAと協議いたしているところであります。議員各位におかれましては、何卒ご理解賜るようお願いいたす次第でございます。

さて、今期定例会に提案いたします議案につきましては、23年度予算案など18案件を提案させていただきました。その内容につきまして申し上げます。

まず、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて2件、条例の改正案件3件、次に予算関係につきまして、平成22年度、今年度の愛荘町一般会計補正予算ならびに国民健康保険事業特別会計補正予算など、特別会計5会計の補正予算であります。

次に、来る来年度、平成23年度愛荘町一般会計の予算ならびに特別会計では、住宅新築資金貸付業務特別会計、土地取得造成事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業特別会計、それぞれの特別会計、合わせて7会計の23年度予算を提案させていただいておまして、合計18案件を提案させていただきました。

その内容につきまして説明いたします。

まず、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。愛荘町人権擁護委員について、任期満了となります委員2名の再任をお願いするものであります。

次に、条例改正議決案件3件につきまして説明いたします。

議案第6号愛荘町特別会計条例の一部を改正する条例につきましては、老人保健事業特別会計を、平成23年3月31日で廃止することに伴う関係条例の一部改正でございます。

議案第7号愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例につきましては、滋賀県が推進する権限委譲に伴いまして、23年4月から新しく愛荘町において滋賀県屋外広告物条例に基づく許可事務および違反取締を町で回収をすることになりました。屋外広告物許可手数料の徴収をすることとなるため、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

また、現在行っております住民基本台帳カードおよび愛荘タウンカードの公告手数料の無料期間を延長することに伴う関係条例の一部改正でございます。

議案第8号愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、各種がん検診を行っているところでありますが、新たに肺がん検診を始めること、および近年の検診費用の高騰に鑑み、自己負担金の引き上げに伴う関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第9号から14号までの6議案につきましては、平成22年度愛荘町一般会計補正予算ならびに各特別会計補正予算であります。

まず、議案第9号平成22年度愛荘町一般会計補正予算でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1億7,680万4,000円を追加し、総額を100億7,052万3,000円をお願いするものであります。

それでは、歳入の主なものを申し上げます。

まず町税であります。主要法人の業績回復基調によりまして1億2,100万円の追加をいたします。地方交付税につきましては、雇用対策や地域資源活用分として国の対策もございまして。それに伴います普通交付税3,482万5,000円の追加となります。さらに、国の経済対策として地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金2,388万3,000円の追加、

それから、諸収入におきましては、住民票などのコンビニ交付導入助成金が300万円増加されました。合計500万円となったところであります。また、県から移管を受けましたアーチェリー場の移転補償金として9,851万7,000円を受け入れる追加でございます。

一方、歳出予算の主なものにつきましては、まず総務費につきまして、主要法人の国税修正申告によりまして還付が発生し、法人町民税還付金2,400万円の追加、土木費につきましては、道路新設改良事業や道路維持補修事業の完了によりまして、入札差額等の精算などにより5,874万4,000円の減額、教育費につきましては、愛知川東小学校大規模改造事業の完了によりまして、残額1,087万4,000円の減、県の補償金を充当して実施いたしましたアーチェリー場解体工事の完了による事業残額2,131万5,000円の減額など、合わせて3,095万1,000円の減額となりました。そのほか、財政調整基金へ2億1,894万1,000円の積立を行います。これは財政調整基金の取り崩しもやめて、なお積立をするというものでございます。

地域活性化・住民生活に光をそそぐ国からの交付金が2,388万3,000円を福祉健康基金へ積立て、23年度整備予定のアーチェリー場新設分として8,841万7,000円を教育振興基金へ、それぞれ積立てることといたしました。

その結果、今年度末の基金積立金総額は30億6,800万円となったところであります。

起債残高におきましては、給食センター分が増加いたしております、年度末残総額は99億3,600万円となる予定であります。

次に、議案第10号国民健康保険事業特別会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ7,410万2,000円を減額するものであります。

次に、議案第11号老人保健事業特別会計補正予算でございますが、最後の補正予算でございますけれども、歳入歳出それぞれ18万3,000円の追加をお願いするものでありまして、この会計は今年度末をもって終了となります。

次に、議案第12号後期高齢者医療事業特別会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ100万円を減額するものであります。

次に、議案第13号介護保険事業特別会計補正予算でございますが、財源更正に伴う補正予算でございます。

次に、議案第14号下水道事業特別会計補正予算でございますが、繰越明許費についてお願いするものでございます。

次に、議案第15号から21号まで、平成23年度、来年度の一般会計および6つの特別会計の予算でございます。まず、平成23年度予算規模は一般会計で84億2,200万円の前年度当初比4億4,700万円の5.6%の増、特別会計増額によりましては41億2,532万円の前年度当初比8,960万円、2.2%の増となったところであります。国の施策である子ども手当給付事業、非常に大きくございまして6億1,308万円および緊急雇用特別推進事業1億828万円を歳出総額から差し引いた一般会計予算総額は77億64万円となりまして、昨年度において国の政策経費を除いた74億3,300万円に次いで少ない予算規模となっているところであります。

次に、一般会計の歳入面では、自主財源の大部分を占める町税収入は、長引く景気低迷の影響によりまして、引き続き個人町民税は減少するものの、法人町民税については主要法人の業績回復基調により、前年度比9,480万円増の総額28億2,700万円を見込んでおります。

次に、地方交付税につきましては、雇用対策・地域資源活用推進費が基準財政需要額に折り込まれたことによりまして20億9,020万円を計上いたしました。

次に、地方債につきましては、後年度の財政負担を考慮し、前年度当初費8,720万円の減、基金からの繰入金におきましても後年度の事業等への充当財源として温存するため前年度当初費7,273万円の減としたところであります。このような状況のもと、23年度は給食センターの整備と合わせまして、多目的グラウンド新設整備に力を注いでいきたいと思っておりますが、このグラウンド整備の財源につきましては、スポーツ振興補助金、県のアーチェリー場の

移転補償金、台併特例債などを充当し、2億8,200万円を整備することなどに重点をおきたいと考えているところであります。

そのほかの経費については、可能な限り削減をしていきたいと、その結果、教育費が3億6,045万円の増、給食センター・グラウンド等がございますので、教育には大きく伸びております。

子ども手当など社会保障経費等の増額によりまして、民生費は2億8,390万円の増となりました。

なお、国における緊急経済対策によりまして、国庫支出金が平成22年度に前倒しされたことによりまして、23年度当初予算計上予定の秦荘東小学校大規模改造事業4億2,760万円、給食センター建設事業12億2,715万円は平成22年度予算に対応することとなっておりますので、これらの大きな事業は全額繰越事業となったところでございます。

以上、23年3月愛荘町議会定例会に提案させていただきます。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長(辰己 保君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、15番、本田秀樹君、1番、徳田文治君を指名します。

◎会期の決定

○議長(辰己 保君)日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月23日までの16日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月23日までの16日間に決定しました。

◇西澤久仁雄君

○議長(辰己 保君)日程第3一般質問を行います。順次、発言を許します。

10番、西澤久仁雄議員。西澤久仁雄君。

〔10番西澤久仁雄君登壇〕

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄。一般質問を行います。

まず、最初に新学習指導要領についてお伺いいたします。

本年4月から新学習指導要領が全面的に実施されます。この要領は、教育活動の標準性と共通性を維持し確保するための国が定めた教育課程の編成と、それに基づいて授業を進めていくための基準です。子どもたちがどこに住居していても、学校が責任を持って身につけさせる必要のある基礎、基本を示したものです。

しかし、子どもを取り巻く環境が複雑になり、住んでいる地域事情も異なり、個人に応じた教育活動と地域の実態に即した学習活動の重要性が唱えられている理由があります。東京外国語大学高島英幸教授の話によりますと、「授業時間数の増加中、思考力・判断力・表現力の育成や道徳教育の充実が強く求められています。また、小学校高学年(5年・6年)で外国語活動が取り入れられますが、その取り組み方は万全であるのか。必修化後は、担任が授業の中心になって、外国語指導助手(ALT)と打ち合わせながら指導していくのが望ましいのではないのか。学習指導要領にもあるとおり、その学校の児童の実態、発達段階や地域的な特徴、興味などを踏まえて、教材として何を取りト

げるのか。どう指導していくのが問われる」と述べられています。

今回の新学習指導要領は、先生方に大変ご苦労だと思いますが、次の質問をいたします。

①愛荘町立小学校が4校ありますが、4校平等に外国語教育は万全であるのかお伺いいたします。2番目に、小学校高学年の外国語を教えるのは担任かALTか、お伺いいたします。

次に、中学校の学習指導要領の保健体育の武道に関してお伺いいたします。

中学校でも新学習指導要領が4月から実施されますが、数ある中で武道の取り組みが示されていますが、愛荘町立2中学校では何を履修させるのか。アは柔道、イは剣道、ウは相撲ということです。なお、地域や学校の実態に応じ、なぎなたなどのその他武道についても履修させることができること。また、武道場などの確保が難しい場合は、指導方法を工夫して行うとともに、学習指導の個人差を踏まえて、段階的な指導を行うなど、安全の確保に十分留意することと示されています。

愛荘町では、柔道の練習中の事故がありました。また、2月10日の日経新聞では2010年11月、柔道経験の浅い小学生の児童に十分な受身の練習をさせずに立ち技などを繰り返し死亡させたと報じられていますので、質問いたします。

①愛荘町教育委員会として、武道は何を選択されたか。2番目に、そのための事故対策はされているのかお伺いいたします。

次に、モンスターペアレンツについてお伺いいたします。

滋賀県のある市の中学校でモンスターペアレンツ事件が平成20年9月ごろ発生し、問題にされていると聞きますが、近年、各学校で大なり小なりのモンスターペアレンツが発生し、学校の教師に悩みがあると聞きますが、愛荘町の学校では、このようなことはないのか。また、ノーモラル型やネグレクトも増えていると聞きますが、合わせてお伺いいたします。

①愛荘町の学校では、モンスターペアレンツの発生とその対策はあるのか、ないのか。②ネグレクトの報告を受けているのか。

次に、路線バスについてお伺いいたします。

1月の全員協議会で愛のリタクシーの利用状況と路線バスの利用状況を示されました。路線バスについてお伺いいたします。愛荘町に関する路線は、蚊野線と角能線ですが、蚊野線の利用状況は非常に悪く、収支率13.19%と報告されました。路線バスは市町が直営や事業者へ委託する形で運営し、利用運賃だけで賄いきれない運賃経費を県と市町が折半していたが、県は財政難による事業見直しで、平成21年度の決算で報告されているとおり、補助率を3分の1に削減され、その分市町に負担増になりました。愛荘町の平成21年度決算報告によりますと、角能線581万円、蚊野線463万6,000円、合計1,044万6,000円が町の負担金です。県の補助金は352万9,000円でありました。その中で収支率13.19%の蚊野線を今後どう考えているのかお伺いいたします。県の補助金が今後も削減される中、収支率の低い路線バスを今後どう対応されようとするのかお伺いいたします。以上で質問を終わります。

○議長(辰己 保君)政策調整主監。

〔政策調整主監村西作雄君登壇〕

○政策調整主監(村西作雄君)西澤議員のご質問の4点目路線バス、いわゆるコミュニティバスについて、お答えをします。

ご質問の蚊野線は、稲枝駅を起点として豊郷駅、秦荘庁舎近くの四ツ辻を経由し、終点は蚊野および金剛輪寺までを結んでいます。直近の収支では彦根市を含めた路線全体の運賃収入が年間約100万円に対し、経常経費が約800万円、差し引き700万円の赤字となっており、収支率は13.19%、1便の起点から終点まで1人乗られたら1とカウ

ントする平均乗車密度は0.611にまで落ち込んでいるところでございます。

滋賀県交通政策課によりますと、一言にコミュニティバスといっても、各市町が維持する路線の収支率には相当な開きがあり、平成21年度の実質収支では約5%から75%までの差が出ているところ です。

公共交通再生の議論には2つの視点があると思います。収支率の低い多くの路線では持続性という視点から、行革に伴う廃止を議論されることが多いようですが、もう1つの視点はその路線を残す必要性があるかどうかであると思 います。しかしながら、車両費や人件費が伴うコミュニティバス事業はもとより固定費の割合が高く、経費の圧縮が 難しいため、収支改善には乗っていただくほかにないのが実情であります。

また、コミュニティバスの維持は、宿命的に行政の役割のように考えられることが多いようですが、京都や滋賀の一 部の地域では、いわゆる過疎バスを住民自らが運営する事例も見られます。町としましては、地域のバスは地域の 住民が支えているという意識こそ、この課題に対する答えであると考えます。この地域の住む私たちが、ほんの少し マイカー利用を控え、バスや鉄道を利用するだけでも状況は変わるはず です。

現在、湖東定住自立圏の公共交通活性化事業の取り組みの中でも、住民代表等の委員に圏域全体の公共交通の あり方を議論していただいています。バスで言えば、ニーズ調査に基づき路線を変えたり、乗り継ぎのためダイヤを 改善したりする利便性の向上や情報提供によるわかりやすさの向上などの方策を提案いただいておりますが、利用 者ニーズの多様化や、過剰なまでの車利用といった生活スタイルの硬直化などの社会的な要因のため、思うような 効果が出るかわかりません。

蚊野線にあっては、このまま利用が振るわなければ、現在実証運行中のデマンドタクシーに移行したり、何らかの再 生方法も検討すべきだと考えます。しかしながら、路線バスが一度絶えると、同じサービスの復活は相当困難である と思われま す。いずれにしましても、平成23年度中のデマンドタクシーの実証運行の実績を見極めるとともに、当面 は取り組みの担い手である住民の理解を深め、利用の機運を盛り上げていく努力を重ねていきたいと思っ てお います。

このため、前述のデマンド型タクシー等への移行論議は、その結果を見極めての課題としたいと考えております の で、よろしくお願 いたします。

○議長(辰己 保君)教育長。

〔教育長藤野智誠君登壇〕

○教育長(藤野智誠君)西澤議員からのご質問の新学習指導要領についての1点、学習指導要領の中、中学校保 健体育の武道に関するの件1件、また3つ目にはモンスターペアレンツについてということで、3点を合わせて答弁さ せていただきます。

まず、今回の小学校における新学習指導要領のポイントですが、平成23年4月から完全実施となります。これにつ きましては、平成21年度から準備を進めてまいりました。この改定のポイントですが、1つ目は5年生・6年生に外国 語活動を新設したこと。2つ目は授業時間が1年生で68時間、2年生で70時間、3年生以上で35時間増加すること があります。また、3つ目は構造改革特別区域では、文部科学大臣の指定によって、学校独自の教育課程が編成でき るということ があります。

さて、ご質問の外国語活動ですが、愛荘町では平成17年度合併以前より、愛知川地域においてはウエストベント 市、また秦荘地域ではボストン市へ派遣をし、中学生の英語活動には積極的に支援をしてきました。また、そういっ た中で、本町の小学生についても、早い時期から英語活動に慣れ親しむことを重視して、県下でも早くから小学校に 英語活動を取り入れている小学校を視察させていただき、英語を話す外国人を指導者として授業の中に入れること を第一に考え、当時、現場の学校長も入れてプロポーザルでもって外国人指導の派遣業者を選定し、小学校にALT

を派遣しているところであります。

現在、町内4校に2名のALTを派遣し、高学年につきましては年間35時間の外国語活動、4年生以下については総合的な学習時間等を利用して、公平に指導時間が割り当てられるようにシフトを組んでおります。

指導についてですが、教える主体者はあくまで担任であります。ALTはアシスタントとしての立場で、生の英語を見聞に聞かせる、指導することを主に支援をしております。ただ、時にはALTが直接指導する場合がありますので、このこともご理解いただきたいと思っております。

続いて、中学校の関係の武道であります。今回の中学校の新学習指導要領の主なポイントは、1つ目は国語・社会・数学・理科・外国語・保健体育の授業時数を10%程度増加し、2つ目は週当たりの授業数を各学年で1時間増加するようになっております。また、23年度は移行期になりまして、24年度より本格実施であります。

中学校の保健体育では、今回の改定で武道が取り入れられ、必須となり、柔道・剣道・相撲等の中から選択するようになっております。また、この選択は教育委員会や各個人が選択するものではなくて、各学校ごとの選択となります。本町の場合、2中学校とも1年生から3年生まで現在柔道を選択をしております。

安全対策ですが、危機管理マニュアルを遵守することはもちろんのこと、授業の前後の体調管理や生徒の状況を的確に把握するように努め、無理のない、生徒の実態に応じた指導に心がけるように教育委員会として指導しております。そして、柔道の授業では、受身や防御の習得を第一とし、その後、技等への指導に発展させるようになっております。安全を第一に考えた授業を構築し、試合形式の時には大切な頭を衝撃から守るためヘッドギアを装着するようにしておるところであります。

続きまして、モンスターペアレンツのことなのですが、親の子どもを思う気持ちは、いつの時代も同じであります。ただ近年、一部の保護者が学校・担任の指導等に過剰に反応されるといったケースが見受けられます。

本町でも、毎月の定例の校園長会・教頭・副園長・主任会議で各校園の交流を行って情報交換を行っていますが、その中で、決まった保護者ではありませんが、時おり感情的に管理職等に暴言的な言葉を使うといったケースはあります。そのことが原因で、何日も対応に苦慮するといったことや、一般的には考えられないような要求をされるとそういったケースは現在のところ聞いておりません。

また、ネグレクトの件ですが、幼児・児童・生徒の命・人権を守るという観点から、管理職自ら弱い立場にいる子どもの実態を鋭く見抜く感覚を培っておくことが重要であることを伝えているところであります。

教育委員会として、現在、ネグレクトと疑われる子どもがいることを把握しています。このことから、子ども支援課や健康推進課、教育委員会等で虐待対応の活動として、専門機関と連携を図りながら、定期的な学校訪問だけでなく、絶えず実態把握に努め、瞬時に適切な対応できるように心がけているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄、再質問を行います。

今、ご答弁いただきました。まず、教育関係の方から再質問をさせていただきます。

新学習指導要領は、21年から徐々にそういう準備をされてきました。ここで私が考えておりますのは、担任の先生がどうお考えで、どのような指導をするのに、自信がある、ないという方がた、先生方がいろいろおられると思えます。先だって、日経新聞、2月16日の新聞にいろいろなことが書いていまして、やはり指導するには自信がないという担任の先生がたくさんおられると報告されておられます。

愛荘町では、そういうようなことで、先生方にそういうような質問をされ、納得のいただける指導ができるのかどうか、この点を1点お聞きしておきたいと思っております。

また、ちょっとネグレクトの問題になりますけれども、なかなか難しい問題、いろいろまた時代にそって親の一応思

か、教育委員会で対応されるのか、どちらか。この場合の例をちょっと拝見させていただきますと、学校で対応したために、ある先生がまだいまだに休職状態であるとお聞きしておりますが、これは教育委員会と一団になって解決すべき問題ではないかと私は思いますが、その点はいかがお考えかお尋ねいたします。

○議長(辰己 保君)教育長。

○教育長(藤野智誠君)再質問の1点目ですが、滋賀県におきましては、外国語活動、スタートをいたしましたのは平成の1桁、だいたい7年、8年ごろだったかと思います。この近隣では湖東第2小学校がその指定を受けられてずいぶん研究を進めていただきました。当時、愛知郡ということで、愛荘町の小学校4校からもずいぶんたくさんの方が研修に参加されました。そういった意味で、先生方の自信ということになりますが、ずいぶん早くからそのことの指導の内容、そして指導方法、そういったことを研修を積み重ねてまいりました。そういった意味で、英語活動をするということについて、外国語活動をするということにおいて、自信がないとおっしゃっているということを報告としては聞いておりません。また、先のご質問ありましたように、質問されましたかということなのですが、そのことについては、質問はしておりません。まあ大なり小なり自信を持って取り組んでくれるものだと、そのように確認をしているところです。

2つ目、ネグレクトの件ですが、学校現場におきましても、子どもたちが、例えば、背中に痣があるとか、顔に何かあるとか、おかしい状況が見られたとか、いろいろなことがありますと、そのことを報告をするという義務が生じております。これは法改正によりまして起こります。

そういったことで、その報告を受けて、教育委員会として、そしてまた先ほど答弁させていただきましたが、関係機関に連携を図り、そして対応するというようになっておりまして、新聞報道にありましたように、担任が1人で対応することによって、それほどの攻撃を受けて休職するなどというようなことが起こるということを徹底して避けてがんばっていきたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長(辰己 保君)10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄、再々質問を行います。

今ちょっと教育長がご発言されたのは、何か誤解だと思うのです。担任の先生が特に対応されたのではなくして、説明によりますと、まずは教頭が話を受けて、そして教頭では、本来ならば教頭がそこで処理して、次の時に結局、校長なりいろいろなところで相談して返事をしなければいけないのに、教頭が校長先生がどこか一緒の席におられて、その校長先生を呼び出して、その父兄と話をさせた。そして、担任の教師も、もとい講師、顧問の先生を呼び出し、校長がご父兄の前で、この先生にものすごくきつい言葉で、ご父兄をなだめようと思ってか知りませんが、そういう実態なのです。それで、学校では処理せずに教育委員会等も一緒に処理していったらどうかという質問をしたわけです。事情がちょっと違いますので、その点、どう思われますか。

○議長(辰己 保君)教育長。

○教育長(藤野智誠君)新聞報道されましたあの内容につきましても、教育委員会でコピーして、みんなで共通理解したところなのですが、先ほど申し上げましたように、学校が、例えば、学校長含めてなのですが、学校現場が全部抱えるということはありません。児童相談所に、やはりまた内容によっては警察も含めて連携を図って対応していくというのが原則でございますので、そういったことで答弁をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長(辰己 保君)これで、西澤久仁雄君の一般質問は終わります。

◇本田秀樹君

○議長(辰己 保君)次に15番、本田秀樹君。

[15番本田秀樹君登壇]

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。一般質問を行います。まず、今回から答弁者が指名ができるということで、指名をさせていただいておりますので、理解のできる答弁をお願いしたいと思います。

まず、1点目に防犯ブザー愛ぼうくん設置および使用方法について、お伺いをいたします。

防犯ブザー愛ぼうくんの使用については、平成21年4月1日から開始されています。愛荘町内の小学校通学路50ヵ所に子どもたちの安全を守るために設置をされておられます。装置の役割は、子どもたちが登下校するとき、不審者等の出現により、身の危険を感じたときに防犯ブザーのボタンを押すことにより、一定の時間警報がなり、警報と連動して赤色灯が回転し、制御盤前を撮影するようになっております。

私は、愛荘町内に設置されている防犯ブザー愛ぼうくん50ヵ所すべてを一日かけ設置場所の確認に行きました。そこで、教育委員会にお伺いをいたします。教育委員会も平成21年4月1日に開始されていた防犯ブザー愛ぼうくんの設置場所を確認されていると思いますが、本当に現在設置されている場所を見て、子どもたちの安心な場所に設置されているのか、教育長に答弁を求めます。

次に、防犯ブザー愛ぼうくんの設置された状況についてお伺いをいたします。小学生の通学路に設置されているのは理解いたします。教育委員会に話を聞いたところ、設置場所は学校側が決定したという回答をいただきました。私は確認のために、愛知川小学校と愛知川東小学校に話を聞きに行きました。学校側は、子どもたちの通学路に防犯ブザー愛ぼうくんの設置を決めたという回答でありました。

学校側が設置場所を勝手に決めたならば、理解ができないということを訴えました。なぜならば、設置場所は子どもたちの安全安心のために設置するものであり、本来は保護者や子どもたち、PTA、行政などに相談をされて協議を行い、設置をするものだと思います。教育委員会として、どのような指導をされたのか、教育長に答弁を求めます。また、当初の話では不審者が現れたときなどのことを考え、ビデオ等が設置されているとのことでしたが、防犯ブザー愛ぼうくんを確認したところ、設置がなされておられません。なぜ、ビデオの設置をされていないのか、教育長に答弁を求めます。

防犯ブザー愛ぼうくんは非常時に押すと警報サイレンが鳴り、赤色灯が回転をしますが、子どもたちが万が一に押せば、警察や役場に通報されるシステムになっているのか、答弁を教育長に求めます。

最後になりますが、防犯ブザー愛ぼうくんを愛荘町内に50ヵ所設置されております。私も現地確認をいたしました。すべてが通学路に設置されていますが、50ヵ所では数が少ないと思います。本当に子どもたちの安全を考えるならば、防犯ブザー愛ぼうくんの増設が必要だと考えますが、教育長に答弁を求めます。

次に、給食センターの跡地利用についてお伺いをいたします。

2月18日に(仮称)新給食センターの起工式も無事に終わり、工事の着手となりました。今日まで議会としていろいろと協議をしてきました。教育委員会の対応については、大変遺憾であり、議会に対して理解のできない答弁が多々ありました。現在も、新給食センターの委託業務については議論の最中であり、教育委員会に対して議論のできる資料提出や答弁を、この場で強く訴えておきます。

(仮称)新給食センターも平成23年11月30日の工期に向けて、着々と工事が進んでおられます。子どもたちや町民の皆さんも期待を持ちながら、竣工を待ち望んでおります。新しく給食センターが運用されますと、現在の給食センターは必要性がないと考えます。現在の給食センターの跡地利用法について、どのような利用方法を考えているのか、理解のできる答弁を教育長に求めます。

次に、愛知川幼稚園グランド整備についてお伺いをいたします。

愛荘町には幼稚園2園、小学校4校、中学校2校があり、町立として幼稚園・小学校・中学校合わせて8施設があります。愛知川小学校は平成6年、愛知川東小学校は平成18年、秦荘東小学校・秦荘西小学校は平成17年、愛知中学校は平成13年、秦荘中学校は平成14年、秦荘幼稚園は平成20年に、園舎整備とグランド整備が完了しております。

愛知川幼稚園は昭和59年にグラウンド整備を行って以来、26年が経過しております。特に愛知川幼稚園は、県内でも指折りに入るマンモス幼稚園であります。グラウンドについては梅雨時や冬期がありますと、グラウンドとしての機能ができていないのが現状であります。

排水設備ができていないグラウンドの状況を確認に行きました。子どもたちの靴は泥だらけになり、歩くのに本当にどこを歩けばいいのかわからないような状況であります。保護者もそのような中、子どもたちを送り迎えするのであります。私も歩きましたが、泥だらけで、靴がぬかるむ状況で、グラウンドとは思えないような状況でありました。

子どもたちはグラウンドがそのような状況で、外で遊んでいますが、靴は汚れ、服も汚れた状態で遊んでいる姿を見ますと、整備ができていない他の幼稚園、小学校、中学校と、なぜ、そこまで同じ町立でありながら違いがあるのか考えます。

保護者の声を数人聞きました。「グラウンドとしての整備をしてほしい」、「きれいなグラウンドで遊んでほしい」、また「広いグラウンドで子どもたちがのびのびと遊んでほしい」という声を聞きました。教育委員会も現地を確認され、早急にグラウンド整備に着手をされることを訴え、教育長に今後の計画について答弁を求めます。

次に、入札後の工事請負費および委託料の追加変更による増額についてお伺いいたします。

議会の議決に付すべき契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負とするとあります。

私は、安く工事を落札しながら、追加の金額がいつも上程されることに対して、質疑をさせていただいております。それでも、いくら安く工事費が落札されても、最終的には増額となり、予算計上されている金額に近くなっており、安く落札をされた意味がないと全協でも訴えております。

建築工事については、職員が工事の中身が理解できていないので、設計事務所に監理を委託されております。設計事務所が管理者として行っているにも関わらず、追加変更され、金額の増額になるのはたいへん理解ができません。また、土木工事はコンサルタントと監督職員のもとで協議をされ、それでも追加変更をされ、金額の増額になっているのが状況であります。

平成22年4月から平成22年12月までの工事を管理課にて調べました。工事については、今日まで進行されている現場がありますが、12月まで議会の承認に必要なない工事は19件あります。

19件の契約金額は、総金額は1億4,809万1,050円です。変更後、契約金額は1億5,909万4,450円で、変更後の追加金額は1,100万3,400円になります。契約金額から変更後契約金額の率としては7%の上昇となります。議会の承認されていない工事でも、これだけの金額があるのです。議会の承認が必要な変更工事を合わすと、もっと増額になるわけです。

また、変更理由を見ますと、地元要望が一番多くありますが、生活環境整備事業があるにも関わらず、すぐに地元要望があれば、工事中でも追加が認められるのはおかしいと思います。打ち合わせや調査がきちりできていれば追加工事の必要性がない工事も多々あります。

委託料については、増額や減額・工期延長を含むと9件あります。変更理由を確認しますと、調査不足だと思われる委託料があります。そこで工事請負費および委託料について、今後も追加変更工事をされていくのか、今後の見解について町長に答弁を求めます。

次に、愛荘町の財産に関することについてお伺いいたします。

毎年、決算書には土地建物の調書が記載されております。建物については、愛知川地域・秦荘地域とわかりやすく、公共用財産として記載されております。建物については土地の面積がどれだけあるのか、建物が木造か、非木造であるのか。そして、延べ面積合計まで詳しく記載されております。

そこで、町有地の土地についてお伺いいたします。財産に関する調書に記載されているため池624㎡・雑種地6,192

m²・原野463m²・山林9,263m²・宅地1万1,984m²について、どこにどれだけの面積があるのか、町長に答弁を求めるとともに、資料の提出を求めます。

以上で一般質問を終わります。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)それでは、本田議員のご質問のうち、変更契約、それから財産に関する2点につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、工事請負費や委託料につきまして、その後の設計変更や契約変更がかなり多いというのは私自身も感じているところであります。変更内容やその理由を調べてみますと、工事の途中で現場の状況が見えてまいります。現場の隣接の住民の関係の皆さんや、あるいは地元の自治会からいろいろな要望が出されてまいります。

例えば、下水道の面整備工事における下水道管の敷設工事におきましては、よくあるケースですけれども、新規住宅地の所有者から汚水枡を増設してほしいといったものも何件もございます。また、歩道ブロックの修繕を、この際一緒にしてほしい、あるいは舗装の増工、もうちょっとこの辺までしてほしいとか、また除草面積の委託事業につきましても、増工をもうちょっとここまでやってほしい、こういった要望がたくさん寄せられるところであります。

これらの要望は、住民の皆さんの生活環境に関するものでありまして、ご要望にできるだけ応じさせていただくために、本工事に追加して契約変更していくというのが実態でございます。また、その増工につきましては、本工事の落札率で変更契約するもので、別工事として実施するよりも、時間的にもすぐできるということと、経済的にも安価でできることから認めてきたところであります。

ただ、これらの中には、事前の調査を注意深く行い、地元関係者に工事の内容を詳細に説明しておけば、交通安全上の問題点とか、個人的な要望などが事前に把握できたであろうといったものも見受けられるところであります。

今後におきましては、発注前の段階で事前調査不足が生じないよう十分な現場の踏査、確認を行い、極力、追加変更工事が起こらないよう指導してまいりたいと考えておるところであります。

次に、町有の財産のことでございますけれども、町有の土地について、どこにどれだけの面積があるのかというご質問でございますが、合併後、遊休地について現状把握し、処分できるものは売却する方針で、財産管理担当課に調査を要請してきたところでありますけれども、現時点に至るも、なかなか全容が把握できておりません。今般のご質問を受け、改めて確認をいたしましたら、決算書の財産に関する調書のうち、建物がのっている町有地については詳細に記載され、建物とともに明確になっているところであります。

ところが、ただいまご指摘のございましたように、ため池・原野・山林・雑種地、またその宅地でも上に建物がないといったものであるものについては、別に管理をいたしております財産台帳と合わせてみましても、まったく合致しないということが判明いたしました。

経緯を調べて見ますと、2町合併いたしました際に、とりあえず地目ごとに合併前の両町の分を足し算して計上したということでございます。大変申し訳ない事態であります。これらの土地については、どこにどれだけ有しているのか、地番あるいは所在などが把握できていないのが現状であります。

町有土地の詳細がつかめていないという、誠に由々しき事態でありまして、早急に体制を整え、時間をかけて法務局の登記簿と所在地とを符合させ、財産台帳のデータベース化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長(辰己 保君)教育長。

○教育長(藤野智誠君) 本田議員の防犯ブザー愛ぼうくんの設置および使用方法について、2つ目、給食センターの跡地利用について、3つ目、愛知川幼稚園グラウンド整備について、3つについて答弁をさせていただきます。

議員もご承知のとおり、この防犯ブザーは、小学校の通学路の安全対策を図るという目的で設置したものであります。犯罪抑止のため、小学生全員の児童が携帯する防犯ベルで通学路での安全対策を高めるよう図ってまいりましたが、しかし、この防犯ベルは集落内での効果について期待できますが、集落間の人気の無い所での安全対策には課題があるということで、愛ぼうくんに設置したところであります。

設置場所の選定については、まず学校に、設置場所についての意見を聞き、その後教育委員会で50ヵ所の設定を行いました。その場所について、学校に再度確認をして決定したところであります。愛ぼうくんは、ボタンを押しますと、3分間警報サイレンが鳴って、赤色灯が回転し、制御盤前面の写真撮影をするという装置であります。

ボタンを押すと自動的に警察や役場へ通報されるといったシステムおよびビデオについて検討いたしましたが、非常にコストが高いと、高額であるということで断念をしたというところでございます。

そのため、導入したシステムはサイレンまたは赤色灯の回転に気づいた人が役場または警察へ通報していただくもので、犯罪の抑止と子どもの安全を地域が守るといふ防犯意識の高揚を図り、子どもたちの安全を確保するとともに、そのことを目的として設置したものであります。

設置数を増やせば、今よりは安全になるとは判断できます。しかしながら、安全対策において、これで完璧というものはございません。今後も検討を続けていきたいと、そのように思っているところでございます。

続きまして、給食センターの跡地利用および愛知川幼稚園のグラウンドの整備についてでございますが、現在、愛荘町給食センターを平成23年11月30日竣工に向けて工事を進めております。完成後は、現在の給食センターは必要がなくなります。教育委員会としましては、給食センター解体後の跡地を利用して、愛知川幼稚園のグラウンドが狭隘となっていることを考慮し、議員もご承知のとおり、グラウンド南側にあります築山を、その跡地の方へ移転し、幼稚園のグラウンドを少しでも広げるように計画していきたいと思っております。

しかし、給食センターと幼稚園の間にあります土地改良の排水路協議が必要なことで、十分検討し、議会に提案してまいりたいと考えています。また、この築山移転に伴って、グラウンドの整備も念頭に置きながら、協議・検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げ、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長(辰己 保君) 15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君) 15番、本田秀樹、再質問に入る前に、教育委員会に言っておきます。私は、この一般質問に関して、通告書を出しているわけでありまして、今ほどの答弁の中で、私は質問事項と質問の趣旨を教育長に求めているわけです。特に防犯ブザー愛ぼうくん設置については4点出しているわけなのです。今の答弁の中で、設置した場所が安全であるのか、ないのか、一番最初に聞いているわけなのです。今までに、言っておきますけれども、教育委員会の答弁は、我々議員に対して、ちゃんとした理解の答弁をもらっていないのです。ねえ、前回もいろいろな議員さんが、しっかりとした答弁をくださいと。今回は、これ何ですか。私たち議員は、住民の代表者であって、代弁者であっているわけなのです。そんなあやふやな答弁ありますか、教育長。あなた方は、議会は、私たち30分間と3回の質問しかできないのです。今までの答弁を聞いていると、その30分間と3回が済んだらいいのだと、そのような答弁にしか思えないのです。今度からは、私は一般質問で協議してほしいのですけれども、全文は必要ないと思います。ちゃんとした答弁がなぜできないのですか、教育長。何のために通告書を出しているのですか。

それでは、次に再質問を行います。防犯ブザー愛ぼうくん設置について、設置および使用方法について再質問を行います。まず、今ほど小学校の通学路の安全対策を図る目的で設置したのは理解をいたします。私は、先ほど愛ぼうくんの設置場所をすべて現地確認に行きました。そこで、教育委員会、教育長になるのか教育次長になるのか、

私から1から50番全部見てきましたので、どこか安心か安全なのか、その場所について答弁をいたさたいと思います。

私は50ヵ所のうち10ヵ所は問題なかったかなと認めます。そこで、4番・5番・9番・12番・14番・22番・31番・44番・46番・47番・49番・50番、周りに何があるのか、どこの字なのか。私は全部理解しております。今ほど聞いたところ、すべてどこの集落内にあるのか、周りに何があるのか。私が理解のできる答弁をいただきたい。このマップを見ても一緒ですよ。このマップは、どこに何があるか、詳しく載っていないです。私はこれを見て調べてきたのです。これだけではわからないです。赤が入っているところ全部をチェックしに行きました、50ヵ所。こんな地図では、こんな地図とは失礼ですけれども、これではわからない。この地図だけでは、ねえ、先ほども言いました。50ヵ所付けたのは学校が決めたということで、教育次長があなたが言ったわけですよ。だから、私は学校の校長に聞きに行きました。あなた方が決めた、子どもの安心安全を守るのならば、やはり子どもたちに聞くとか、地元にはPTAがあるのですよ。自治会もあるのです。そのあたりと協議しながら、ここに設置したということまわりますけれども、その答弁はどうかと思います。理解のできる答弁をお願いいたします。

そして、防犯ブザー愛まうくんの設置状況についてお聞きします。日頃の子どもたちの防犯については、教育委員会、学校が常に子どもたちの安全を考え、子ども110番を設置、車によるハイトロール、ボランティアによる登下校の安全対策、インターネットによる不審者情報の提供等を行っております。防犯ブザー愛まうくんの設置マップを作成されています。今ほどの設置された部分ですね、防犯ブザーが警報を発すれば、何番のブザーが作動しているのか伝えてくださいと、何番かわからないときは字名や場所を伝えてくださいと、警察や役場職員が受け付けるのだとありますが、それで本当に子どもたちの安全が守られていると思われるのか、教育長に答弁を求めます。

防犯ブザーが各集落に何ヵ所か設置されております。設置されている場所については、当然に各字の自治会の方にも説明をされていると思いますが、警報がなれば、すぐに対応できるようになっていると思いますが、そこで各自治会に、防犯ブザーの設置状況について、地元の自治会です、どのような説明をされたのか、教育長に答弁を求めます。

次に、ブザーが鳴ると、写真が撮影されるシステムになっているということですが、現場に早く到着する必要があるのが一番大事だと考えます。写真などは、例えば、事件が起これば証拠品となりますが、子どもたちの安全性のことを考えれば、どのような体制で現場に行くのか。どのような組織で動くのか。教育長に答弁を求めます。

また、増設については必要だという答弁だったと思いますが、最低でも集落に2ヵ所から3ヵ所は必要だと私は考えますが、こういうようなことを言えば、防犯ブザーの数が出るとしますので、教育長に答弁を求めます。

通報システムの方なのですけれども、今ほど維持管理費、維持費用が高額のために断念したのだと。やはり、50ヵ所で、教育長も先ほど少ないというような答弁だったと思うのですけれども、子どものことを考えれば、この中途半端な防犯ブザーじゃなくて、やはりブザーを押せば役場に連動しているのだと、もしくは警察に何かあった場合には、それが連動しているのだというようなことを考えてもらえば、今のお金がないからやめたのだというのは、私は理解できませんよ。将来担う子どもたち、背負う子どもたちのために、お金を投資するのは、私は今でもいいと思うのです。今後、そのような中途半端な、失礼ですけれども、中途半端な分ではなく、もっとちゃんとした愛まうくん、防犯ブザーの再度やり直しというのを強く言うておきます。

次に、入札後の工事請負費および委託料の変更による増額について、再質問を行います。平成22年度の工事請負費、委託料について、総額の請負金額と追加金額についての資料を求めますので、平成22年度分の工事が完了すれば、資料の提出を求めますので答弁をいただきます。

また、今ほど町長が変更の理由について説明をいただきました。管理課といろいろお話した中で、変更理由と言いますと、やはり工事中において自治会からの要望というのは、ほとんどだと思っております。しかし、350万円ぐらいの工事に対して89万円の追加とか、400万円の工事についても70万円の追加、特に400万円、300万円の契約金額につい

て、ほとんどが40万円から90万円の間の追加となっているのです。これは、やはりもっと、先ほども町長も答弁がありましたけれども、もっと着工する前に、地元と協議をしていただきたい。何があっても追加は私はどうかと思います。それらについても答弁を求めます。

今、5分と出ましたけれども、最初1回目の答弁ができていないので、3回になるのか、4回になるのか、議長に委ねます。

○議長(辰己 保君)ここで暫時休憩を行います。再開は35分からです。

休憩午前10時20分

再開午前10時35分

○議長(辰己 保君)それでは休憩前に引き続き会議を開きます。教育長。

○教育長(藤野智誠君)本田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁が的を射てないということでお叱りをいただきましたのですが、間接的な表現をさせていただいたことがもともとまずかったのかなと反省をしております。

防犯ブザーという小さいものにつきましては、教育委員会から子どもたちに貸与をするということで、小学校1年生に入りますと、全員に持たせております。

ところが、その音の、いざというときの音の届く範囲というのが、無風状態であっても100mまで届くか届かないかというそういった製品でございまして、先ほど答弁させていただきましたように、集落の中で何かあったときに、それを押すと集落の中には届いて、地域の方々が駆けつけていただけると、そういうブザーでございます。

ところが、愛ぼうくんにつきましては、集落と集落の間、その距離がかなりありますので、特に集落と集落の間を、そして、しかも人家がまっまつともないというところに集中して50ヵ所立てたところでございます。

その10ヵ所はOKで、残り40ヵ所ということで、4番・5番・9番・12番・14番…等々あげていただきましたが、愛ぼうくんのこの地図の中でおきますと、私も全部確認してあるわけですが、例えば、斧磨から岩倉の方へ抜けてくる道のところに、先ほどご指摘いただいた4番・5番という、もしくは8番という番号があります。この周りには人家がございません。先ほど説明不足であったのですが、愛ぼうくんのところのブザーを押しますと、無風状態でありますと、製品としては300mの音が届くという、そういうシステムになっております。

まあそういったことで、集落の中である場合には、子どもたち1人ひとりが持っている防犯ブザーを鳴らすことによって、危険を知らせる。そしてまた、集落間の場合においては、この愛ぼうくんを押すことによって遠い集落にも、その音を、もしくは回転灯が回りますので、異常をお知らせするということになっております。

また、その防犯ブザーの通報時の体制でありますけれども、学校、役場もしくは警察、こういうようになるわけですが、それぞれ通報時の職場体制というマニュアルをつくってございまして、例えば、教育委員会に入りましたら、そこからどういふ順番に連絡を入れる、そして駆けつけるという、そういった体制のマニュアル本、ブザーの運用の要領といったものも作成して、周知を図っているところです。

また、先ほど、お見せしました愛ぼうくん、平成21年の4月1日からスタートしてございまして、この愛ぼうくんのプリントも愛荘町全戸に1枚ずつ配布して保存版として置いてくださいということ、そしてまた、区長総代会の中でも説明をさせていただいて、このことがどういう内容のものかという周知を図ってきたところです。

また、年度はじめになりますと、小学生は必ず字の担任が一緒についていって、ここに設置されている、ここにはこういう機能がついているというところで、子どもたちに毎年度周知を図っていると、そういったことになっておりますので、そのことをお知らせしておきたいと思っております。

また、具体的にご質問いただいた内容で、地図だけではわからんということでおっしゃっていただいたわけですが、

今後は、その地域の集落の自治会を通じての、そういったことについても、ぜひ大きな意味での地域防犯ということも兼ねて周知を図っていきたく、そのように思っております。

また、大きく2つ目では、これで本当に安心安全が守られているのかというご質問でありましたが、このことですべて機械があれば安全が守られるということは考えておりません。ここにこういうシステムがあるぞということ、不審者に逆に知ってもらうということが大事なことでありまして、今お話いただいたように、周知をしていく、この地域には50ヵ所もこんな愛ぼうくんが設置されているということ、広くいろいろなところで周知していくということは大事であると思っています。

また、人的なもので守っていくということが大事でありまして、現在、生涯学習課の方で学校支援対策本部というのを設置しております。そのことで、数を申し上げますと、ボランティアとして登録をいただいている方が、平成22年度4月以降で1月の段階まで2,800何十名、約3,000人、約ですが3,000人弱の人々がボランティアとして対応していただいているということもお知らせしておきたいと思っております。

これ以外に、個人的にお立ちいただいている方、そしてまた、字の集落の中で、老人会の方が来ていただいたりということがありまして、もっともっとたくさんの方が子どもたちの通学の安全のためにご協力いただいているということも申し上げておきたいと、そのように思います。

また、自治会に説明したのかという3つ目の、先ほどちょっと触れさせていただきましたが、21年度の4月1日に配らせていただいて周知をさせていただいたというところです。

それと、先ほど、どんな体制組織でというご質問もありましたけれども、ちょっと触れさせていただきましたが、マニュアルをつかって、そして役場へ直接入ったときはどうする、学校へ直接入ったらどうする、教育委員会の方に入ってきたらどうするという、そういった体制についてを確認をさせていただきながら進めているところです。

それと、5つ目にはまだこれから2ないし3ヵ所必要じゃないだろうかということをおっしゃっていただきました。広くは、現在は小学生のためだけの通学路の防犯体制と、こういうことになっておりますので、将来的には広く、地域の防犯ということも大きな視野に入れて、そしてまた機能につきましても、例えばブザーを押すと、同時に中にもし携帯を仕組んで起きますと、どこの位置で鳴ったかということもすぐわかるというような、そういうシステムを現在はもう開発されておりますので、そういったものも含めて、地域防犯のシステムのレベルアップというようなことも含めて、また町長部局とも相談しながら検討していく、進めていきたいと、そのように思っているところです。

以上で、先ほどの再質問の答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)次長。

〔教育次長辻孝志君登壇〕

○教育次長(辻孝志君)先ほど再質問の中で学校に決めさせたというふうなことで、次長が説明したということでお叱りをいただきました。このことについては、議員に対して説明不足であったということでお詫び申し上げたいと思っております。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)契約変更の件につきまして、22年度完了後の全体的な執行状況の資料につきましては、精査して提供してまいりたいと思っております。

それから、追加額が小規模な工事でも追加が、変更の割合が大きいというお話もございました。確かに小さな工事の割合に変更額が大きいなというのを感じているところですが、事前の地元協議等不足していると言いますか、その計画する段階において、地元の自治会なり、やはり近隣の人たちに、こういう工事をいたしますということを説明して、そうしたら、ここも一緒に頼むということ、その時点でできることはやっていくのがいいのかなというふうな思って

おりますし、地元協議をもっと兼ねるように考えていきたいと思います。

○議長(辰己 保君)建設下水道課長。

〔建設下水道課長田原秀郷君登壇〕

○建設下水道課長(田原秀郷君)ただいまの契約の変更ということで、建設下水道課の工事が、たくさんあるわけですが、少額の工事に変更がなされているという原因について、2、3ありますので申し上げたいと思います。道路維持の関係でございますけれども、工事期間中に、道路のほかで道路の陥没とかそういうところがありまして、緊急に直してくれという地元の要望等もありまして、こういった緊急性の高いものについては、そのときの工事に追加をしておりますし、また交通安全の工事につきましては、特にラインを引く場合は、東近江市の警察の交通課さんと一緒にラインを引く、当日に立会をして引くという指示を受けて引くということになりまして、警察の交通課の方の指示によって、だいたいラインが増えたり等の、そういう増額もございます。

あと、道路改良につきましては、何回か設計をまとめていくにつきまして、地元の役員さん、区長さん、地権者さんと設計協議をして何回かやって設計をまとめていくということをやっておりますけれども、現場が完成するにつき次第、地元の地権者さんのイメージというか、だいたいの頭に描いたのが見えてきますので、そのときには設計協議以外のことが要望として発生してくる例が多々ありますので、そういう面からでも、設計業務の段階で、設計の増額等がないように今後も努めてまいりたいと、このように思いますので、よろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹、再々質問を行います。

まず、今ほど教育長の方から防犯ブザー愛ぼうくんの再質問のご答弁をいただきましたが、集落間の中に建てているのだと、そして、音の方は300mの音が響くと、また子どもたちに年1回、周知をしているのだという答弁だと思っておりますが、防犯ブザー愛ぼうくんは何もないところに建てても意味がないのですよ。音が鳴っているだけで誰も気づかない。そのような愛ぼうくんではだめでしょう。先ほど言った番号、4番、5番、これはみな田んぼの真ん中にあるところなのです。その田んぼの真ん中に誰が行けますか。近隣何も民家がないところなのですよ、そこは。現地に行ったら、教育長、わかるでしょう。民家がそこにはないのです。ただ、赤色灯が回っている、ブザーが3分間なっているだけでは、子どもの安心安全ではないと思うのですよ。だから、お立ち見の通報ができるシステムをつくってくださいと。鳴れば、役場の教育委員会に連動するのだと、もしくは警察の方に行くのだと。それが子どもたちの安心安全な防御かなと思いますので、この点についても答弁を求めます。

防犯ブザーについて再質問を再度行います。再々質問を再度行います。

運用時間については午前7時から午後7時までの時間帯で作動しているわけなのです。確かに小学生の子どもたちも大事であります、中学生もまだ子どもであります。部活をされている中学生は、遅い帰宅になりますが、自転車通学や徒歩通学の子どもたちも、今日の社会情勢を見ますと、大変危険にさらされていると思っております。子どもたちは愛荘町の宝であり、将来を背負う子どもたちのことを考えますと、小学生だけではなく、中学生の子どもたちにも必要と考えますが、中学生については、どのような安全対策を考えているのか、教育長に答弁を求めます。

先ほど、防犯ブザー愛ぼうくんの設置場所のマップについて再質問をさせていただきましたが、全体的にわかりづらいというのが私の感想であります、私が思うには各小学校、学校ごとに、愛知川小学校区・東小学校区・秦荘東とか、そういうように学校ごとに分けた全体の地図ではなくて、学校区ごとの地図でもらったほうが子どもたちもわかりやすいかと、私はそのように思うのです。全体では、見ても、子どもたちがどこに何があるのか、もっと詳しく、保護者の方にも、そして地元の自治会や、安全のことを考えているのならば、そこまで周知徹底をしていただきたい。中途半端な防犯ブザー愛ぼうくんではだめなのです。先ほどから何度も言いますけれども、その点についても答弁

をお願いします。

入札後の工事請負費および委託料の追加変更による増額について再々質問を行います。愛荘町として、発注した工事についてですが、契約を延期した工事は今日までであると思いますが、平成22年度工事第49号町道常安寺橋梁改良工事があります。この工事は条件付き一般競争入札、総合評価落札方式で入札執行されました。

契約の工期は契約締結日から平成23年1月20日と思うのですが、たぶん延期になって1月31日もわかりませんが、工期延期になっております。現場を確認しますと、いまだに工事が完成しておりません。当然ながら、工事の延滞金も請求を出されると思いますが、なぜ、工事が遅れたのか。また、遅れた年利3.4%の延滞金を提供するのか、町長に答弁を求めます。

また、契約工期が遅れたことにより、何らかの罰則がかかるとは思いますが、その点についても答弁を求めます。私が聞いたところ、契約締結してから工事着手するまで数倍、数ヶ月かかったと聞いております。請負業者の都合により、工期の延期となれば行政としての何らかの罰則があると思います。そして、なぜ、工期の延期を承諾したのか、理解のできる答弁を町長に求めますので、よろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)今の常安寺の具体的なことでございますので、これは所管の課長から答弁をさせていただきますが、お聞きするところ、延滞金とか、こういったものは当然請求していくかなというふうには思っています。課長から答弁をさせていただきます。

○議長(辰己 保君)建設下水道課長。

○建設下水道課長(田原秀郷君)ただいまのご質問の、なぜ遅れたのかということ等でございますけれども、2つ大きな要因がありまして、1つは、請負人が橋梁の鋼材発注を巡って、商社との調整がつかずに解決に日数を要したというものであります。約3ヶ月間ぐらりは調整にかかったということでありまして、これは請負人の瑕疵によるものと判断しておりますし、もう1点は請負人から指摘があったもので、落橋防止装置というのがありまして、橋台と桁とをケーブルで結ぶ安全装置でございますけれども、その強度不足についてを指摘されたということで、町も橋梁の鋼材製造会社に確認をしましたところ、設計時に社内の調整ができておらず、その図面がコンサルに行ってコンサルの成果物としてうちに来た、成果物が平成19年に設計ができていたということでありまして、その図面が単独できていたわけで、その図面を修正するのに2週間(14日)かかったということございまして、その14日間につきましては、請負人の瑕疵ではないので、その14日間のみ工期を延ばしたと。それが1月20日から2月3日までということになりまして、その最初申し上げた1点の調整がつかぬという約3ヶ月間につきましては、請負人の瑕疵ということで2月3日から工事が遅れた分につきましては延滞金を請求をするということと考えております。以上でございます。

○議長(辰己 保君)教育長。

○教育長(藤野智誠君)本田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

3点あったかと思えます。民家の無い所に設置をしているということで、それで役にたつのかということではありますが、そのことについて若干データ的なことにお答えをしたいと思います。21年度、不審者が発生したのが9件でありました。愛ぼうくんの設置した状況で9件起こっております。そのうちの4件が路上ということでありまして、その次に数が多かったのは神社と公共のそういう施設のところに出たというのが3件ございます。9件のうちの4件が路上であったということで、大きな事故にはなっておりませんでしたけれども、発生している場所はそこだということが、集中するということがご理解いただけるかと思えます。

なお、これは隣町の東近江市のデータですが、年間に38件起こっております。そういった意味で、人口比のこともありますが、一定の効果があったのかなということも考えているところです。

今年度も6月に集中して7件起こりましたが、これは露出狂でして、中学生を相手にということ、話によるようなそういう不審者でございました。この件につきましては、警察の方で捕まえていただいたということになっております。ま

あ、そういったことで、路上に不審者が出るということについては、大半がそこに出るということで、防犯ブザーの愛ぼくんの効果がこれから求められるところであります。

ただ、先ほどからご指摘いただいていますように、いわゆる通報システム、そのものが、その当時では、例えば、隣の町で前もってやられたところがあったのですが、それにプラスして写真撮影のできるというシステムに1つレベルアップしたものをつくらせていただいたのですが、現状から考えると、やはり通報システムがしっかりしていて、子どもたちがブザーを押せば、それがどこで起こっているのかということが、こちらで、例えば学校、例えば町長部局、教育委員会そういったところに通報がぱっと入って、すぐ対応できるようにという、そういうことは今はもうできるようになっているわけですので、そういったレベルアップのことも含めて、これから考えていきたいと思っています。

また、中学生を含めてというお話をいただきましたが、これにつきましても、先ほど再質問のときに答弁をさせていただきましたように、中学生と小学生の通学路は別の道を走っていることが多ございます。また、高校生が駅に向かって走っている、そういったコースもまた別の道を走っている場合もあります。そういったことを含めて、例えば、小学生以外の中学生・高校生のそういった安全も考えてあげるといことになりますと、町全体の地域防犯ということにつながってまいりますので、先ほど答弁させていただいたように、町長部局と相談させていただきながら検討をしていきたいと思っています。

3つ目に、学校ごとの地図が必要じゃないかなということをおっしゃっていただきました。このことは、そのとおりだと思いますので、そういった学校別のそういったものをつくっていきながら、保護者や、また地域の皆さんにもご協力いただけるようなそんな方向へ検討していきたいと、そのように思っています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)これで、本田秀樹君の一般質問を終わります。

◇瀧すみ江君

○議長(辰己 保君)続いて8番、瀧すみ江議員。8番、瀧すみ江君。

〔8番瀧すみ江君登壇〕

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。一般質問を行います。

まずはじめに、新学校給食センターの運営について質問します。

新学校給食センターの調理について、行政は正規の町職の調理師が3名残るのでアレルギー対応食だけは直営にし、一般食は業者委託するとの考えを示しています。

私は12月13日に長野県松本市東部学校給食センターに視察に伺いました。松本市東部学校給食センターは8,500食を提供し、調理は直営です。松本市はアレルギー対応食の取り組みで全国的に有名です。松本市のアレルギー対応食は、一般食をつくる中で、それぞれのアレルギーが入る手前にアレルギー食用に分けられ、アレルギー対応食として専門の栄養士と調理師が別に調理します。

私はアレルギー食専門の栄養士さんに、「アレルギー食担当の調理師さんは一年中その担当をしているのですか」と質問すると、「アレルギー対応の調理師は神経を使います。精神的に厳しいものがあるので、3週間ごとに一般食と交代しています。また、一般食を知らなくてはアレルギー食をつくることはできません」との説明でした。

また、私は、2月8日に米原市東部給食センターに運営について視察に伺いました。米原市では3,000食規模で調理は直営です。調理員の体制は正職員5名、常勤臨時職員17名+調理補助員の非常勤臨時職員若干名です。下処理・調理・炊飯・揚げ物・和え物の5班のグループ制をとっており、1班4人制で1週間ごとに5部署を移動する、正職がグループに1人ずつ入る、必ずいずれかの班長正職1名は、自らの部署とアレルギー食を担当する、兼務は5週

間一週間の輪番制です。

また、一学期ごとに各班のメンバーを入れ替えています。常勤臨時職員は、22年度、給食日数191日に18日プラスして209日間出勤しています。午前中は23人体制、午後は21人体制で、主に洗浄を行います。

アレルギー食は、一般食調理の段階から除去作業を行います。平成22年度はアレルギー食が必要な41名に100%の対応をしたそうです。栄養士1人と調理師1人の体制は無理がない体制ということです。

その前提として、先に述べたように一週ごとに調理師がローテーションしているという体制があります。松本市と米原市は同じ取り組みでアレルギー対応食を充実させています。

1点目として、アレルギー食は専用栄養士と調理師でつくっている、2点目として、アレルギー食をつくる調理師は精神的負担が大きいので、短期間でローテーションしている、3点目として、一般食調理の段階から除去作業を行うということです。

2月18日の議員全員協議会で、教育委員会は、調理のうち一般食を業者委託にする旨、3業者の見積もりを出し、調理すべて直営の金額とを比較する表を出しました。そのままの合計を見比べれば、直営よりも約1,500万円から2,000万円委託の場合の方が安くなります。しかし、その比較表には、アレルギー食を直営にするとおきながら、アレルギー食を委託金額にしている、直営の人件費に消費税をかけている、町費の栄養士の配置は予定していないのに、町費の栄養士の費用を見ているなど、大きな間違いがいくつもあり、正しく判断できる内容とは到底言えませんでした。

さらに、教育委員会は、2月18日の議員全員協議会では、安い方から3業者をだして、一番高い見積もりを出したもう1業者を省いていながら、予算計上のときは一番高い業者を加えた4業者平均した金額を出しています。2月25日の教育民生常任委員会の席上、「なぜ、業者を全部出して委託と直営の比較をしなかったのか」という私の質問に、「高いから除いた」と答えています。直営と委託を比較では、委託は安いことを見せつけるために、3業者しか出さず、予算のときは4業者を平均したことで、教育委員会のご都合主義、不誠実な態度が明らかになりました。これは議会を愚弄する行為であることを強く訴えておきます。

予算に計上された調理委託分の4か月分の金額を1年分に換算して、直営分をプラスすると、調理関係の運営費は年間9,304万8,000円になります。これを調理全般直営にした場合、正職調理員9名とパート調理員11名として、委託と同じように見積りを出せば、合計が年間9,120万5,000円となり、直営の方が委託した場合より184万3,000円安くなります。この場合、正職の調理師を6名新規採用することになるので、人件費はさらに安くなると見込まれます。

行政は、業者委託は安上がりということを最大のメリットにしますが、そのメリットすらありません。効率化を図るために業者委託をすと言いますが、愛荘町が言うやり方こそ、どこから見ても非効率そのものです。

アレルギー対応食の手順としては、前日に打ち合わせを行い、一般食調理の途中でアレルゲンを除去したのを持ってきて、アレルギー対応食をつくる。それは全体的な連携、つまり全調理員が認識を共有することが重要です。アレルギー食は日によって仕事量が違い、献立によっては食数の多い少ないがある、ほとんどないときもあるそうです。愛荘町が言うようにアレルギー食だけ直営なら、献立が全くない場合、手が余ってしまって、そういう場合での一般食に回ることはできません。また、一般食とアレルギー食の指示系統が別になれば、担当職員はアレルギー食を一から調理しなければならず、手間がかかります。指示系統が別ならば、一般食とアレルギー食の調理はまったく違った形状になってしまうことも懸念され、そのしわ寄せが子どもたちにきます。

アレルギー食の調理師がローテーションすれば、一般食の状況がわかり、精神面も保障されます。私は先進地に実際に行って情報を得てきて、行政が言う一般食は行政委託、アレルギー食は直営、このやり方は無茶苦茶なやり方で、行うべきではないという確信を持ちました。12月議会で訴えたように、偽装請負の危険性もあります。調理を業者委託することのメリットはないことは明らかです。行政は安易な考えを改めて、調理全般を直営にすべきです。

新給食センターでは、県費の栄養士が2名配置されることをお聞きしています。松本市でも米原市でもアレルギー食

を調理する際には、必ず栄養士が入り、調理師と一緒にアレルギー食をつくっています。アレルギーは命に関わることなので調理師だけでは無理があります。栄養士は調理師と立場が違い、仕事も違います。栄養士は子どもたちのアレルギーの状況、情報をファイル化し、その対応食を把握するのが仕事です。アレルギー食の場合は、常に栄養士と調理師がセットで入らなければ危険です。安全安心の給食を行うためには必要絶対条件です。

以上のことから、第1に調理全般を直営にすること、第2にアレルギー対応食の調理現場には調理師とともに常に栄養士を配置すること、第3にアレルギー対応食の調理師を短期間でローテーションさせることを提案しますが、答弁をお願いします。

次に、生ごみの堆肥化促進施策について質問します。

私は昨年10月に水口テクノスという生ごみから堆肥をつくる会社に視察に行きました。各家庭にあらかじめ堆肥を配り、その家庭の容器に堆肥・生ごみ・堆肥・生ごみというふうに堆肥と生ごみをサンドイッチ状態してもらったものを集落に設置してある生ごみを入れる容器に出してもらって、その容器を収集しているとのことでした。集落の容器を収集するときに、空の容器に入れ替え、袋に入った堆肥を置いておき、各家庭に堆肥を還元してリサイクルしています。収集した生ごみと堆肥は工場ですべて堆肥になります。工場を視察させていただいて驚いたのは、建物には基本的には攪拌するだけの簡単な機械だけということでした。

生ごみは第1次発酵に約9日間、第2次発酵に約40日間かけて堆肥にするのだそうですが、機械で無理に加工するのではなく、自然に任せて堆肥にするという、簡単で環境にやさしい方法で行われていました。

この施設をさせていただいてから、私は家で同じように堆肥を生ごみに混ぜて堆肥化しています。それ以来、生ごみはごみとして出さずに、家庭で堆肥にしています。家庭で容器に入れて置いた生ごみを収集に出す場合、容器の底に生ごみから出てくる水分が溜まり、強烈な臭いを発し、ごみに出すときに手にでもつかうものなら、その臭いはなかなか取れずに、いつもいやな思いをしていました。

しかし、堆肥化を始めてからは、容器の底に敷いた堆肥が生ごみから出る水分を吸ってくれて臭いもなく、いやな思いをすることがなくなりました。また、堆肥と生ごみを混ぜておくだけで、堆肥になることを実感しました。規模が大きくなっても、このような方法なら高い費用をかけずに、また各家庭に還元でき、地球にもやさしく、生ごみを処理することができるという確信を持っています。

10月に湖東地域一般廃棄物広域化事業促進協議会の「ごみ焼却方式とその特徴」というテーマで研修がありましたが、そこでも、水分が多いごみの投入は焼却炉が傷むというような内容が出されていました。それはどの焼却炉であっても同じで、リバースセンターも同じ悩みを抱えています。限界以上の大量のごみを処理しているリバースセンターを長持ちさせるためにも、水分を燃やさずに機械の傷みを緩和させること、生ごみを別収集にしてごみの減量化を図ることが必要です。

以上のことから、生ごみの堆肥化施策を行政として進めていくことを求めますが、答弁をお願いします。

次に、障がい者の防災対策について質問します。

平成21年3月に出された愛荘町障がい者計画の4『安全に暮らすことができるまちづくり』の中の②防犯・防災体制の整備に次のように書かれています。(ア)現状と課題では、障がい者が安心して暮らせる社会を実現するため、日頃から支援体制を確立し、障がいの特性に応じた防災体制の充実を図ることが重要であると書かれています。

また、(ウ)具体的取り組みの2、避難体制の整備では、障がい者に対する災害に関する緊急情報の連絡体制の整備、地域防災拠点、避難所などにおける情報連絡体制の確保について、障がい者、障がい者団体、民生委員、児童委員、ボランティア団体等との連携を図り、整備しますと書かれています。

障がい者の防災対策は、個々の障がいごとにきめ細かなマニュアルをつくっておかないと、いつ来るかわからない災害に備えることはできません。そのことを、障がいを持っておられる町民の方に周知徹底し、日頃から防災に備え

る心構えを持っていただくことも必要です。

以上のことから、障がい者の防災マニュアル作成への取り組み状況の説明と、1日も早く障がい別のきめ細かい防災マニュアルを作成することを求めますが、答弁をお願いします。

最後に、住宅リフォーム助成について質問します。

これについては、12月議会でも一般質問で取り上げましたが、平成21年度は国の補助を受けて行ったとの答弁でした。住宅リフォーム助成制度は、仕事がほしいという中小企業の声に応じて、全国180を超える自治体で実施されていますが、助成の10倍から20倍を超える経済波及効果が生まれています。

愛荘町でも平成21年度、1,230万4,000円の助成額の12.4倍の1億5,300万円の経済波及効果が生まれました。1月29日、参院本会議で政府は、「住宅市場を活性化させる観点から、住宅リフォーム助成の推進は極めて重要だ。住宅リフォーム助成制度については、社会資本整備総合交付金を活用することができ、今後とも支援していく」と述べました。

社会資本整備総合交付金の対象に地域住宅支援分野の事業があります。このような国の交付金を活用することも考え、住宅リフォーム助成を再度実施することを求めますが、答弁をお願いします、終わらせていただきます。

○議長(辰己 保君)副町長。

(副町長宇野一雄君登壇)

○副町長(宇野一雄君)4点目の住宅リフォーム助成事業についてのご質問にお答えをいたします。

平成21年度に実施いたしました愛荘町緊急経済対策住宅リフォーム促進事業につきましては、厳しい経済情勢の中にあって、地域経済の活性化および雇用の安定化に寄与するため、緊急的な経済対策の一環として、国の緊急経済対策にかかる交付金を活用し、実施した事業でございます。

ご質問の社会資本総合整備交付金を活用し、住宅リフォーム助成を再度実施してはとのご質問でございますが、社会資本整備総合交付金につきましては、国土交通省所管の地方公共団体を対象とした個別補助金等を1つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、平成22年度、今年度でございますが、創設されたものでございます。

この交付金は、活力創出基盤整備、水の安全・安心基盤整備、市街地整備および地域住宅支援の4つの分野で構成されておりまして、各分野の政策目的を実現するために、地方公共団体が作成いたしました社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に国が支援しようとする制度でございます。

その中の地域住宅支援分野を活用することを考えてはとのごことでございますが、地域住宅支援につきましては、地域住宅計画に基づいた事業、いわゆる地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第6条第1項の地域住宅計画に基づく事業等が対象となります。

具体的には、まず地方公共団体において、社会資本総合整備計画を策定し、その計画のもとに地域住宅支援につきましては地域住宅計画を策定し、基幹事業といたしまして、公営住宅・地域優良賃貸住宅の整備、既設公営住宅の改善、関連公共施設の整備等々、また、地方公共団体独自の提案事業、いわゆる関連事業でございますが、民間住宅のバリアフリー改修、公営住宅等と社会福祉施設等の一体的整備等が対象となります。

したがって、本町では社会総合整備計画をもとより、地域住宅計画の策定はいたしておりませんので、社会資本整備総合交付金を活用して、住宅リフォーム助成事業を実施することは、交付金の採択基準からして困難と考えます。

ちなみに、今議会に提案しております平成23年度予算の中で、社会資本整備総合交付金の活用を前提に、仮

杯ではございますか、「賑わいのあるまちづくり計画」の策定をおこない、国土交通省の認可を受けていきたいと考えております。

このことは、東の金剛輪寺、西の中山道をランドマークといたしまして、この2つを面的・線的に結び、交付金を活用しながら、社会資本整備を行おうとするもので、平成24年度から平成28年度の5か年間で、基幹事業および関連事業を進め、本町の賑わいと活性化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、平成21年度に実施いたしました愛荘町緊急経済対策住宅リフォーム促進事業は、ご質問でも触れていただきましたとおり、補助対象事業費と補助金額を比較いたしましても、一定の経済波及効果が出ていることは事実と考えます。したがって、今後、国の交付金等で活用可能な事業等が創設されましたならば、住宅リフォーム助成事業の実施につきまして、検討をしてみたいと考えております。

○議長(辰己 保君)住民福祉主監。

〔住民福祉主監福田俊男君登壇〕

○住民福祉主監(福田俊男君)瀧議員のご質問のうち、2点目の生ごみ堆肥化促進施策についてと、3点目の障がい者の防災対策についてお答えします。

まず、1点目の生ごみの堆肥化施策についてですが、現在、リバーセンターへ搬入される燃えるごみでは、固形燃料として適するごみが約50%、水分が40%、その他不適合物が10%となっており、今日までも美化推進委員会や各団体等でのごみ減量化研修会を通じて、家庭での生ごみの水切りの徹底を啓発するとともに、生ごみ処理機設置補助金など、ごみの減量化と再資源化に努めております。

環境保全を総合的・計画的に推進するため、愛荘町環境基本計画に基づき、環境保全関連の活動を積極的に推進するため、町民や事業者など20名で構成するエコパートナーシップ会議を平成21年度に設置し、資源循環型社会専門部会ならびに環境保全型社会専門部会において、実践的な取り組みの企画や進行管理などに取り組んでいただいているところでございます。

資源循環型社会専門部会では、ごみの排出抑制・再利用・再資源化などの観点から、旧水口町の取り組みや、水口テクノスの視察研修など、生ごみの堆肥化等の取り組みについて協議いただいております。

ごみの減量化と再利用の観点から堆肥化という方法はひとつの手段であると考えられますが、発生した有機肥料の活用や処理先に加え、現在関係機関で協議しております湖東広域ごみ処理施設整備計画の処理方法との調整など、課題もあります。

いずれにいたしましても、限られた資源を有効に活用するため、今後、エコパートナーシップ会議からの提案を尊重しつつ、生ごみの再資源化も視野に入れながら、資源循環型社会づくりに努めたいと考えております。

次に、2点目の障がい者の防災対策についてですが、障がいの有無に関係なく、すべての住民が地域社会の中で、ともに支えながら暮らすことができるまちづくりをめざして、障がい者計画を平成21年度に策定し、ニーズに応じた生活支援が包括的に享受できる社会環境の整備と、障がい者自らが積極的に社会参加し、自立した生活に向けた支援に努めているところでございます。

また、地域防災計画や昨年度策定した地域福祉計画に基づき、災害時に迅速に行動ができずに支援を必要とする障がい者の方々にはもとより、高齢者や難病患者、乳幼児など、災害時要援護者対策について協議するとともに、役割分担やネットワークの構築などの対応が求められ、民生委員・児童委員協議会において、災害時1人も見逃さない運動を展開されているところでございます。

現在、災害時要援護者として考えられる方の情報については、各課が業務に必要な範囲の情報を個別に管理している状況であり、迅速な対応を図るため、関係職員などで組織する災害時要援護者支援対策検討委員会を設置し、個人情報取り扱いや情報の共有化などについて、研究をいたしてまいります。

付いているという状況が伺えます。行政が手を差し伸べることで、地域が元気になるわけですから、まずは国の交付金活用、活用できるものが今ないとしても、まずは町単独で行い、そのあとで国の交付金が活用できたら、それを取り入れていくというやり方も、十分できる話です。

とにかく、地域の業者を今救えるのかどうかと問われる問題であることを考えていただきたいということです。これについての見解を求めておきますので、答弁をお願いします。

次に、障がい者の防災対策について再質問します。先日、豊郷町のステップアップ21で月1回、聴覚障がい者の方を対象にした手話サロンという取り組みを行っている中で、聴覚障がい者の方と民生委員さんの交流会がありました。

私は、度々そこにボランティアで参加しているわけですが、その交流会の中で、前半は聴覚障がい者の方の講演がありました。その中で、地域の関係者や要援護者本人が「障がい者や高齢者など要援護者1人ひとりの緊急災害時に役立つ緊急時災害対策を進めてほしい」ということを言っておられました。

また、3月6日に甲賀市で行われた第26回聴覚障がい者福祉大会決議の中に、行政主導による緊急情報の通報、連携体制を整備・拡大させようといった決議も行われました。それぞれの地域に、どのような障がいを持った方がおられるのかを把握して、災害時にはご家族はもちろん、近所の方や地域の役員さん、民生委員さんが援助していく緊急時災害時対応マニュアルとネットワークを、それぞれの地域で取り組んでいくための行政の提案と指導が、今答弁でも言われていましたが、より細かいそのようなものが必要になってくると考えますし、その中心としての行政主導の緊急対応の整備も必要だと思います。

やはり、これらの取り組みを早急に整理して、いつ起こるか分からない災害に備えていただくこと、重ねて求めておきますので、答弁をお願いします。

最後に、新給食センターの運営について再質問を行います。答弁としては、平成19年度の学校給食のあり方検討委員会の提言や、教育委員会の議決を尊重して、一般食の調理を委託にもっていきたいということ言われています。

そのことですが、私は、この間、教育委員会にお願いいたしまして、学校給食のあり方検討委員会の会議録を閲覧させていただきました。それで、この中には、ここで決められたというふうな感じで、再三会議の中でも言われているわけですが、この中の発言の中では、「これからの検討課題にしてもらいたい」とか、「これは検討委員会として、運営のことは立ち入れん、立ち入ることができない」とか、そういう発言をされているわけです。

そして、第8回の最終回の時の会議録には、給食施設の管理運営については、先ほど言われました第3ということで、「公の主体性を失わない方法とし、一部民間委託する方法など効率的な運営をする」ということを、7回目の時はただ「効率的な運営をする」というふうなことを決められたのですけれども、「一部民間に委託する方法など」というのを8回目の時に付け加えられたわけです。これにこういうことを言われて、そのあとのまた発言がありまして、「このことは、ここまで民間委託をしないとか、そこまで委員会として踏み込みすぎかという気がするし、こういう方法もありますよ、効率的にやってくださいということだけでいいのではないのでしょうか」と、そのように言われているわけです。そして、提言の中でも、調理のことは触れられておりませんが、「一部民間に委託する方法」としか言われていません。ですから、調理のことを民間委託するということは給食あり方検討委員会で決められたことではないと、この会議録閲覧を見させていただいても、私としては判断させていただいたわけですが、ですから、一部委託というのは配送の委託というのがありますし、こういう方法もありますよということで、方法だけでいいのじゃないでしょうかとされていますので、だから、これをとらえて決まりましたという、ここで決められましたということにはならないと思います。

それに、先ほど、それに加えて、教育委員会の方で議決をされたというふうにも言われました。この教育委員会の平成

19年10月17日に行われた会議を、私は「閲覧させていただきたい、会議録を閲覧させていただきたい」と申し込みましたけれども、「情報公開条例に則って申請してほしい」と教育委員会の方に言われ、申請しましたけれども、今日の時点ではまだ連絡もありませんし、閲覧もさせていただいていません。そこで、やはり、決まりましただけでは結局納得のいくことにはならないわけで、教育委員会でどういう内容が話し合われたかということについて答弁をしていただきたいと思います。

そして、もう一つ、委託に決められたというわけですが、委託のメリットは何か、それについて答弁をお願いします。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、住宅リフォーム助成事業についての再質問にお答えいたします。

厳しい経済環境のもとで、零細事業者さんと言いますか、小さい業者さんが厳しい経営状況に置かれているということは認識もいたしております。したがって、平成21年度に行いましたリフォーム助成事業によりまして、結果を見まして、経済波及効果があったということは事実というように思っております。

そこで、先ほども質問にございましたように、社会資本総合整備交付金を活用しては無理があるということで、今後、財源を捻出しながら一度考えていきたいということを行ったわけですが、議員のご提案でございました「いったん単独でやって、あとで交付金等が出たら、追いかけて財源譲渡したらいいのじゃないか」というような趣旨であったかと思うのですが、今の制度上、いったん単独でやりまして、あと交付金ができたらと、そこへ充当するということは交付金の採択基準上、既設事業には充てられないというような分野もあります。

したがって、今後厳しい経済情勢の中で、緊急経済対策が多々国の方で創出されるように思っておりますので、そういった中で、適材補助金等ができましたら、それに準じて考えてまいりたいと、こう思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長(辰己 保君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)緊急時の災害対策や、あるいはまた情報の提供などの体制の構築についてのご質問だと思っておりますが、まず、先ほど申し上げましたように、障がい者の方につきましては、身体障がいあるいは知的障がい、精神障がいのそれぞれの種別ごとの障がいをお持ちの方もございまして、その中に、また高齢者の方、あるいはまた難病患者の方、乳幼児の方々もおられるわけでございまして、現在につきましても、これらの方に対する対応につきましては、それぞれの分野ごとに対応を検討させていただいておりまして、特に防災ファックス等も整備させていただきながら努めているところでございます。

そういう中で、まずは個人保護条例で一定プライバシーの保護もあります関係から、現在、関係課で職員で組織いたしておりますが、研究機関を設けて、それぞれの個人情報の取り扱いについての検討をいたしているところでございまして、条例に基づきます情報の提供等についての研究をしながら、合わせて災害時の要援護者のまずは登録台帳を整備していきたいというふうなことを思っております。

そういう中で、関係機関と役割分担をさせていただきながら、ネットワークの構築をさせていただいて、整備に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(辰己 保君)教育長。

○教育長(藤野智誠君)瀧議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目のあり方検討委員会の決定された内容ということで、ご確認をいただきました。おっしゃるとおりでありまして、一部民間に委託する方法など、公の主体性を失わないようにということで、提言をいただきました。

ただ、平成18年の7月に、当時の川口教育長が、あり方検討委員会に内容をお願いする、2つするということで、はっきりとコンセプトを申し上げておられました。その中で、公設公営でいくのか、公設民営でいくのか、すべて民営でいくのか、という点について、まず、そのコンセプトを申し上げたいというふうに思っております。

西側の人がいろいろなのは、ていつんことどうんか 提言をいろいろさんいろいろコンビンドで入ってほしいです。

ご存知のように、8回の討議を進めていただきましたが、あり方検討委員会としては、先ほど申されたように、はっきりと民営で調理をやりなさいということまで踏み込んでいただけませんでした。そのあと、そういった討議の内容を逐一、教育委員会そのものにも報告をさせていただいてということで、教育委員会としては、それを、その提言を受けて、調理については委託をするということを決めていただいたということです。

そのことにつきましては、昨年の秋、あり方検討委員会、給食の流れということで、皆さまにもお示しをさせていただいて、その当時の教育委員会が議決された内容も「A4」1枚の紙面にして、お配りをさせていただきました。

ただ、委員会の討議の内容ということになりますと、どの委員さんがどんな発言をされたかということのプライバシーに関係することがありましたので、手続き上、先ほどのようなことを申し上げてお願いをしたところです。

その次、委託のメリットはということで、最終確認をしていただきました。大きく分けては、人事管理と人件費ということになります。

1つは、人事管理なのですが、長期休み期間中に正規の調理員さんをたくさん採用して雇用していたということになりますと、なかなか40日間、仕事をしていただく内容がなくてということになります。業者に委託をしておりますと、他の調理施設へローテーションさせるとか、いろいろなことでうまく回転していくのかなと思っています。なかなかすべて公でやって、公の人を40日間何か仕事をしてもらうという内容はなかなかないということで、人事管理面では非常に苦しい部分があるということ。

2点目に、人件費につきましては、正規で調理人の方を雇っていくということになりますと、当初はそこその金額で済むかも知れませんが、年々再々、5年、10年、15年、20年という年数を過ぎてまいりますと、人件費が高んでくるということで、このことも委託の方がいいというようなことを検討して決めたところでございます。以上です。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江、再々質問を行います。

もう時間がないので、本当に手短に行きますけれども、先ほどの調理を委託することのメリットは何かということで、人事管理・人件費のことを言われました。

人件費については、私が1回目、最初の質問で申し上げましたように、長い間勤めている方の人件費を積算して試算をしたものを、今回教育委員会はあげられているわけで、それに、それで計算しても委託の費用より安いということになりますので、それについては根拠はないということになります。

そして、人事管理の面ですけれども、結局、人事管理ということは、行政の都合しか考えていないことになります。委託するのは自分たちのためであると、そういうふうを感じるわけです。子どもたちのため、現場の労働者のためではないということが、今の答弁でも明らかだと思います。

このようなことは、やはり、委託するという根拠にはあたらない、もう一度よく考えていただきたいということを訴えておきます。これは答弁まっこうです。

次に、先日、教育民生常任委員会が行われたわけですが、これについて、教育委員会は今まで出した資料の説明をもう一度再度行いました。その中で、2月18日に全員協議会を出した3業者と直営の比較表について、一番高い事業者を除いたことについて、誤りを認め、委託が安いということを示すために出したと、まあ先ほど私が指摘したことを真摯に認めていただきました。

しかし、この比較表は現実と異なる部分がいくつかあり、今言いましたように、議員が正しく判断できる材料になるものではありません。今一度、行政が提示した調理全般を直営する場合の金額と、普通食調理を委託し、アレルギー対応食調理を直営する場合の予算計上金額の1年分を比較した表を、これこそ正しい判断材料になる資料になると思いますので、早急に議員に提示されることを求めますけれども、答弁をお願いしまして、再々質問を終わらせてい

たきます。

○議長(辰己 保君)教育長。

○教育長(藤野智誠君)2点のことにつきましては、答弁はよいとおっしゃいました。最後の正しい資料を提示するようことということで答弁をさせていただきます。

本日の会議が終了次第、委員運営委員会の方にお願いをさせていただきまして、全員協議会をお開きいただきたいということをお願いをさせていただこうと思っています。そして、その中で、予算を設計しました金額、そういった資料をまっぴりとお出ささせていただきたいと、そこで説明もさせていただきたいと、そのように思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)これで、瀧すみ江君の一般質問を終わります。

暫時休憩をします。1時から再開とします。

なお、1時までの休憩中の12時45分から、議員のみの全員協議会を開かせていただきます。その昼食場所でさせていただきますので、よろしくお願いします。

休憩午前11時51分

再開午後12時59分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

◇伊谷正昭君

○議長(辰己 保君)一般質問の続きを行います。次に、7番、伊谷正昭議員。7番、伊谷正昭君。

〔7番伊谷正昭君登壇〕

○7番(伊谷正昭君)7番、伊谷正昭です。一般質問をさせていただきます。

1つは、まちづくり交付金、自治会の各事業と活動に対する補助金・助成金についてお尋ねをさせていただきます。各区のまちづくりは、区民と行政の協働(パートナーシップ)すなわち、対等的な協力関係によって、町行政の施策の推進および各区行政の推進を図る目的によるものがあります。各区で展開をされておられる区民の自主的、自発的な活動の定着と、区民による心触れ合う元気なまちづくりの促進を行い、あらゆる人々が個人として尊重される地域社会で生き生きと生活をし、全員参加と平等が享受できるまちづくりを進めていかなければならないと思います。そこで、コミュニティ活動の拠点であります区施設の障壁を取り除き、安全で快適に利用できるような施設、または設備の整備事業の推進と、区民による個性あふれるまちづくりが進められるような区行政の実施できる地域振興や集落の活性化を図る一方、地域住民のコミュニティ組織が主体となつての研修・養成等の育成事業を通じまして、コミュニティの健全な発展を図り、各区の活動をされている区民の自主的、自発的なまちづくりの活動の定着と促進を図るために、地域のまちづくり計画に基づいての区のまちづくり事業、または各区の管理する道路および水路の整備を図り、もつて区民の生活環境の向上に寄与する事業、さらにはみんなで築く生涯学習のまちづくり、地域の子どもの育成活動、ふれあい交流活動を通じて、区民の皆さんが元気な力で区のまちづくりと人づくりを、区長、区役員が丸となつて活動を推進をしていただいております。

このように小さなまち(区)が、区民一人ひとりがそれぞれの活動に参加されていることは、愛荘町の行政施策と愛荘町のまちづくり、人づくりに大いに寄与されていることは、まさしく区民と行政のパートナーシップでございます。これがまさしく地域主権、すなわち住民主権であろうかと思ひます。

そこで、平成23年度には、愛荘町のまちづくり交付金、各事業の活動の補助金・助成金の見直し施策の検討をされ

る予定でございますが、今日まで、実施をされている交付金・助成金の減額をしない現状維持と、9へ（の争案の継続維持についての答弁を求めるところでございます。

2つ目につきましては、学区単位の（仮称）まちづくり協議会の設置についてお尋ねするわけですが、今日の愛荘町では、大小60の自治会（区）がございます。この自治会ごとに区活動および事業の計画の立案、独自の展開をいただいておりますが、これらの活動は、各自治会単位の中だけの区行事に取り組んでいただいているわけです。

一方、地区外、隣接区域外になりますと、関係がないものと考え、隣接区ごとの閉鎖的な自治活動に終始され、近隣自治会との交流もございません。このようにそれぞれの自治活動では、地域の発展がないものと考えております。区長会は年数回ございますが、自治会が60地区余りございます。町の行政からは一方的な事務連絡と報告があるのみでございます、区長会としての研修も毎年実施をされていないようでございます。

また、年に数回の区長会においても、60人余りの大勢の区長では、交流もままならない現状、状況でございます。このような区長会の内容では、あまり効果がないように思われます。

そこで、小学校区単位の（仮称）まちづくり協議会を設置をし、それぞれの地域の課題の話し合いで地域のお年寄りが元気に暮らせるような高齢者サービスの充実、子どもたちを犯罪や事故から守るために防犯体制の充実、さらには災害に備えて、みんなが助け合う仕組みができるようなこと、さらに、地域の運動会、夏祭り、このようなことも地域で持ち回り事業が実施できると思われます。地域の課題を解決するには、それぞれ地域の事情に詳しい自分たちの地域を解決し、早期に取り組むことができると思います。

このように自治会、老人会、子ども会、民生委員、また地域の住民、また地域の企業、その他の団体が、まちづくり協議会のメンバーとして話し合い、活動および事業の展開を行い、地域活動の実績により、補助金等の支援を受ける制度を設けることが、それぞれの地域の発展につながると思っております。まちづくり協議会、組織のつくりについて、具体的な考えについて答弁を求めるところでございます。

3つ目につきましては、地産地消のまちづくりについてお尋ねをさせていただきます。

給食センターの建設も本格的にスタートしたわけですが、今年の11月末には竣工の予定でございます。この愛荘町におきましては、地産地消、これから取り組んでいかなければならないことだと思っております。愛荘町の地域の食料自給率は低い位置にありまして、町民の多くが外国の食料に依存している実態は、今日の輸入大国の持つ不安と、地域農業の困難さの縮図といえるべきものであります。

WTO体制のもとで、食料自給率の低いわが国に対し、近隣の国から市場開放の要求がますます強まる中、生産・輸送・貯蔵の過程で使用されます農薬の残留、遺伝子の組み換え作物、また家畜伝染病、抗生物質などによる食に対する不信が高まっております。このような状況のもとで、食料・農業・農村基本法が制定をされております。

食の安全・安心と、食料自給率の向上が緊急な課題になっていることを鑑み、愛荘町の町民に食料を供給するために、農林産業を町の基盤産業に位置づけていただき、地域の食料自給率の向上を図り、また、農林産業の振興のための生産と経営に関する技術を再構築とし、必要以上の農薬・化学肥料・抗生物質や家畜医薬品の使用を抑え、さらに、農産物についても有機質による土づくりを基本とした生産技術の普及を図り、安全な食料の安定生産を積極的に推進をし、同時に広く消費者に理解を求め、町民の健康を守る地産地消、食育の実践を強力に推進進めることが大事だと思っております。

このような以上のことを踏まえまして、食料の安全性と安定供給の確立をするまち愛荘にするためには、地産地消地域、さらには有機農業の推進を3本柱としたら、地域の農林産業の振興を基軸とした愛荘町のまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

そこで、農と食とのまちづくりの条例の制定が不可欠であると思われませんが、このことについても答弁を求めるところでございます。

以上、質問を終わります。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)ただいまの伊谷議員さんの質問のうち、2点、自治会の活動にかかる助成金、それから地産地消、食育についてお答えをさせていただきます。

まず、自治会に対する補助金等につきましては、これまで自治会の発展に大きな寄与をしてきたものと認識をいたしております。旧愛知川町と旧秦荘町が合併いたしました際、それぞれの旧町で実施されていた自治会への対応は、かなり違いがあったようですが、合併協議会では自治会対応の激変を避けるため、とりあえず複合的に統合し、除々に見直していくこととされたところであります。

昨年1月、町内でまちづくり補助金等制度見直し検討プロジェクトチームを設置し、検討を重ねてきました。その検討内容は、まだ確定いたしておりませんが、事業の整理や補助限度額、補助率等を見直しながら、基本的には町総合計画の最終年度となる平成29年度まで現制度の基本を維持し、抜本的な見直しはその後と考えております。

この中で、平成23年度で終了予定としておりますわがまち夢プラン事業につきましても、平成18年度から23年度までの6年間の実績や自治会の取り組み状況を考慮し、最終的な調整を今後進めたいと考えているところであります。次に、地産地消と食育および条例づくりのご提案につきましてお答えいたします。

国におきましては、平成22年3月に農政の基本指針である食料・農業・農村基本計画が見直され、日本の食料自給率を平成20年度41%から、平成32年度には50%まで引き上げることが目標とされました。

これらの基本方針を受けまして、地産地消対策につきましては、町では新年度新たにパイプハウスの設置補助金を設け、野菜等の栽培農家の促進を図りたいと考えております。また、地産地消は1町単位の狭いエリアで対応することには限界もありますので、湖東定住自立圏で策定を進めています地産地消行動方針に基づきまして、具体的な取り組みを展開していくことを検討中であります。

食育につきましては、平成22年3月、昨年3月、1年前ですが、策定いたしました健康あいしょう21に盛り込んでいます食育基本計画によって、その推進に努めてまいりたいと考えています。

有機農業につきましては、滋賀県が平成15年4月に制定した滋賀県環境こだわり農業推進条例によりまして、農薬や化学肥料の使用量を50%以下に削減するよう、これに基づいて啓発、普及をまいりたいと考えております。また、ご提案の食と農のまちづくり条例につきましては、広大な優良農地と経験豊富な農業従事者を抱えている当町にとりましては、大変有意義な1つの方策かと考えますので、先進例など研究をまいりたいと考えております。以上です。

○議長(辰己 保君)総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、(仮称)まちづくり協議会の設立につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

ご承知のように、平成29年度までの愛荘町まちづくり基本構想が策定をされております。そのまちづくりに取り組む基本姿勢として、これからのまちづくりにおいては、一人ひとりの対話と共感を基調とし、地域の個性や資源に磨きをかけながら、住民自らが責任を持った主体的なまちづくりと、そのような住民を主役とした行政の展開が必要であります。

自分たちの町のことは自分たちで考え、話し合い、決定し、ともに取り組むという自己決定、自己責任の原則に立って、相互理解と信頼に基づいた住民と行政の協働によるまちづくりを目指すこととなっております。

そこで、このような方針に基づいて、さらなる地域の発展を目指していくための1つの取り組みの手段として、「小学校区単位での(仮称)まちづくり協議会を設置しては」というご提言でございます。

県外また県内におきましても、合併後において、それぞれ地域自治区また地域協議会やまちづくり協議会を設置をされ、新しい合併後のまちづくりの推進に取り組まれているところがたくさんございます。

この場合の多くが、地方自治法や合併特例法の規定に基づき、合併協議会において協議をされております。本町におきましても、合併協議会の中で議論がなされております。愛荘町は合併後も2万人の町であり、互いに顔の見える合併を目指す中で、地域の資源や特性を活かした一体感のあるまちづくりを目指すことで進んでまいりました。

まちづくり協議会など設置されているところの多くは、合併により急激に人口が増え、旧町域の声が十分に反映されない、地域が広範囲になり、今までのまちづくりの取り組みが十分活かされないことなどから、旧町単位あるいは中学校区や小学校区単位での設置がされているのが現状でございます。

また、本町の総合計画の策定協議をいただきました審議会の中でも議論がなされ、小学校区単位でのまちづくり協議会を設置してはという意見も出されました。それぞれの自治会単位で地域の特性を活かしながら、活発な特色ある村づくりを展開をされており、それぞれが深い絆のコミュニティが形成されている。そういうことで、学区に分けることで格差が生じたり、合併後のまちの一体感の醸成に支障をきたすのではないかとというようなことから、従来どおりの取り組みということになりました。

今ほどご意見をいただきましたが、校区分けをしない方法の、また愛荘町1本のまちづくり協議会の設置なども含めまして、総合計画の中間年で後期計画を見直す予定をいたしています。平成24年度の総合計画審議会の中で、十分議論をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(辰己 保君)7番、伊谷正昭君。

○7番(伊谷正昭君)7番、伊谷正昭です。再質問をさせていただきます。

一番最初に申し上げました各自治会活動につきまして、今ご答弁をいただいた点、少し私の考えと違う点がございます。今、総務主監のおっしゃいましたまちづくり協議会というのは、今の自治会を各学区で分けるのではなくて、各学区においての、区の事業とかそういうものではなくて、人と人のひとづくり、まちづくりということで、広域にわたる老人福祉、例えば、子どもを守る事業、それとか災害に応じて活動すると。これは今各自治会でされていることで、近隣の自治会との交流がないような活動であろうかと思えます。

こういう活動をひとつ、今の自治会を一緒にするのではなくて、別の大きな学区単位の組織づくりをしたらどうか。と言いますのは、最近、先ほど本田議員らにお話ございました防犯愛ぼうくんの関連でございますが、これはあくまでの機械的にやる防犯体制であろうかと思えます。そうじゃなくて、地域が連帯になって子どもを守る、見守り隊、例えばですね。こういう形の事業を地域を拡大して、各自治会がやるのではなくて、広域的に学区単位で、皆さんが寄って、老人会とか子ども会とかPTAとか、民生委員とか、そういう者が寄ってやる活動を、そういう意味でお話をさせていただいたつもりです。

と言いますのは、大変、よその自治会をちょっとわかりませんが、地域の隣り同士の交流もございませんし、そういう協議会をつくることによって、運動会とか、例えば、文化祭とか、そういうものが一緒になって、持ち回りで活動ができて、人と人の交流ができるのじゃないかなという発想で申し上げました。

ということも、今まあ少し考えているというようにおっしゃいましたけれども、もう少し具体的に、こういう形を学区単位で進めさせてもらったらどうかという発想の提案をさせていただいたところです。

もう一つは、23年度に各事業補助金の助成金なり、そういう制度が少し変更と言うのですか、見直しをしたいという

のは聞いております。このことを踏まえて、各小さい自治会というのは、ご存知、下が、下部がよくなれば、愛荘町の町もよくなるという私の発想ですので、そういう形でできる限り、事業の展開を拡大と申しますか、補助金の限度額や助成率を現行より高くできないものかなと、それによって、やはり活動する上はお金がかかかりますので、そういうことを、わずかな、愛荘町全体に取れば、自治会がよくなって、補助金を上げていただくと、さらなる今言うように、人ならびに地域も皆さんが活動しやすいということで、そういうことを今話しをさせていただいたつもりです。

そして、もう一つは、食育と地産地消のお話ですけれども、私の話は、今までは地産地消・食育については、学校給食センターのあり方検討委員会ですか、これが既に提示をされておられますが、これは、例えば、文書化と申しますか、条例化の制定を例にして愛荘町の基本となる食育・地産地消、それと有機農業、そういう安全性をかった制度を一つつってはどうかなという話ですので、それについてももう一度答弁を求めたいものでございます。

○議長(辰己 保君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)再質問にお答えをさせていただきます。

(仮称)まちづくり協議会のご質問でございますけれども、伊谷議員が今おっしゃられましたように、やはり、この小さいまちですので、各自治会のそれぞれの盛り上がり最終的には、この愛荘町のまちの盛り上がりになるというふうに私も理解をいたしております。

先ほど答弁させていただきましたように、合併協議会あるいは総合計画をつくりましたときに、いろいろと議論がなされました。やはり、合併して、2町でありますので、今まで近隣でそれなりの付き合いはあったかもしれないけれども、やはりお互いの町のまだまだ知らないところがいっぱいある。とりあえずは、やっぱり一体感の醸成であろうというのが、多数の意見でございました。

それまでに、いろいろな合併をされたところがあるわけですけれども、やはり、校区関係で、学校区関係でまちづくり協議会を設置をされて、そのまちづくり協議会に一定の補助金を出しておられるというような市もたくさんあります。そういう意見もあったわけですけれども、とりあえずは従来の補助金を踏襲しながら、よいところの補助金を持ってきましたので、率等も高いわけですけれども、いずれは見直しをかけながら、この旧町の補助率等を踏襲しながら、今までどおりのまちづくりをしていこうというようなことになりました。

総合計画の基本計画は5年の計画になってございます。基本構想は10年間でございます。議会の議決をいただいたわけですけれども、あとの後期、これが25年から始まりますので、平成24年度になりましたら、また後期分の総合計画審議会を立ち上げるということになってございます。そこで、また十分議論をさせていただいて、総合計画の最終の6番目のところに協働のまちづくりという項目がございます。その中に、やはり項目として入れていかなければならないなというふうに思っています。

地域、各自治会との交流がなかなかないというようなことで、区長総代会でもご意見がいただいております。できるだけ、お互いが、自治会が交流を深められるような意見交換が、この区長会でもできないかなというふうに思っておりますけれども、なかなか難しいところがございます。また区長総代会の幹事会でも、また議論をしていただこうかなというふうに思っています。

それと、補助金関係ですけれども、これは現在、今までの合併後補助金をどれだけどの自治会にどれだけ使っていただいたかという実績を見させていただいて、その効果をやはり検証しなければならないというようなことでやっておりまして、まだ今申し上げましたように、町長が申し上げましたように、最終確定はしておりませんけれども、大筋は継承をしていこうと、ただ、率ですけれども、一部やはり見直しをかけていこうかなというようなことも考えております。最終的には、区長会にも報告をさせていただくというようなことを申し上げておりますし、また全員協議会の方につきましても、また説明をさせていただこうというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西(佐雄君)自治会の前段、自治会の活性化をやっていくという一環については、本町を声かけとあります。

ん答弁をお願いしたいと思います。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)伊谷議員のおっしゃること、だいぶ理解できました。やっぱり健全な子どもを育てていく環境とか、お年寄りの対策、あるいは防犯問題、こういったものは、1自治会でするよりも、一定のエリアでやった方が、1つひとつのつながりもできていだろうという発想でございます。それは大変よく理解できます。

今のこの町は2万人の町、小さな町なのですが、一体的、1つのエリアとして今動いているような状態なのですね。子ども対策にしても、防犯対策にしても、愛荘町全体が1つひとつというような感じになっていまして、それをもう少し、小さなエリアでもっと活発化したらどうかというご提案と思いますけれども、それも1つひとつの方策かと思いますが、まちづくり協議会もひとつ全体のやつを1つはつくってみたいなどは思っているのです。

そういう中で、横の連携が保てるような方策が、今は防犯にしろ、何にしろ、縦割れというか、1つの方策で、1つの団体でと言いますか、それが全町的に関わっているような感じになっていまして、この横の広がりをどうしていくのか、こういったものが大切かなというふうに思います。

今、食育のこともちょっと触れられましたけれども、課題として、議会の皆さん方ともいろいろご提案をいただきながら、研究できたらなというふうに思います。

○議長(辰己 保君)これで伊谷正昭君の一般質問を終わります。

◇嶋中まさ子君

○議長(辰己 保君)次に、2番、嶋中まさ子議員。2番、嶋中まさ子君。

[2番嶋中まさ子君登壇]

○2番(嶋中まさ子君)2番、嶋中まさ子です。2点ほど一般質問をさせていただきます。1点目は、消防水利などの整備と自警団の取り組みについてということと、2点目は不飲川の改修推進事業についてお尋ねいたします。

まず、1点目ですけれども、消防水利については、一定の基準に基づいて、消火栓、各字にですね、消火栓の設置がされております。また、各町内には、消防水利としての防火水槽なども設置されておられます。それらにつきましては、各字にて、日頃から点検整備は行われているようですが、新興住宅地も増加し、最近では自警団のなり手も少なく、日頃の点検等が行き届きにくい状況になりつつあるのではないかと思います。

また、万が一、何らかの事情で消火栓が使えない状況になった場合に備えて、各字が積極的に防火水槽などの消防水利の確保をしてくださっておりますが、しかし、新興住宅地には、まだそういったことへの取り組みはできていないのではないかと思いますので、いざという時に備えての各在所での消防設備の充実に向けて、また、日頃の消防水利の点検等について、管轄の所管、部署からの対応をお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、不飲川の改修推進協議会についてお尋ねいたします。

私が昨年、議員に就任させていただきました、そのすぐ4月に一級河川不飲川改修推進協議会の委員の委嘱をいただきました。その委嘱内容に、一級河川不飲川改修事業については、昭和52年に全体計画を策定し、字川原から彦根までは、ほ場整備事業に合わせて改修を完了しているが、字愛知川から字川原までの上流区域については、昭和59年に川原地先用地買収以来、関係区域への説明会を実施しているが、補助事業は休止状態にあった。そこで、平成12年11月、不飲川改修事業の円滑な実施を図るため、不飲川改修推進協議会を設立し、県要望などを実施し、平成14年度から、広域河川事業国庫補助事業として採択され、現在に至っているとのことでした。

しかし、いろいろ問題点もあるようでして、委嘱されてこの1年間、一度も不飲川改修推進協議会の開催はされてお

りません。

また、全国でもいろいろなところで大雨が降る中、自らの町に大雨が降る場合は、町民の安全が第一で、災害が多発している中であって、不飲川の国道8号線の下の方は、河川が非常に狭く、集中豪雨に耐えられないのではと懸念いたします。

一日も早く不飲川の改修事業を進めていただきたいと思います。進まない問題点はどこにあるのか、県への要望要請は常に行っておられるのか、またそういったことにつきまして、町長にその実情をお尋ねいたしたいと思います。以上2点、一般質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)嶋中議員のご質問のうち、不飲川改修の進捗状況について、私の方からお答えさせていただきます。

この不飲川改修事業につきましては、今もお話ございましたように、昭和52年全体計画が策定されて以来、実に34年目ということになっております。合併後も毎年事業促進について、県当局に要望し続けておりまして、また湖東土木事務所には、再三お伺いするところですが、ほかの仕事の話のときにも、必ず併せて、まず不飲川の事業、どこまで調査していただいているのかといったようなことを、いつもお聞きしているところであります。

この大きな事業促進上の問題点としましては、計画河川が既設の田んぼを横切っているために、不整形な残地がたくさん残っていること、それからまた、既設の用排水路が計画河川により寸断されるため、田用水の手当に対して、地権者や用水関係者の理解を得ることなどをクリアしていかなければなりません。最終的には、用地の協力がいただけるかどうか、こういったことが現時点の大きな問題点であります。

不飲川改修事業を進めるためには、用排水への対応、地下水への影響など、これまで県におきまして調査検討を進められ、現在は流域の細部の調査を実施していただいております。例年、調査費が切れることなく、毎年、調査項目にしたがって調査はやっていただいているところでございます。

今日まで、何回となく県と協議してまいりましたが、来年度には推進協議会を開催して、これらの調査結果の報告、問題点の提示、さらに今後の進め方につきまして、推進協議会で協議をいただくという予定をいたしております。

○議長(辰己 保君)総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、消防水利などの整備と自警団の取り組みについてお答えをさせていただきます。

新興住宅地における消防水利につきましては、愛知郡広域行政組合所管でありまして、愛知郡開発行為等に係る消防施設・整備に関する指導要項の消防水利の施設の基準に基づいて、開発事業者に義務付けをしております。開発面積3万㎡以上または住宅50戸以上の場合、消防署と協議の上、防火水槽を設置することとなっております。また、それ未満につきましては消火栓の整備が義務付けをされている状況でございます。

従来からの自治会内におきましては、自治会からの要望により消防署等との協議を得て、町の補助事業として整備をしているところであり、消防水利の維持管理につきましては、各自治会をお願いしている現状でございます。

ご承知のように、各自治会においては消防自警団が組織されておりまして、年2回の消防班長会において、消火栓、防火水槽、打ち込み消火栓、あるいは井戸等の消防施設の総点検を依頼をさせていただいて、問題がある施設につきましては、区長を通じ、協議されるようお願いをいたしているところでございます。

ご質問のように、近年、この新興住宅地が増えまして、自警団が存在しない自治会も増えております。町といたしましては、各自治会において、自主防災組織の設立をお願いをしております。現在、51の自治会中、27の自治会にお

いて設立をいただいております。来年4月には28自治会になる状況でございます。

自主防災組織が中心となって、消防設備の維持管理あるいは火災発生時の初期消火をスムーズに行っていただくことを目的に、消火栓等の取り扱い方法についての訓練も、同時に実施をいただいております。

私たちはあの阪神大震災を教訓として、改めて自主防災組織の重要性を認識をさせていただいております。毎年度、当初の区長総代会において、自主防災組織の立ち上げを、さらに重要性を訴えて、設立をしていただくように、お願いをさせていただくということを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)2番、嶋中まさ子君。

○2番(嶋中まさ子君)2番、嶋中まさ子、再質問をさせていただきます。

1点目の消防利水などの整備点検、広域行政の、広域の取り組みとは言うものの、実は私はこの消防利水につきまして、あんまり十分勉強も本当はできていなかったもので、昨年来、いろいろとご質問いただいたり、私個人にいただいたりして、改めて、ここしばらく消防利水というものが、町内の各地に、字に、旧字にはたくさんきちんと目立つところに設置されておられるということやら、それから、新興住宅地も回らせていただきましたら、そういった利水については、消火栓は基準どおりに設置されておられるようすけれども、そういった自治体が独自で設置されている防火槽とかは、まだこれからだなあというふうに見受けさせていただきました。

実は長男、私の息子が消防団の班長をしております、この間も、昨日までは消防週間か何かで毎晩、仕事から帰っては飛んでいって、そういうふうな詰め所に出向いて出勤しているわけですが、実際問題、こういったことを質問しますと、自分の息子に返ってくるのじゃないかなと、半分懸念するところもあるわけですが、いろいろ聞かせていただきますと、点検を、本当に行き届いた点検をすることは実際の自治会の自警団等のレベルでは大変だなあということが聞かせてもらっていると、わからせてもらうようなことです。

消火栓も防災訓練のときに使われる消火栓は、だいたい放水が可能な地域の消火栓を使いますので、町内全体の消火栓の点検を、本当にきちんとするということも、なかなか夜の、毎月7日と20日は見回りをしているわけですが、去年度からきちんという各消火栓を点検するに当たって、見せてもらうと、今までしていなかったところを見ましたら、砂がぎっしり詰まっていたり、アスファルトが固まって開けていなかったりとか、そういったこともあったりということで、すぐ上手に放水できるようにするのに大変だったような話も伺えますし、そして、私も各字の消防利水を見せていただきながら、回って見ますと、なかなかきちんとして標識が、真っ白けになってしまっていて、そういったことも、ここに防火水槽があるということも認識できないような箇所もあつたりするわけです。

やはり自治体で、ボランティアで、こういった仕事を持ちながらして下さっているところへ委ねてしまわれるということも、先ほどの伊谷議員の防犯等、またいろいろな面を含めてのフォロー体制ですかね、そういった点で行政と住民が防犯体制に対しても、各字の自警団とか防災に委ねるだけでは、なかなか負担が大きいように思えまして、やはり行き届いた、そういった点検等、有機的な機能が図れるような積極的な住民と行政の一体化を図れる取り組みの見直しということも、今後必要ではないかなと、各自治体にみんなおんぶしてしまうことは、ちょっと負担感を多いような気がしているわけですが、自警団もなり手が無い。先ほどの自主防災組織もまだなかなか全体には取り組みがされていくところのない状況の中で、今後もうちょっと行き届いた体制、防犯体制等を図れる、点検作業もできる、そういった組織のあり方も見直していただければ、ありがたいなというような気もするのですが、その点につきましても、お尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

それと、推進協議会につきましては、来年度、一応協議会を開いて、説明を果たしたださるそうですが、区長さんなんかは年度変わりで代わられますので、委員会が、できましたら、やはり設置された以上は、毎年の区長さん、また来年代わった方が委員に委嘱されると思いますので、できたら、委嘱された以上は1年に1度はちょっと会議を

聞いていただきたかったなという思いであります。よろしくお願いします。

○議長(辰己 保君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今申し上げましたように、各自治会の自警団にお願いをさせていただいているのが現状ですけれども、新興住宅等については、自主防災組織を立ち上げていただきたい、というようなことを申し上げております。

自主防災組織につきましても、合併をいたしましてから丸5年が経つわけですけれども、倍の数の設置をしていただきました。半分ぐらいでした。やはり、区長会でいろいろとお願いをさせていただいて、町の方も設立の準備の指導等もさせていただきながら、やはりこれだけの数になったというふうに思っております。率的にはまだまだ低いですが、合併したときよりも倍の数になったというふうなことで喜んでいただいております。

なかなか消防団に入っていただく方が少ないというのが現状でございます。この町の消防団員が、この町内の消防水利をやはり点検するというようなことは、なかなか不可能なことではございまして、各自治会の自警団にお願いしているのが現状でございます。

もう一つは、やはり特に大字愛知川につきましては、範囲が広がりますので、なかなか点検をしていただくのが大変かなというふうに思いますけれども、区域を分けていただくなりしながら、順番にいただくのも、また一つの方法でもありますし、それぞれのまた八町の中でも訓練をしていただく中で、消火栓の点検も兼ねる中で訓練を実施をしていただけるとありがたいというふうに思っています。

特に、消火栓の取り扱いについては、地元が一番近くにおられる方が、取り扱いをしていただくと。それはもう初期消火のときに、消防団あるいは消防署が駆けつける前に消火栓で消し止めたという事例もたくさんございますので、やはり日常おられる年寄りの方でも簡単に取り扱いができますので、そういう訓練を順番に地域をずらしながら、点検も含めた形で実施をしていただけるとありがたいというふうに思っております。

町の方も消防団も字の自警団に頼っているのが現状でございますけれども、ひとつその点ご理解いただきまして、町の方も一生懸命がんばりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これで、嶋中まさ子君の一般質問を終わります。

◇外川善正君

○議長(辰己 保君)続いて、11番、外川善正議員。11番、外川善正君。

(11番外川善正君登壇)

○11番(外川善正君)11番、外川善正。愛荘町の地域活性化の方向付けと進捗状況について一般質問を行います。

本町のまちづくりにつきましては、愛荘町総合計画において、「心ふれ愛・笑顔いっぱい元気なまち」を基に、現在、展開を図っており、住民と行政がそれぞれの役割を担いながら、押し進めているところであります。

現在の当町の当初における住民の生活は、所得の減少と税や社会保険料や公共料金の負担増により、苦しくなっている現状であると思われます。税収においても、平成21年度決算の自主財源は50%を切っており、交付税に依存した施策の展開を行っている現状と思われます。

こうした中において、大筋でまちづくりの方向を提示しているものの、具体的な活性化対策が明確に見受けられない。また、財源の確保についても、法人税の減少に伴い基金の切り崩しなどから、町の体力が弱まっている現状と思われる。

合併して6年目に入ろうとしていますが、愛荘町内を見ても、ほとんど変化がなく、むしろ集落においては、転出等により、空き家となっていくのが目立ち、商店も閉まっていく様子が後を絶たない現状であります。

このような状況の中で、明るく力強いまちづくりをいかに進めていくのか、次により考えを伺います。まず1点目です。本町の活性化対策については、愛荘町総合計画の中で明示しているものの、利便性の高い商業・業務ゾーンや工業・新産業ゾーンなどの町の体力の増強を図る施策が掲げられておりますが、その施策の具体的な考え方と進捗状況を伺います。

2点目に、本町は人口2万人の小さなまちであります。その中の小さな地域においても、それぞれ特色があり、それらを活かしたまちづくりを展開されているところと思われませんが、現在進められている施策の考え方と進捗状況をお伺いします。

抽象的な質問で大変申し訳ないですが、ひとつよろしく申し上げます。以上です。

○議長(辰己 保君)政策調整主監。

〔政策調整主監村西作雄君登壇〕

○政策調整主監(村西作雄君)外川議員のご質問のうち、1点目の町の活性化対策についてお答えをしたいと思います。

町総合計画では、平成29年度を目標年次として、町の将来像を「心ふれ愛・笑顔いっぱい元気なまち」とし、みんなの計画、ひろがる計画、できる計画として、自助・共助・公助により、まちづくりを進めていく指針を示しております。また、町域を4つのゾーンに分け、それぞれのゾーンごとに整備の方針を示しているところでありますが、この総合計画の実現の力を握るのは、ハード的には名神高速道路へのインターチェンジの新設、ソフト的には町内への若者を中心とした流入人口の増加と考えており、このことが総合計画で示しているまちづくりに大きな影響を与えるものと思えます。

インターチェンジの新設につきましては、平成25年春の供用開始が確定しており、現今の社会経済情勢の変化により、企業立地が即進むことが困難であります。今後、このインターを核としたまちづくりは進捗するものと考えております。

一方、人口増にあっては、昨年10月の国勢調査速報値でも2万133人と、5年前の国調人口から約400人増にとどまっており、総合計画でうたっている平成22年の将来人口2万749人には及ばない状況であり、平成24年度において、後期計画の見直しも必要と考えています。

総合計画の実現に当たっては、毎年実施計画を策定し、財政面も勘案し、5年間にローリングにより進行管理を行っているところでありますが、その進捗はそれぞれの施策について、中間目標年次である平成24年度を目途にベンチマークを定めており、23年度において前期5年間の進捗度をチェックし、24年度の後期計画の見直しに生かしていくものでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、2点目の特色を活かしたまちづくりであります。町内には他に誇れるさまざまな素材が数多くあります。まずもって、それらを発掘し、その素材を地域の皆さんで磨いていくことが、まちづくりの第一歩と考えております。

平成21年度に取り組みました「むらじまん看板」に、自治会が誇れるもの、自慢できるもの、キャッチフレーズなどを記載していただきましたのも、その一環であります。また、地域の自然を活かした軽野湧水湿原景観保全会の活動や、図書館活動としての世間遺産探しも同様であると考えております。

これらの活動については、いずれも皆さんが地域資源を再発見し、生かしながら進めていただいている活動であり、今後も地域の皆さんが取り組む自助、行政とともに取り組む共助、行政が取り組む公助の役割をより一層認識し、ともにまちづくりを進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長(辰己 保君)11番、外川善正君。

○11番(外川善正君)再質問を行います。

この総合計画の中で、施策の現在の進捗を聞かせていただき、中身は24年度ですか、そこで終止ということですが、そういうことをやっておられることに関しましては敬意を表します。

ただ、昨年3月に、3月議会で、インターチェンジの活性化とか、企業誘致、観光面等という質問があったように思われます。その中で、町長はみんなで語り合いたいというところで留めておられました。そして、この一年、22年度ずっと中を見て行ったのですが、あまりまちが、町が動いているというふうには、なかなか見受けられませんでした。基本構想ができていても、魂の入っている部分、また全然入っていない部分、そういうのがところどころに見受けられ、本当に活性化が図っていったのかというようなことを、懸念するものでありました。

以前は、町サイドの方からの「まあこういふふうにやりますよ」という、一方的な展開の中でありましたが、これからは、やはり町も打って出ていかなければいけないし、それによって、この住民の方もやはり自分たちのところは自分たちでやっていくんだという、そういう気持ちと、それと我々議員がその中に入って、一丸となって、物事を進めて行かないと、この活性化というのは前に向いて走っていけないのではないかと思います。

小さな愛荘町なのですが、先ほども言いましたが、いろいろところで本当にいいものを持っておられるところがあります。そして、東部と西部はやはりとらまえかたが違ってきていると、そうした中において、エリア単位に特色あるものを求めていって、例えば、西部の方は商業都市、そしてまた、ある地域は文化的なものを集めて、それを見に来ていただく。そしてまた、あるところでは福祉面の福祉的な要素を含んだ箱物を建てたり、そうしたエリア単位の、そこにポイントを置いた展開が必要ではないかと、そして、人を集積することによって、交通の便も図られ、そして、その交通の便が図られることによって、先ほど話にもありましたようにデマンドバス、相乗りタクシー、ああいうようなものをもっと充実されていくのではないかと。

1つ1つをとらまえば、本当に何もないうようなものですが、そんなものを組み合わせることによって、1つのものが生まれていくのではないかとというふうに感じます。それは何年か経って振り返るよりも、やはり今のこの時期に、29年度を目途に走っているのではありますが、今、大枠を決めて、どういふふうはこの町を持っていくかという絵がなければ私はだめではないかなとそういうふうな気がします。

そこで、私の考えが持っているか間違っているか、それはちょっと、こっちにおいて置いて、町として、どのようにお考えか、再度お聞きしたい。以上です。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)インターチェンジというのは、まさにこれからの愛荘町に大きな活性化を生かす社会基盤整備だということで、ど真剣に取り組んできて、実現しようとしている訳でございます。

この周辺地域計画、湖東三山スマートインターチェンジの活性化検討委員会というものを、昨年立ち上げて、これにつきましては、吉岡議員の次の質問予定の中にも織り込んでいるところでございますけれども、この検討委員会で、つい3月1日に答申をいただいたところでございます。答弁がちょっと重なりますので、吉岡議員ご質問のところでも詳しくお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、将来のまちづくり構想というのは、やっぱり総合計画というのは議会でも議決をいただいた、この町の青写真でございますので、とりあえずは、この総合まちづくり計画に沿って、合併後の第1号の基本計画でありますから、それに取り組んでいくのが当然の目標だというふうにご考えているところでございます。

そういう時代の流れは、非常に速いわけですから、途中でもっとこういうものがある、そういった時代の進展にもなっていて、やっぱり修正を加えていく必要はあるわけでございますが、財政問題も然り、時代の変化が非常に速い中で、どうしていくのかというのは、常にやっぱり議論をしていく必要があろうかというふうに思っているところでございます。国の構想も総合交付金制度に変わってくる、そういった中で、これからは我々が計画をつくって、我々が実行していく。そういう時代ですから、そういう交付金制度に則って自分らのまちづくりを、これから議論を戦わせながら取り組ん

で、いく必要があるのではないかというように思っている次第でございます。

○議長(辰己 保君)11番、外川善正君。

○11番(外川善正君)だいたいわかりました。

その中で、やはり、この施策の展開というのは、放っておけば、たぶん絵に描いた餅で終わってしまうという気がします。やはり、どこまで何をするのか。この施策は29年度で終わってもいいけれども、この施策はやっぱり25年度で終わらないかとかね、何本か走っている施策の中で、何もかもが29年度というわけではないと思うのです。

だから、そこはやはり進捗管理を行いながら、これはここまですらなければいかんというような、中間報告もすべてがすべて24年度でやらなければならないものじゃなくて、早いことしなければいけないものは早くやっていくなり、そうしたいろいろな取り組みをして行っていただいて、最後の29年度になったときに、ああよかったなと言えるような施策の展開を図っていただければいいかと思います。

ひとつよろしくお祈りしまして、私の質問に代えさせていただきます。以上です。

○議長(辰己 保君)質問ではないのですね。

○11番(外川善正君)今のは、最後は要望です。すみません。

○議長(辰己 保君)質問ではないのですね。

ここで暫時休憩をします。再開は20分とします。

休憩午後2時13分

再開午後2時22分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◇河村善一君

○議長(辰己 保君)次に、6番、河村善一議員。6番、河村善一君。

[6番河村善一君登壇]

○6番(河村善一君)6番、河村善一。2つの点について一般質問を行います。

2月に入って先日来、愛知川小学校北側水路の官民境界に立ち会いました。平成6年に愛知川小学校グラウンドの北側水路にフェンスをするにあたり、地元自治会と、2つの自治会ですが、覚書を交わし、今日に至っています。水路に沿った里道の木とフェンスの管理についてお尋ねいたします。

1つ目、水路に沿って、側壁より35cm幅の泥あげ場と2m幅で里道が存在することを、お互いに確認した上で、学校のグラウンドを少しでも広く確保したいとの当時の教育委員会と学校側の意向で、里道を狭めてフェンスをされました。その際、学校が以前から植えていた木が里道に残り、現在大きな木となり、里道を通ることができなくなっていますし、水路の掃除のじゃまにもなっています。その木は学校のものであると思うのですが、フェンスの外側になっているため管理されていない状態のままとなっています。今後、ちゃんと管理するか、フェンスの内側に木を移動すべきだと考えます。その計画はあるのかどうかをお尋ねします。

2つ目、学校の周りのフェンスも古くなり、だいぶ傾いてきて危険な状態となっています。早急にやり直すべきだと考えますが、そのことについて、その予定はあるのかをお尋ねしたいと思います。

2つめ、地域の再生についてお尋ねします。今年度、地元で字史を発刊することができました。平成19年度に字史編さん委員の募集を行い、平成20年度から本格的な字所有文書を基本に、個人所有の古文書などを調査するとともに、古老から聞き取りを行い、資料収集ならびに資料の整理作業を重点的に行ってまいりました。平成21年度には部会ごとの原稿づくりを進め、原稿の資料の充実を図り、読みやすい、親しみやすい内容になるよう心配りを行

いながら、原稿づくりを行い、平成21年度末におまほ原稿をまとめ、平成22年度に入って印刷業者への発注、校正期間を経て、昨年の12月1日に発刊することができました。

字史の発刊は、ただ単に地域の歴史を振り返るだけでなく、地域再生の起爆剤になるものとするものです。建物などは壊れることはありますが、字史は今後永遠に残るものであり、最初の今回の字史を基礎に、第2、第3の字史を積み重ねられていくものと期待するものです。字史の編さんに携わり、何点か町にお尋ねいたします。

『沓掛のあゆみ』発刊については、広報あいしょうの2月号の広報協力員による愛ひきゃく便で取り上げられ、「今後、沓掛のあゆみをお手本に、多くの地域で字史編さんの事業が起こることを期待します」と書かれてありました。今回、字史の発刊にあたり、町の学芸員の協力もあり、本当に感謝しているところです。ちょうど、『近江愛知川町の歴史』の発刊と重なり、地元の資料の発掘もでき、字史にも活用することができました。

今後、多くの集落で字史の編さんに取り組み、地域の再生につながられることを望むものですが、集落で字史を編さんしようとされた場合、町の協力なくしてはなかなかできるものではありませんし、町として、何らかの協力はできないものか、積極的に進める予定はあるのか、お尋ねしたいと思います。

第2点、字史を編さんしながら、集落の移り変わりを見ることができました。十数年前には、中山道沿いに店が並び、賑やかでありましたが、商売をしていた家も継ぐべき後継者が別のところに勤めるようになり、家の商売を継ぐものがいなくなって、商売をやめるようになり、集落の活気、元気がなくなっているのが現状であります。

一集落では、この問題を解決することはできません。町がリーダーシップをとって、中山道をはじめ、広域的な発展を求めますが、町の中長期的な展望について、お尋ねしたいと思います。

以上の2点について、町の見解を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(辰己 保君)教育次長。

〔教育次長辻孝志君登壇〕

○教育次長(辻孝志君)河村議員のご質問のうち1点、愛知川小学校北側水路の里道の木の管理について、お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、過日、学校周辺の官民境界立会の中で、議員が説明していただいた状態であるということを経務局として確認をさせていただきました。そのときに立会されておりました沓掛自治会の役員さんの方から、フェンス設置時の経緯として、学校の意向で桜の木を残したいということから、今のようない姿になったというふうなことをお聞かせいただきました。また、自然にはえてきた木も相当大きくなっており、自治会としても、その木を切らなければ里道の管理ができないということも、お話をされておりました。

こんな中で、フェンス自体も相当ひどい状態にあるということから、整備にあたりましては、それらを含めまして検討させていただきたいと、役員さんにお伝えしたところでございます。

教育委員会といたしましても、十分検討してまいり、自治会にお答えしたとおりの形で早く整備をしていきたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)図書館長。

〔図書館長西河内靖泰君登壇〕

○図書館長(西河内靖泰君)河村議員の質問にお答えします。字史づくりに関わっていた図書館として、ちょっとご答弁したいと思います。

字史についてのご質問ですが、議員の言われるとおり、地域の歴史をまとめ、刊行するのは大変なことです。字内の

意見の調整から、予算の積立や印刷業者の選定も、年史刊行実績の検討から印刷製本にかかる経費のことまで、刊行についてのさまざまなノウハウを持った経験者のアドバイスが必要となります。

平成21年度で終了した町史編さん事業の学芸員が字史づくりに協力し、秦荘図書館が担当となった町史の資料を整理事業で、同じ学芸員が沓掛や長野西、長野東の字史づくりに協力してきました。

町もわがまち夢プラン事業で、地域のまちづくり計画の補助金を交付し、印刷費の半額を補助し支援しています。

さて、今後の協力体制ですが、現在、24年度刊行予定の字史が2ヵ所、香之庄と中宿がそうですが、ありまして、図書館では、この字史づくりに協力し、さらにいくつかの字の方から相談を受けています。今後とも、図書館ではできるだけ、できる限りの協力をしていきたいと思っています。

字史づくりでの協力は、資料の整理活用事業の中であらうあっておりまして、地域活性化、中でも若い人たちが郷土の歴史を知ることで、地域への関心を呼び起こし、地域離れを防ぐ意味でも重要なものと考えております。

協力の内容としては、町史作成過程での地域の悉皆調査による資料データ整備が進んでいることから、これらの資料を紹介すること。2つ目に、依頼された古文書等の解読の補助をすること。3つ目に、編集作業に関わるノウハウを伝えることなどですが、ほかにも地域公民館などで、字史作成に関わる講演依頼や会議などの要望があれば出ていくつもりであります。

こうした活動が歴史文化面での効用を生み出せば、資料整理活用の事業も生きてきます。字史づくりは、地域の歴史の掘り起こしだけでなく、地域の人たちが、その過程で培ったノウハウを、他の地域での字史づくりに生かすことで、新たな人のネットワークをつくるという拡がりや発展性を持った取り組みであり、これも地域を再生させ、新たなまちづくりにつながっていくものと確信しております。

地域の情報と資料を集積し、保存し、未来へ伝えていく専門機関である図書館として、今後も古文書講座・町史講読など、さまざまな取り組みを続け、このネットワークづくりに関わり、さらには自分史、個人史などをつくる手助けを行っていきたくと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)再質問させていただきます。

1つは学校の里道の木の問題についてですけれども、平成6年から、結局、木の管理というのがされてこなかったということが、現実の問題としてありまして、やはり水路のところに落ち葉が落ちる、もうあとの管理が大変。今はもう見たら桜の木は何本かということじゃなくて、非常に多くの木がはえて、自然ばえとしてなっているのが現状で、手の付けられない状態というのが、自治会で何とかしようかと思った部分はあるのですけれども、現実にはそういう状態なので、やはり、ちゃんと管理をしてもらいということをお願いしておきたいと思ひますし、早急にされることを望みますし、今後どのように進められていくのか、いつを目途にして、それをされるのかというのが第1点、お尋ねしておきたいと思ひます。

第2点、字史のことについて、1つ編集しておいて、昨年の、21年の9月の一般質問をさせていただきましたときに、「文化財資料の保全について、町が引き取るべきではないか」ということを、私が質問させていただき、議会だよりを見ていただいた方から、近くの集落の方ですけれども、家を取りこぼすので、町の学芸員の人、私の方に連絡あって学芸員を紹介して、見に来ていただきまして、非常に入り札が出てきたわけです。それも町で50枚ぐらい持っている家で熱心に集められた入り札が50枚出てきて、貴重な、町史には間に合わなかったらと思うのですけれども、貴重な財産として出てきました。沓掛の字史にもそれをより貴重な資料としてありましたので、出てまいりまして非常によろこんでいるところでございます。

字史を編さんして、非常に感じたことは、家を取りこぼったり改築されたときに、もう資料を捨てられるということは非

常に残念ではないということを感じております。沓掛の中でも何件も、家を改築したときに処分してしまったと、あれが残っておいたらここに資料として残るのになという様なことがあるわけでございます。

そういう意味においては、やはりもっと家を改築、資料、そういうようなものを今デジタルで保存することもできるわけですから、積極的に資料として残すように働きかけもしてもらいたいし、どこが窓口でどこへ連絡したらいいのかということをもっとアピールしていただきたいというように考えるわけです。

受け入れ体制が1つ、それから1つは宣伝、そのことについてもっとやっぱり宣伝すべきだということと、改築の情報が入ったら、やはり、その情報をもらうような体制、あるいは地域の自治会長さんなり、あるいは何だかのそういう情報を得られるような体制づくりを、ひとつ、どう考えられておられるのかというのが第2点、聞いておきたいと思えます。

町長にもその発刊記念パーティには来ていただいたわけですが、町長自身が字史をどのようにお考えになっているのか、もし感想があればお尋ねしたいと思えます。以上です。

○議長(辰己 保君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)いづごろ予定しているのかとのご質問でございますけれども、予算書をご覧いただいたらわかりますように、今年度の当初予算、23年度の当初予算には見込ませていただいておりません。そういったことから、財政当局とも十分調整を図りながら、進めてまいりたいということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長(辰己 保君)図書館長。

○図書館長(西河内靖泰君)体制の方ですが、いろいろな資料の、町史が始めました資料の保存をやって、それを整理していく過程で、やはり、さらにそうした資料を図書館で公開し、提供していく、そういうのにつなげていっていますから、さらに見つけてきたものは、資料は、それを図書館に連絡してもらえば、その資料について受け入れというよりも、実際どういうものであるかを確認した上で、その1次資料としては図書館ではなくて博物館の方に置いて、それで2次資料としては図書館の方で、それを保存をして、それを整理をし、公開をしていく。

町史も1回できてしまえば、それは終わりではなくて、さらに30年後、50後に町史というのがまたできていく。それから字史も1回できたらそれで終わりではなくて、さらに歴史が集積していく中で、新たに出てきた資料とか、それから積み重なっていった歴史を含めて、その字史ができていくというその過程でありますから、そこをきちんと保存して、未来に伝えていく役割が我々の図書館や博物館にありますので、そのところは、それぞれの資料の性格をもって、それぞれのところで連絡・連携を取りながら、今後も努めて、それに取り組んでいきたいというふうに思っています。資料というのは、等しく町民の財産であり、さらにこの国の大事な財産でありますから、それをきちんと伝えていくという管理のことは大事な役目だと思っています。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)字史等の発刊が、次々と計画されていることについては、本当に私どもも喜ばしく思っているのですけれども、沓掛の先般の発刊のお祝いにも寄せていただきました。

これからそこに住む人たちが、あるいは孫や子が誇りを持っていただく、自分の住んでいるところに誇りを持つ。そしてまた、ここまやっぱり先人たちが築いてくれた歴史を知ることによって、これからそのまちづくりについても、この歴史を知った上で、将来のあり方を考える何よりもやっぱり、今まで歩んできた地域、神社仏閣も含めて、道路のなりわい、田んぼのそういったものも、すべてに歴史があるわけですし、そういうものをきちんと整理して、形として残していく。書籍も上で残していく。

いつでもそれが見られるということは非常に大事なことだと思いますし、これは100年に一辺ぐらいしかできないと思いますけれども、そういった偉業だと思うのですが、ぜひこういった活動が序々に広まっていくことは大いに歓迎していきたいし、私どもも助成できるところは助成して、地域で誇りを持つ、それがまちづくりの大きな原点になると思えますので、今後とも啓蒙をしたいと思いますと思えます。

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)再々質問をします。学校の管理について、予算がないからということをおっしゃられました。学校の周りは木の剪定もされているわけで、非常に、すぐに木を切るということとはなかなか難しいにしても、その木の管理、最低限の管理はしていただきたいと思ひますし、その予定で、あるいはフェンスは今にも倒れそうなフェンスもあるわけですから、子どもたちが近づかない、あるいは最低限の補強というか、そういうようなものについて、どのように考えられるか、再度質問しておきたいと思ひます。

なお、宇史の場合、非常に中心になられたメンバーがもう80才前後の、申し上げると悪いのですが、自分たちの財産を残すのだということでごんばっていただいた。やはり、その方たちがおられたからできたという大きな理由もあるわけですから、各集落でも、町の協力も必要ですが、各その方たちがおられる間にする必要もあるのじゃないだろうか、啓蒙活動というのでしょうか、そういうことの必要性を僕は感じているわけで、そういう意見があるならば、積極的に働きかけてつくるように働きかけるべきじゃないか、かと思ひますが、再度、その2点について質問しておきたいと思ひます。

○議長(辰己 保君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)この管理等につきましては、当然低木等につきましては、シルバー人材センター等の業務の方に委託をしているというふうなこともありますので、予算の範囲内で、どこまで可能かということはこちらでは申し上げられませんけれども、調整を図りながら、早急に進むようでありましたら、先ほど申し上げましたように、財政当局とも十分調整を図りながら、対応していくということでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長(辰己 保君)図書館長。

○図書館長(西河内靖泰君)図書館で取り組んでいる古文書講座とか、あるいは町史を読む会とか、そういうことも歴史に対して興味をもつていただくための1つの取り組みとして行っていますし、それから、秦荘図書館にえちまたなというコーナーをつくって、そのところで、月替わりの展示をして、そこでいろいろな話題提供をして、関心を持ってもらう形をとっています。これまた、単に興味を持ってもらうだけではなくて、そのことによって、地域の歴史に関心を持った上で、さらにこういう宇史を出しているということも図書館において紹介をすることで、もっとそれをつくってほしいという、こちらのメッセージでもあります。

ただ、ただ置いて置くだけ、展示をして置くだけではなくて、そういうことを我々のさまざまな事業や取り組みの中でメッセージとして提供していく、それから、そういう働きかけをしていく、町としてもそれを全体として考えていってもらうということには現場としては積極的に関わっていきたくていうふうには思っています。

よろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)これで、河村善一君の一般質問は終わります。

◇吉岡あみ子君

○議長(辰己 保君)続いて、4番、吉岡あみ子議員。4番、吉岡あみ子君。

(4番吉岡あみ子君登壇)

○4番(吉岡あみ子君)4番、吉岡あみ子です。一般質問に入らせていただきます。(仮称)湖東三山インター開通に向けて今後の諸問題についてお尋ねいたします。

長年にわたる町民の悲願でありました(仮称)湖東三山インターの起工式が平成21年12月25日に執り行われ、いよいよ本町も将来に向け大飛躍への第一歩を踏み出したと言ってもけって過言ではありません。

かつてから、名神高速道路という国内随一の大動脈道を抱えながら、これまで単なる通過町として、今日まできたわ

けでございますが、平成25年の春開通することが約束されております。今後の町活性化への最大のプロジェクトとして、大きな期待と注目が寄せられております。

大都市圏との産業や人的交流、また農産物等の販売促進、湖東三山をはじめとする観光客の増大、特に企業誘致による雇用の拡大など、無限の町活性化への可能性が現実のものとなりました。

例えば、隣の市町に布設されております彦根インターでは、城下町の名声を観光客の増大で全国に知らしめ彦根市のキャラクターであるひこにゃん、あるいは松下電工といった優良企業の進出、または八日市インターでは京セラ、また松下、村田製作所など、そして竜王インターでは小型自動車のダイハツ工業、また湖南工業団地への重要アクセス道、最近賑わかせている三井アウトレットなど、いずれも雇用の拡大や市町税の貴重な企業税収入として、それぞれの町を潤し、大きく貢献していることは事実であります。

このように、隣のインターの存在感を目の当たりにして、私たちにも同様の期待が寄せられるわけでございます。そこをただり着くまでには、それぞれの市町が並々ならぬ試行錯誤とでも言いましょうか、行政の苦勞にも目を転じなくてはならないと思います。

そこで、平成25年のインター開通を控え、数点にわたって質問いたします。

まず、国道8号線や愛荘町内から、インターへのアクセス道の設置問題が大きな当面の課題となりますが、アクセス道路のルートのお考え、また具体的な整備計画や整備完了年度について、行政はどのように考えているのかお尋ねいたします。

また、インター周辺に地産の農産物直売所など、地域の活性化を促進する施設の張り付けなど、具体的な計画があるのかお尋ねいたします。

また、新名神高速道路の甲賀インターの建設により、多くの企業を立地されたと聞き及んでおりますが、本町におけるインター開設こともなう優良企業の誘致など、現在具体的な企業等の誘致の話があるのかどうか、その他町の活性化の取り組みとして、どのようにお考えなのか。今後の開通に向けての計画を、村西町長に詳細な計画があるのであればお尋ねいたします。以上です。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)ただいま吉岡議員のご質問に対しましてお答えいたします。

まず、インターチェンジへのアクセス道路整備につきましては、地域の活性化、生活の利便性を図るため、湖東三山インターチェンジと国道8号や町西部をつなぐ、いわゆる東西幹線のアクセス道路が、ぜひ必要であると考えております。

このアクセス道路につきましては、これまでも毎年重点要望事項として、県当局にお願いしてきたところでございまして、滋賀県湖東土木事務所におきましては、このアクセス道路のルート検討や必要性の整備を、平成22年度から23年度にかけて取り組んでいただいているところであります。

一方、犬上郡の各町でも、それぞれにインターチェンジへのアクセス道路の必要性を主張しておりまして、これを受け、湖東定住自立圏域共通の課題として部会を設置し、協議を重ねているところであります。今後は、道路の実行計画であります滋賀県整備アクションプログラムに位置付けられるよう、引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

次に、インターチェンジ周辺における農産物直売所などの地域活性化計画についてであります。昨年6月に町商工会や観光協会・JA・農遊倶楽部などから検討委員にお願いいただき、インターチェンジ地域活性化検討委員会を設置し、県立大学の協力を仰ぎ、協議を重ねてきたところであります。

この委員会の目的は、町長がご指摘のとおり、検討の結果を、委員会から報告をいただき、町長がそれに基づいて、

より先日の5月1日に、これまじり山に及び検討の結果を、委員会から提言をいかにしました。それによりまじり、インターチェンジ開設時の平成25年を目途に、本計画の推進を図るとともに、この本計画というのは、この提言にある計画でございますけれども、地元食材を活用した農家レストランや農産物の販売、観光情報の発信基地の整備、企業や事業所の誘致を図ることなどを提言いただいたところであります。

今後、これらの提言をもとに、関係機関と協議を進め、具体化を進めてまいりたいと考えています。

インターチェンジ開設を契機に企業誘致を図っていくことについてであります。湖東三山スマートインターチェンジの工事が進捗するに従い、企業の関心も高まっております。既に今日まで数件の問い合わせをいただいております。しかし、町自前の企業立地用地を持ち合わせていない中で、紹介できる用地は民間企業が所有されております未利用地でありまして、面積とか、価格などの条件面から、なかなか成立しないのが現状であります。昨今の厳しい経済状況ではありますが、今後とも県企業誘致推進室と連携しながら、空き工場や未利用地などへの誘致活動を推進したいと考えております。

合併直後に、企業誘致はもうまずやって、今後の自立できるまちのためには必要なことと言うことで、取り組んで、誘致作戦とか、あるいは上場企業500～600社に、ここにインターチェンジができますという地図を載せて、現在ある立地企業等の状況も載せながら、かなり多くのところにダイレクトメールを送ったこともございました。なかなかいい反応はなかったのですが、もう目の前にインターチェンジができるということは見えてきましたので、もう1辺、なんかそういうようなことも展開していければというようなことも考えております。

自前の用地がないということから、農地の転用規制が、その中で一段と強まる中、開発が比較的容易なインターチェンジ周辺の山林などを活用するために、道路の整備促進を図るといったことで、24年度少しそれを考えているところであります。

また、インターチェンジの開設によって、来訪者が愛知川地域にまで広く足を運んでもらうよう、中山道を核にしたまちづくりと合わせて、この二眼レフで、まちづくり計画の策定を考えていきたいというふうに考えているところであります。

○議長(辰己 保君)4番、吉岡あみ子君。

○4番(吉岡あみ子君)再質問させていただきます。

湖東三山インター開催に向けて、今後の諸問題について、前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。それにつきまして、インターへのアクセス道路の整備についてであります。湖東定住自立圏構想の中で、「圏域共通の課題として部会において協議を重ねている」と答弁がありましたけれども、共通の課題とはどのような認識なのか、また、その課題と解決に向けてどのような協議をなされたのか、お伺いいたします。

そしてまた、「アクセス道路のルートの検討や必要性について、湖東土木事務所で取り組んでいただいている」という答弁をいただきました。国道8号線からインターまでは新幹線と近江鉄道ですか、横断しなければならない。特に新幹線の横断には、アンダーにせよ、オーバーにせよ、調整が非常に難しいと思います。湖東土木事務所で検討いただいているのは、県道整備を前提に考えていただいているのか、また町道を県道に格上げして整備をお願いしようと考えておられるのか、そういうところも重ねてお考えをお伺いしたいと思います。

そしてまた、「滋賀県道路整備アクションプログラムに位置付けられているよう、強く要望している」と答弁いただきましたけれども、このアクションプログラムは2008年に策定され、10年間の道路整備計画と聞き及んでおります。今から、アクションプログラムの位置付けができるものか、それは政策調整主監にお尋ねいたします。

次に、インターの開通に伴う活性化計画であります。ただいま商工会と、そして観光協会・JAなどをメンバーとする検討委員会で協議を重ねていただいたようではありますが、提言については改めて議会に説明がお願いできると思います。このような地域活性化策は、行政主導ではなかなか成功しないと言うのが難しいと考えます。検討委員であります商工会とか、また観光協会、JA等に検討委員会の中でインターと関連する活性化まちづくりについて、どのような

認識をお持ちかということもお尋ねいたします。

また、これから団体の協力なしでは、まちの活性化がなり得ないと考えておりますが、事業の実施についての関わり方なども、団体としての考え方や意見を出されているとすれば、どのようなことなのか、それも政策調整主監にお尋ねいたします。

最後に企業誘致の問題でございますが、現在の厳しい経済環境の中で企業が愛荘町に進出するということは難しいと考えておりますが、質問でも述べましたように、インターの開通によって多くの企業を誘致し、成功している市町があります。インターの開通によって利便性の向上や物流のコストの低減など、企業にとってのメリットは多々あると思います。そこで、町長に粘り強い企業誘致をお願いしたいと考えております。そのことについて、改めて町長の決意をお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)ただいま何点か再質問をいただきました。私の方からお答えできることについて、そのあと、政策調整主監の方からお答えさせていただきますが、まずは、8号線からインターチェンジを結ぶルート、これについては、もう早くからいろいろな議論をしております。

土木事務所ともいろいろ議論しているのですけれども、一番の問題はやっぱり新幹線をどこでどういうふうにくロスしていくのかというのが大変な課題でして、上に行くことだけして新幹線が理解しない。地下道方式で行くのは莫大な費用がかかります。インターチェンジどころの話ではございません。今、稲枝のところで立体交差をやっていますけれども、あれは60億円か70億円というふうに聞いているようなことでして、とても現実的でない。あそこは近江鉄道、それから川もあるということで、非常に複雑な構造になってきます。

湖東土木では、平面交差でいいところがないかということも、いろいろ模索されているように聞いておまして、となりますと、高さがなかなか取れないということがございまして、高さをとってどのぐらいクリアできるのか、いろいろなところをあたっていろいろ聞いているところでございます。

それから、企業誘致につきましてですが、これはまさに何とかしてもがんばっていかねばならないのですけれども、非常に今情勢は悪い情勢になってきてまして、去年の年末ぐらいでしたか、大手のコンサルが来たときに、企業誘致の状況について、いろいろと話を聞いたのですけれども、今は製造業というのは、ほとんど日本での立地はもう考えていない。全部海外へ立地を考えているといった中で、唯一国内で立地するのは、流通関係それから一部の環境事業と言っていました。

環境というのは、太陽光でありますとか、リチウム電池でありますとか、そういった日本の最先端の技術を駆使したようなものは、まだ日本でいけるような状況と、ちょっと言っておりましたけれども。それと、消費関連ですね。食べもの等の製造・流通、こういった話がございまして、なかなか今までに立地してきたような企業の誘致は非常に難しいという状況であります。

しかし、まあそんなことを言っているにはあきませんので、今後、具体的に民間の用地はたくさんございますので、そういったもの、また具体的にこれは竹原の梨園についても、地元の梨の組合も解散されまして、その有効利用をというのは、私どもも直接関係者の方から聞いております。

そういったものを活かしながら、あそこへ本当に、インターチェンジが目に見えてくると、だいぶ変わってくるというふうに思います。ここができます、できますと言う、掛け声だけでは、なかなか企業もまんまかいなという顔をして、なかなか本気になってくれなかったのが現実ですけれども、そこに工事も始まってとなりますと、もう少しPRの方法を考えることも必要かなというふうに思っております。何とか企業誘致を精一杯がんばっていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長(辰己 保君)政策調整主監。

○政策調整主監(村西作雄君)ただいま吉岡議員の方から、アクセス道路については、町長がお答えしましたけれども、その他、インター周辺の地域活性化施設等についてのご質問もございましたので、お答えをしたいというふうに思います。

まずは、アクセス道路でそれぞれ湖東定住自立圏で1市4町がインターチェンジバイロジーズ部会というのを月1度協議をさせていただいて、その共通の課題はというようなことでございますけれども、圏域として、どの町に、そのアクセス道路をという考えではなくて、せめて国道8号からからインターに直結する、あるいは1号まで直結する道路が必要だという認識を1市4町で持っているというようなことでございます。

そういった共通課題がある中で、部会を設けて、県も調査をしていただいていますけれども、その調査を受けて、部会でも論議をしているというようなことで、湖東圏域の活性化には、そのアクセス道路が必要だという認識で、1市4町で協議しているということをご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、道路の考え方でございますけれども、もちろん、アクセス道路になりますと、相当大的な費用がいるわけでございます、これを先ほどの町長の答弁にもあります県のアクションプログラムに位置づけていただく、すなわち、県として道路整備をしていただくという認識でございます。

ですから、それにはもちろん町道の一部を県道に格上げしてやっていただく方法もございましょうし、一部は新設で県道として整備をいただかなければならぬところもございましょうし、そういったことでアクションプログラムにとりあえずは入れてもらう、アクションプログラムは10年計画でございますので、ちょうど真ん中の5年で見直しがある、その見直しまでに、どこへというのも含めて調査をする中で、このアクションプログラムの見直しに組み入れてもらおうと、そして、県で整備をいただけるよう努力をしていると、そういった考えでございますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、町長の答弁の中で、インター周辺に地域活性化の施設をというようなことで、また報告者の内容につきましては、本議会で機会を設けて議員の皆さま方にご報告・説明をさせていただく手はずもしておりますけれども、インター周辺施設の整備にあたっての基本的な考えでございますけれども、検討委員会からも整備のためのイニシャルコストはできるだけ抑えると、そして、事業の収支状況を見極めながら、順応でき、持続的に展開をすべきであるというふうに提言をいただいております。

まさにそのとおりでございます、すごく大きな施設をつくって、閑古鳥が鳴いていてもあきませんので、それはいろいろな勉強をして、十分な検討をしての話でございますけれども、あまりにイニシャルコストをかけないような形で整備ができればというふうに基本的には考えております。

また、整備後の運営手法でございますけれども、町直営ではなく、町内既存団体の協力も得て、コミュニティビジネスとしての運営をしていただけないか、そういったことを、そういった手法を検討したいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長(辰己 保君)4番、吉岡 忍ミ子君。

○4番(吉岡 忍ミ子君)再々質問をさせていただいています。インターのアクセス道路なのですけれども、湖東定住自立圏構想の中で、1市4町とおっしゃいましたけれども、うちの町も声を大にして、インターが開通するという日が決まっておりますので、声を大きくして、うちの町につくようにがんばっていただきたいと思っております。

そして、また企業誘致の件ですけれども、町長の持っておられる手腕を活かしていただきまして、どうかよい企業なり、また中小企業でも、それがいくつか、たくさん企業が来ましたら、大きい企業にもなるのですから、そういうことを考えていただいて、これからそういう方にも尽力いただきたいと思っております。以上です。

○議長(辰己 保君)これで一般質問は終わります。

○議長(辰己 保君)日程第4、人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)ただいまの一般質問、大変貴重ないろいろなご意見、ご提言賜りありがとうございました。それでは、今議会の議案の説明に入らせていただきます。

まず、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、2件出させていただきます。現在、愛荘町の人権擁護委員は、秦荘地域3名、愛知川地域3名の6名を任期3年で法務大臣から委嘱されお願いをしているところでございます。

今般、人権擁護委員の寺出千恵子さんにつきまして、23年6月30日に任期満了となることから、人権擁護委員の候補者の推薦をさせてもらうことになりました。任期は6月でございますけれども、いろいろな手続きがございますので、今議会にお願いをしているところでございます。

寺出千恵子さんにおかれましては、大変適任な方でございますので、再任をお願いをいたしたく、議案のとおり、東円堂1655番地寺出千恵子さん生年月日は昭和26年3月10日生れの59歳の方でございます。どうかよろしく申し上げます。

○議長(辰己 保君)人事案件につき、質疑・討論を省略しますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認め、質疑・討論を省略します。

町長から説明がありました人事案件について、議会の意見として「寺出千恵子氏を人権擁護委員の適任者である」と町長に回答することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任であるとの意見を町長に回答することに決定しました。

◎人権擁護委員の推せんの件

○議長(辰己 保君)日程第5、人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)失礼しました。それでは、もう1人方、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、先ほど申し上げましたとおりでございます。6月30日に任期迎えます。再任をお願いしとございますが、愛荘町沖133番地植田(うえだ)由喜子(ゆきこ)さん昭和26年3月24日、この方も同じく59歳でございます。どうかよろしく申し上げます。

○議長(辰己 保君)人事案件につき、質疑・討論を省略しますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認め、質疑・討論を省略します。

町長から説明がありました人事案件について、議会の意見として「植田由喜子氏を人権擁護委員の適任者である」と町長に回答することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任であるとの意見を町長に回答することに決定しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第6、議案第6号愛荘町特別会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第6号愛荘町特別会計条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

愛荘町特別会計条例の一部を次のように改正する。第1条中第3号であります老人保健事業特別会計を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

付則といたしましては、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。本案は原案どおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第6号愛荘町特別会計条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決しました。

ここで暫時休憩とします。再開は30分からとさせていただきます。

休憩午後3時14分

再開午後3時30分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を始めます。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第7、議案第7号愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設下水道課長。

○建設下水道課長(田原秀郷君)議案第7号愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

資料、4ページをお願いいたします。愛荘町手数料条例等の一部を次のように改正する。それでは、第1条関係のみを説明をさせていただきます。説明資料の方で説明させていただきます。資料の4ページをお願いいたします。

愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例(案)は、建設下水道課長(田原秀郷君)より、平成23年4月

愛荘町手数料条例等の一部を改正する理由といたしましては、滋賀県が推進する権限委譲に伴い、平成23年4月より、愛荘町において滋賀県屋外広告物条例に基づく許可事務および違反取締を推進することから、屋外公告物許可手数料の徴収をすることとなるため、今回滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の改正が11月県議会において議決されたことを受け、愛荘町手数料条例の改正をおこなうものでありまして、法令につきましては、滋賀県屋外広告物条例および施行規則から必要な部分を読み替えて適用するので、委譲先の町が独自に条例を制定する必要はありませんが、手数料を収入するための条例を制定するものであります。

愛荘町の手数料条例等の一部を改正する条例の要旨としましては、屋外広告物許可手数料について、愛荘町手数料条例等に追加するものであります。

施行日としましては、23年の4月1日から施行をするものでありまして、別表につきましては、19ページから20ページをお願いいたします。大まかな概要としましては、屋外広告物の定義としては、文字・イラスト・写真・シンボルマークを常時または一定期間継続して屋外で公衆に対して表示されるものを示します。

なお、営利を目的とするものに限りません。また、街頭で配布されるチラシ・宣伝放送、建物内部の表示物は対象となりません。愛荘町は全域が許可地域であり、許可が必要であります。

自家用広告物、自己の住所・営業所・工場等に自己の氏名・店名・事業内容等を表示するものについては、総面積10㎡を超えた場合は、すべて許可が必要であります。自家用以外の広告物については、すべて許可が必要であります。

県条例施行規則屋外広告物審査および事務マニュアル等で、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物、野立て広告物等の種類により、詳しく基準が設けてありまして、それにより、許認可および手数料を徴収することとなります。この表の種類・単位・金額・許可期間については、県条例に基づくものでありまして、同じものであります。

例えば、許可期間の3年以内については、最長期間でありまして、それ以上経過するものにつきましては、更新手続きが必要であります。また、1年を超える場合には、この表に定める額の2倍の額になるということでございます。

以上、説明を終らせていただきます。

○議長(辰己 保君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)続きまして、第2条および第3条関係につきましてご説明させていただきます。別冊の説明資料の5ページ以降をご覧いただきたいと思っております。

この改正の理由といたしまして、平成20年4月1日から、戸籍住民票などの各種証明書を発行する自動交付機の導入に伴いまして、住民基本台帳カードおよびあいしょうタウンカードの普及と自動交付機の利用促進を図るため、住民基本台帳カード等の交付手数料につきましては、本年3月31日まで無料といたしておりますが、国において住民基本台帳カードの多目的利用を促進されております。

町では、昨年11月1日から、住民票、印鑑証明書のコンビニ交付サービスを開始をし、さらに、平成23年度より住民基本台帳カード等を利用した図書館の利用、図書の貸し出し等を行う図書館カードとの一元化サービスを計画されていることから、住民基本台帳カードおよびあいしょうタウンカードの交付手数料無料期間を、平成25年3月31日まで2年間延長し、住民基本台帳カード等の普及と町民の利便性の向上を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

議案書の4ページに戻っていただきまして、第2条付則第4項中および第3条付則第2項中、平成23年3月31日を平成25年3月31日に改めるものでございます。付則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。
これより、議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第7号愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第8、議案第8号愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第8号愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書の7ページです。別冊の説明資料の21ページ等をご覧くださいと思います。改正の理由といたしましては、各種がん検診の負担金につきましては、合併以来据え置きをしておりますが、医師確保などから、健診単価が年々高騰いたしておりまして、県内各市町の状況も勘案して、胃がん・子宮頸がん・乳がん検診について、負担金の改正をするとともに、肺がんによる死亡率が高い傾向にあり、早期発見・早期治療につなげるため、新たに40歳から64歳の方を対象とした肺がん検診負担金を加えるものでございます。

また、子宮頸がん検診医療機関受診につきましては、受診者の利便性、受診率の向上や事務の簡素化を図るため、平成23年度より県下統一契約となり、負担金徴収方法の変更に伴います改正条文の文言の整理など、条例の一部を改正するものでございます。

議案書の7ページでございますが、条例の一部を次のように改正するというので、第3条中「特定健康診査」の次に、「および子宮頸がん健診」を加えるものでございます。

別表第2条関係中、胃がん検診900円を1,000円に、子宮頸部がん検診を子宮頸がん検診とし、集団検診600円を1,000円に、乳がん検診700円を1,100円に改め、新たに肺がん検診の集団検診500円を加えるものでございます。付則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。

議案第8号愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例に対し、反対を表明します。

この内容の中で、肺がん検診を新たに実施することは、町民の健康を守る施策を加えたということで評価いたしま

す。しかし、負担金の値上げも行われます。町民に負担増を強いる内容には賛成できないことを訴え、反対討論いたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、議案第8号愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第9、議案第9号平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第10号)を議題にします。本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案書の8ページからでございます。議案第9号平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第10号)につきましてご説明申し上げます。

平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,680万4,000円の追加をさせていただいて、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億7,052万3,000円とさせていただくものでございます。第2条につきましては繰越明許費、第3条につきましては地方債の補正をあげさせていただいております。

13ページをご覧くださいと思います。第2表繰越明許費といたしまして、追加としてあげさせていただきました。電子計算運営事業に2,310万円、町広報活動事業302万4,000円、秦荘東小学校大規模改造事業4億2,760万円、学校給食事業に12億2,715万2,000円を繰り越しをさせていただくものでございます。

次に、14ページ、第3表でございます。地方債の補正につきましては、防災対策事業債820万円、合併特例事業12億8,970万円、臨時地方道整備事業4,580万円、それぞれ減額をさせていただいたものでございます。

それでは、事項別明細は17ページからでございます。

今回の補正につきましては、歳入等につきましては交付決定、追加交付決定を受けたもので主なものでございます。歳出につきましては、入札の差額、あるいは精算見込みによりまして補正をさせていただいたものが主なものでございます。

詳細につきましては、先の議会全員協議会におきまして詳しく説明をさせていただきましたので、目のみ朗読をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

17ページ、歳入でございます。町税の法人税でございます。1億2,100万円を追加いたします。

地方交付税につきましては3,482万5,000円の追加でございます。

分担金及び負担金民生費負担金でございます。1,928万2,000円の減額でございます。

国庫支出金の民生費国庫負担金につきましては1,808万1,000円の追加でございます。

また、総務費国庫補助金につきましては2,388万3,000円の追加、教育費国庫補助金につきましては548万2,000円の追加でございます。

次に、委託金の関係で総務費委託金につきましては91万3,000円の減額でございます。

県土山金の民生費負担金につきましては1,049万0,000円の追加でございます。

宗文山並の民工月給並に上りては37473,000円に増加してまいらる。

次、県補助金農林水産業費県補助金につきましては270万円の減額、教育費県補助金については25万円の減額でございます。

委託金関係で総務費委託金8万2,000円の追加でございます。

寄付金については、消防費寄付金8万3,000円の減額、繰入金老人保健事業特別会計繰入金については18万3,000円の追加、また基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては6,985万3,000円の減額でございます。

諸収入につきましては、民生費受託事業収入98万円の減額、それから雑入につきましては9,960万円の追加でございます。

町債については、総務債2,180万円の減額、土木債1,930万円の減額、消防費については60万円の減額でございます。

歳出につきましては、議会費につきましては148万5,000円の減額、総務費の企画費610万3,000円の減額、電子計算費100万円の減額でございます。

徴税費の賦課徴収費については2,400万の追加でございます。

戸籍住民基本台帳費につきましては財源更正でございます。

次、統計調査費の国勢調査費については8万2,000円の追加、民生費の方へいきまして、老人福祉費200万円減額、国民健康保険費2,389万1,000円の減額、後期高齢者医療費250万9,000円の減額でございます。

児童福祉費の方へいきまして、児童福祉総務費156万8,000円の減額、児童福祉措置費4,079万1,000円の減額、保育園費につきましては財源更正でございます。

次、衛生費の方へいきまして、保健衛生総務費148万5,000円の減額、健康増進事業費については347万9,000円の減額でございます。

農林水産業費の農業費農業振興費270万円の減額でございます。

商工費商工振興費については130万円の減額でございます。

土木費道路橋梁総務費150万円の減額、道路新設改良費3,250万円の減額、道路維持費1,502万の減額、交通安全対策費250万円の減額でございます。

河川費の河川総務費は280万円の減額、都市計画費都市計画総務費442万4,000円の減額でございます。

次に、消防費消防施設費51万3,000円の減額でございます。

教育費教育総務費事務局費223万8,000円の追加でございます。

小学校費につきましては、学校建設費1,087万4,000円を減額するものでございます。

次に、社会教育費の文化財保護費については100万円の減額、図書館費につきましては財源更正でございます。

保健体育費の体育施設費2,131万5,000円の減額、学校給食費につきましては財源更正でございます。

諸支出金の基金費、財政調整基金費については2億1,894万1,000円の追加、福祉・保健基金費2,388万3,000円の追加、教育振興基金費8,841万7,000円の追加というものでございます。

34ページにつきましては、特別職の補正予算給与費明細書を添付をさせていただいております。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第9号平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第10号)は、原案のとおり可決しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第10、議案第10号平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第10号をご説明させていただきます。

議案書の35ページをお開きいただきたいと思ひます。

平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,410万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,539万8,000円とするものでございます。

事項別明細書によりまして、説明させていただきますので、41ページをお開きいただきたいと思ひます。この補正予算につきましては、保険税の収入見込みや保険給付費および保険事業費の見込みに伴います負担金、交付金等の法決定等によりまして歳入歳出の調整をさせていただくものでございます。

まず、歳入でございますが、国民健康保険税につきましては、被保険者の移動によりまして、一般被保険者国民健康保険税といたしまして2,660万円の減、退職被保険者等国民健康保険税860万円の追加、合わせまして1,800万円の減でございます。

国庫支出金国庫負担金につきましては、療養給付費等の見込みにより療養給付費分、後期高齢者支援金分を合わせまして2,703万8,000円の減でございます。

国庫補助金につきましては、財政調整交付金といたしまして、普通調整交付金350万円の減でございます。

次のページに移りまして、特別調整交付金125万1,000円の減、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金といたしまして70歳から74歳の自己負担割合凍結措置によりまして高齢者受給者証再交付に伴います7万5,000円の追加、出産育児一時金補助金といたしまして給付費一時金の変更によりまして16万円の減、合わせまして、483万6,000円の減でございます。

療養給付費交付金につきましては、退職者医療費給付費見込みにおきまして1,700万1,000円の減でございます。

前期高齢者交付金につきましては65歳から74歳の給付費の増によりまして2,363万8,000円の追加でございます。

次に、県支出金県補助金財政調整交付金といたしまして、普通調整交付金600万円の減、特別調整交付金143万6,000円の減、合わせまして743万6,000円の減でございます。

共同事業交付金につきましては、1件80万円を超える医療費に対する高額医療共同事業交付金390万円の減、1件30万円を超える医療費に対する保険財政共同安定化事業交付金360万円の減、合わせまして750万円の減でございます。

財産収入財産運用収入につきましては、財政調整基金利子6万1,000円の追加の追加でございます。

44ページに移りまして、繰入金他会計繰入金につきましては、保険給付費の減額によりまして、一般会計繰入金と

いたしまして2,385万1,000円の減、被保険者の所得低ト等によります保険基盤安定繰入金、保険税軽減分が258万5,000円の追加、保険者支援分が66万5,000円の追加、財政安定化支援事業繰入金50万2,000円の減、出産見込み件数によります助産費等繰入金213万3,000円の減、事務費等繰入金65万5,000円の減、合わせまして2,389万1,000円の減でございます。

繰越金といたしまして、前年繰越金790万1,000円の追加でございます。

次に、歳出でございますが、総務費総務管理費につきましては、国保連合会システム最適化によります負担金の減によりまして、一般管理費38万3,000円の減、連合会負担金125万1,000円の減、合わせまして163万4,000円の減でございます。

徴税费賦課徴收費につきましては、徴収嘱託委員の退職によりまして220万円の減でございます。

次のページに移りますけれども、保険給付費の療養諸費につきましては、被保険者数ならびに一人当たりの給付額の減少によりまして、一般被保険者療養給付費1,932万2,000円の減、退職被保険者等療養給付費756万2,000円の減、一般被保険者療養費52万3,000円の減、合わせまして2,740万7,000円の減でございます。

高額療養費につきましても1件当たりの給付額の減少によりまして、一般被保険者高額療養費439万円の減、退職被保険者等高額療養費511万1,000円の減、合わせまして950万1,000円の減でございます。

葬祭費につきましては33件が18件の見込みで件数減によりまして75万円の減、出産育児一時金につきましては38件が30件の見込み件数減によりまして336万円の減、後期高齢者支援金につきましては、拠出額の決定がありまして2,600万円の減でございます。

48ページに移りまして、共同事業拠出金保険財政共同安定化事業拠出金の決定によりまして1,000万円の減、保健事業費疾病予防費につきましては、県特別調整交付金の交付に伴いまして財源更正、特定健康診査等事業費につきましては健診受診者が見込みを下回ったことによりまして委託料400万円の減、諸支出金償還金につきましては療養給付費交付金等精算に伴います過年度返還金といたしまして1,068万9,000円の追加、基金積立金につきましては、預金利子としまして財政調整基金積立金6万1,000円の追加でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第10号平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決しました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第11、議案第11号平成22年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)を議題にいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第11号をご説明させていただきます。

議案書の51ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81万1,000円とするものでございます。

事項別明細書によりまして、ご説明させていただきますので、54ページをお開きいただきたいと思います。この精算につきましては、前年度医療費の確定に伴います国県の負担金の追加交付によります歳入歳出の調整をさせていただくものでございます。

歳入でございますが、国庫支出金国庫負担金医療費負担金といたしまして14万6,000円の追加、県支出金県負担金といたしまして3万7,000円の追加。

歳出でございますが、諸支出金他会計繰出金といたしまして、過年度精算によります超過分について一般会計繰出金18万3,000円の追加でございます。

なお、本会計につきましては、平成20年4月からの医療制度改正におきまして医療費の支給不請求など診療報酬等の遡及対策のために設けているものでございますが、先ほどの議案第6号でお認めいただきましたように、本年度末で特別会計を廃止することから、平成23年度以降の老人医療費にかかります会計処理につきましては一般会計で処理することになりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第11号平成22年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決しました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第12、議案第12号平成22年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)それでは、議案第12号をご説明させていただきます。

議案書の55ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,950万円とす

るものでございます。

事項別明細の58ページをお開きいただきたいと思います。この補正予算につきましても、保険料等の収入見込みによります納付金の確定などによります歳入歳出の調整をさせていただくものでございます。

歳入でございますが、保険料後期高齢者医療保険料につきましては、徴収区分の変動によりまして、特別徴収保険料961万1,000円の減、普通徴収保険料1,037万3,000円の追加、合わせまして76万2,000円の追加でございます。繰入金一般会計繰入金といたしまして、保険料軽減額の確定によります保険基盤安定繰入金206万6,000円の減、繰越金といたしまして前年度繰越金30万4,000円の追加でございます。

歳出でございますが、広域連合納付金につきましては、保険料の見込みならびに低所得者の軽減額の確定によりまして、保険料等の負担金104万2,000円の減、諸支出金につきましては、前年度保険料の確定によります保険料還付金4万2,000円の追加でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第12号平成22年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決しました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第13、議案第13号平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第13号をご説明させていただきます。

議案書の60ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

ここは補正予算の明細でございませんので、いきなり事項別明細書の63ページに行きたいと思います。この補正予算につきましては、要介護認定者の増加や、サービス利用状況等に伴います保険給付費の見込みによります歳入歳出の調整をさせていただくものでございます。

まず、歳入でございますが、国庫支出金国庫負担金介護給付費負担金といたしまして11万円の追加、県支出金県負担金介護給付費負担金といたしまして11万円の減、これらいずれも保険給付費の負担割合の変更に伴うものでございます。

次、64ページをお願いしたいと思います。歳出でございますが、保険給付費介護サービス等諸費につきましては、サービス利用者の増加に伴いまして、県支出金県負担金介護給付費負担金200万円の追加、地域医療振興会費、介護給付費への

「入所者の増加によりまして、居宅介護サービス費20万円の追加、地域密着型介護サービス費20万円の追加、施設介護サービス給付費につきましては在宅サービスからの移行見込み料の減少によりまして130万円の減、施設介護サービス給付費につきましては入所者の死亡等によりまして200万円の減、居宅介護福祉用具購入費につきましても利用減によりまして20万円の減、居宅介護住宅改修費につきましても利用者の減によりまして200万円の減、合わせまして70万円の追加でございます。

介護予防サービス等諸費につきましては、介護予防福祉用具購入費につきましては利用件数の増によりまして1万1,000円の追加、介護予防住宅改修費につきましても利用者の減によりまして5万9,000円の減、合わせまして4万8,000円の減、高額介護サービス等費につきましては軽減対象者の増加によりまして高額介護サービス費4万8,000円の追加。

66ページに移りまして、高額医療合算介護サービス費につきましては、対象者の減によりまして50万円の減、特定入所者介護サービス費につきましても対象者の減によりまして20万円の減でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第13号平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決しました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第14、議案第14号平成22年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設下水道課長。

○建設下水道課長(田原秀郷君)議案第14号を説明させていただきます。

67ページをお願いいたします。平成22年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。第1条地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第1表繰越明許費」による。

次のページをお願いいたします。繰越明許費といたしまして、款下水道事業費、項1の公共下水道事業費、事業名下水道事業、金額は750万円です。

対象工事といたしましては、22年の現年執行分の工事第90号、愛知川南面整備工事国8マンホールポンプでございます。請負額は822万円1,500円でございます。場所につきましては愛荘町の愛知川宇西出地先でございます。

工事概要としましては、開削工75mmの圧送管が3m、200の管の下水道管33mの布設とマンホールポンプの設置でございます。

繰り越し理由としましては、マンホールポンプ等の設置工事箇所は、道路幅員が非常に狭いところが1.7m、ぐらいでございます。畑の耕作者が使用されている道路としているところでございます。マンホールポンプや制御盤等を設置することにより、道路幅員がさらに狭くなる、約1.2mぐらいになるということでございます。それによりまして、畑の耕作者から通行に支障がでるとの苦情が出てきたことにより、耕作者との調整に約3ヵ月間の日数を要したことでございます。完了予定としましては23年の6月30日を予定しております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第14号平成22年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決しました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第15、議案第15号平成23年度愛荘町一般会計予算を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第15号平成23年度愛荘町一般会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

お配りをさせていただいております黄色い方の「予算書」の方をご覧いただきたいと思います。そちらの一般会計予算、1ページからでございます。

平成23年度愛荘町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ84億2,200万円と定める。2項歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

債務負担行為第2条地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間および限度額は「第2表債務負担行為」による。

地方債第3条地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は「第3表地方債」による。

一時借入金第4条地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。第5条につきましては、歳出予算の流用について地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により定めております。

それでは、歳入歳出予算の説明でございますが、10日から予算特別委員会におきまして、各担当課長の方から事業別予算説明書により、詳しく説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げ、私の方からは「当初予算

の概要書」の方から説明をさせていただきます。ピンク色の方からでございますが、そちらの方から説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

まず、4ページの歳入からでございます。

町税につきましては28億2,703万7,000円を見込み、前年度対比9,480万円の増で3.5%の増となりました。

内訳といたしましては前年度より増収の見込みとなりましたのが法人町民税であり、業績回復の兆しから前年度対比93.8%増の3億3,990万円を見込みました。

また、固定資産税につきましては0.8%増の15億5,883万7,000円を見込んだところでございます。

次に、6・7ページをご覧をいただきたいと思います。地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金また地方交付税につきましては、国の地財計画ならびに総務省および県の推計に基づき予算を計上をしたところでございます。

また、普通交付税につきましては7.6%増の18億9,020万円といたしました。特別交付税につきましては2億円を見込んだところでございます。

次に、分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金の減額によるところが大きく7.3%減の1億4,508万円を見込んでございます。

使用料及び手数料につきましては4%減の4,096万7,000円を見込んでございます。

次に、国庫支出金につきましては、前年度と比較し増額となりましたのが、保育所入所運営費負担金9,014万円を見込んでございます。

そのほか障害者自立支援給付費負担金1億3,175万円、子ども手当給付事業負担金4億8,860万円、それから市町村合併推進体制整備費補助金4,650万円などが主なものでございます。

総額といたしまして、対前年度比31.5%増の総額8億2,19万2,000円となりました。

また、県支出金につきましては、総額6億2,762万1,000円となり11.3%増となったところでございます。

次に、財産収入につきましては35.7%減の305万円を見込んでございます。

寄付金につきましては175万1,000円を見込んだところでございます。

次に、繰入金につきましては、財政調整基金から4,169万円、地域基盤づくり推進基金から1億6,450万円、福祉・保健基金から6,930万円、防災基金から170万円、教育振興基金から1億4,500万円を取り崩し、総額4億2,219万2,000円といたしました。前年度対比14.7%の減といたしました。

繰越金につきましては、前年度同様5,000万円を計上をさせていただいたものでございます。

次に、諸収入につきましては18.8%増の2億3,050万円を見込ませていただきました。

主なものにつきましては、給食費個人負担金9,460万円、スポーツ振興くじ助成金4,000万円などが含んでございます。

次に、地方債につきましては、臨時財政対策債6億円を見込んでございます。

そのほか合併特例債につきましては2億3,560万円、道路改良等の臨時地方道整備事業債に850万円、消防施設整備事業の防災対策事業債には780万円、総額8億5,190万円とし、前年度対比9.3%の減といたしましたところでございます。

一方、歳出につきましては、9ページの性質別の歳出区分をご覧をいただきたいと思います。

まず、人件費につきましては13億4,254万2,000円を計上をいたしました。対前年度比0.4%の減でございます。

扶助費につきましては、子ども手当給付事業6億1,308万円を含みまして14億944万8,000円を計上し、13.2%の増となったところでございます。

次に、公債費につきましては10億9,189万9,000円を計上し、対前年度比13.2%減となりました。物件費につきましては14億5,877万9,000円を計上し、9.7%の増となったところでございます。

維持補修費につきましては46%の減で1,240万円を計上をいたしております。

補助費につきましては12億3,474万1,000円を計上し、対前年度比9.8%の増となったところでございます。

主なところにつきましては新規のゆたか保育園園舎全面改築事業補助金1億1,537万円、およびまっと安心子育て支援事業1,070万円を含んでいるところでございます。

次に、普通建設事業の投資的事業でございますが、8億4,433万1,000円を計上し、前年度対比45.8%の大幅増となりました。

主な事業につきましては多目的グラウンド整備事業に2億8,255万円、道路改良および道路維持保守事業に1億2,835万円が主なものでございます。

積立金につきましては584万7,000円を計上し、3.2%の増となったところでございます。

貸付金につきましては2,265万7,000円を計上をいたしております。自治会館新築工事の支援として、資金の貸付を2,000万円を予定をいたしております。

次に、繰出金として各特別会計への繰出金でございます。9億9,436万2,000円を計上をいたしまして、前年度対比3.9%の減となったところでございます。

また、予備費につきましては、前年度同様500万円を見込んだところでございます。以上、「概要書」の本当の概要だけ申し上げましたけれども、また10日からの予算特別委員会におきまして説明を詳しくさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

お諮りします。このあと各特別会計の新年度予算を説明されますが、時間を要しますので、自席から着席したまま説明いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、各特別会計の予算の説明は自席から説明いただきます。

◎議案第16号～議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第16、議案第16号平成23年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算から日程第21、議案第21号平成23年度愛荘町下水道事業特別会計予算までを一括議題にします。

議案第16号住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)それでは、議案第16号の平成23年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算から順にご説明をさせていただきますと思います。

先ほどの一般会計と同時に各委員会で審議をされますので、「予算書」の黄色い冊子は、また各委員会で詳細を担当課長からご説明いたしますので、同じくピンク色の「当初予算概要書」の30ページをお開きいただきたいと思

います。この特別会計は、歴史的社会的理由によりまして生活環境等の安定向上が阻害されている地域において、環境改善事業、小集落地区改良事業の実施に伴い、住宅の新築もしくは改修または住宅の用に供する土地の取得について、必要な住宅新築資金等の貸付を行うことに、当該地域の居住環境の整備改善を図り、公共の福祉に寄与することを目的に貸付事業を行ったものでございまして、現在貸付事業はございませんが、これらの償還事務にかかりま

す予算を見込んだもので、歳入歳出それぞれ207万円でございます。

歳入につきましては、過年度分住宅新築資金、住宅改修資金および改良住宅譲渡資金、元利収入8件、17万円、改良住宅譲渡資金貸付元利収入6件、184万3,000円が主なものでございます。

歳出の主なものにつきましては、起債償還金元金196万9,000円、利子6万9,000円を計上いたしております。なお、住宅新築資金等貸付にかかる起債償還金は平成23年度をもって償還が完了をすることになります。

なお、「議案書」の方に移っていただきまして、149ページでございますが、黄色い方の冊子「予算書」149ページになりますが、地方債の前々年度おける現在高ならびに前年度末および当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。普通債の住宅新築資金等といたしまして、前年度末が196万9,000円で、当該年度中、増減見込みとしまして、196万9,000円の償還を見込みまして、平成23年度で償還が完了することから、当該年度末の現在見込み額は見込んでおりません。

以上、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)次に、議案第17号土地取得造成事業特別会計予算の説明を求めます。政策調整主監。

○政策調整主監(村西作雄君)それでは、私の方からは土地取得造成事業特別会計のご説明をいたします。「議案書」におきましては、151ページでございますけれども、議案第17号でございます。

第1条としまして、歳入歳出予算総額は歳入歳出それぞれ9,790万円とするものでございまして、お手元「当初予算の概要」の31ページをご覧くださいと存じます。

本会計でございますけれども、平成17年に公共事業用地(公園用地)として先行所得した用地の地方債の管理を今回特別会計で管理していくものでございまして、合わせまして、地区内における事業用地の売買等の管理についても、この会計で進めるものでございます。

中段、予算額の歳入でございますけれども、不動産売払収入としまして5,500万9,000円を見込んでおります。これにつきましては、川久保地先の公園におきます多目的グラウンドについての整備にかかる土地売払収入と見込んでいるものでございます。

2番としまして、一般会計繰入金として4,289万1,000円、合計9,790万円でございます。

歳出につきましては、公共事業用地取得事業費として2万1,000円、公債費として9,787万9,000円、合計9,790万円としての予算を計上しているものでございますので、よろしくお願いいたします。

「予算書」に戻っていただきまして、158ページには、本会計におけます地方債の前々年度末おける現在高ならびに前年度末および当該年度末における現在高の見込みに関する調書をあげさせていただいておりまして、一番右端、当該年度末現在高見込み額としまして、23年度におきましては7,080万5,000円となるものでございます。以上よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)続いて、議案第18号国民健康保険事業特別会計予算ならびに議案第19号後期高齢者医療事業特別会計予算、加えて議案第20号介護保険事業特別会計予算の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第18号平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明させていただきます。黄色い方の「議案書」の159ページをお開きいただきたいと思います。なお、別冊の「予算の概要書」につきましては32ページの方でご説明をいたします。

まず、黄色い方の「議案書」の方でございますが、平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億9,660万円と定めものでございます。

第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定めさせていただきます。

第3条歳入歳出予算の歳入を定めものでございます。

第21ページによります、愛山町 昇り川町を定めたことについてでございます。

それでは、ピンク色の方の32ページの「概要」でご説明をさせていただきます。ピンク色の32ページの国民健康保険事業特別会計でございますが、本特別会計予算につきましては、一般被保険者4,318人、退職被保険者419人、対前年比269人の減少となりまして、一人当たりの費用額が増加傾向でありまして、保険給付費全体としましては減額の見込みでありまして、対前年比3,290万円、2%減の歳入歳出予算15億9,660万円の予算規模を見込んだものでございます。

まず、歳入の主なものでございます。国民健康保険税につきましては、被保険者の減少ならびに所得低下によりまして、対前年比1,911万6,000円、4.9%の減の3億7,245万6,000円を計上させていただきました。

国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査負担金、財政調整交付金など、合わせまして4億146万円でございます。

退職者医療にかかります療養給付費交付金につきましては1億770万5,000円、65歳から74歳の方に対する財政調整としまして前期高齢者交付金2億8,106万5,000円、県支出金につきましても、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査負担金、財政調整交付金、保険給付費対策補助金など8,214万8,000円を計上いたしております。共同事業交付金につきましては、1件80万円以上の医療費にかかります高額医療費共同事業交付金、1件20万円以上の医療費にかかります保険財政共同安定化事業交付金、合わせまして1億7,680万円、繰入金につきましては、保険給付費にかかります負担ルール分および医療費等に見合う保険税収入不足によります財源補てんといたしまして一般会計繰入金など1億6,876万3,000円、繰越金400万1,000円、諸収入といたしまして、預金利子、雑入など200万6,000円を計上をさせていただいております。

次に、歳出に移らせていただきますが、主なものといたしましては、総務費につきましては事務費やレセプト点検、臨時職員賃金など一般管理経費や国保連合会負担金のほか保険税滞納者へ納付書にかかります徴収嘱託員賃金等の徴収費、さらに運営協議会費用など999万6,000円を計上いたしております。

保険給付費につきましては、療養給付費、高額療養費のほか葬祭費といたしまして29人分、出産育児一時金34人分など、対前年比1,837万6,000円、1.7%の減でございます、10億4,304万円を見込んでおります。

後期高齢者支援金につきましては、75歳以上の方々の保険給付費に充てるため、4割をすべての保険者が支援するものでございまして2億3,181万4,000円を計上いたしております。

前期高齢者納付金につきましては、現役世代と高齢者世代の費用負担の調整といたしまして63万1,000円、老人保健医療費拠出金につきましては、平成20年度からの医療制度改革により、老人保健事業が廃止をされまして平成22年度で経過措置が終了しますが、保険給付費の前々年度の精算などに伴いまして1万8,000円、介護納付金につきましては40歳から64歳の第2号被保険者の保険料でございまして9,216万6,000円でございます。

共同事業拠出金といたしまして、1件80万円以上の医療費にかかります高額医療費拠出金および、平成23年度から1件20万円以上の医療費にかかります保険財政共同安定化事業拠出金、合わせまして対前年比2,256万2,000円、10.3%の減の1億9,558万8,000円、保健事業費につきましては人間ドック健診助成142人分、特定健康診査等事業費1,509人分など含めまして1,558万8,000円を計上させていただいております。

諸支出金といたしまして、過年度保険税還付金など220万9,000円、予備費といたしまして500万円を計上させていただいております。

以上、国民健康保険事業特別会計予算の概要の説明とさせていただきます。

続きまして、黄色い方の「予算書」でございますが、187ページをお開きいただきたいと思います。議案第19号平成23年度愛山町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明させていただきます。

平成23年度愛山町の後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,100万円と定めるものでございます。

それでは、ピンク色の方の33ページの概要でご説明をさせていただきます。本特別会計予算につきましても被保険者数は2,253人を見込みまして、被保険者の増加と医療費の伸びによりまして、対前年比50万、0.4%の増の歳入歳出それぞれ1億3,100万円の予算規模を見込んだものでございます。

歳入の主なものでございますが、保険料につきましてもは被保険者の増加などによりまして9,978万1,000円を計上させていただいております。これにつきましては、特別徴収対象者を85%、普通徴収対象者を15%見込んだものでございます。

繰入金といたしまして、一般会計繰入金として低所得者等の保険料軽減分に伴います保険基盤安定繰入金2,965万2,000円、事務費繰入金140万1,000円、合わせまして3,105万3,000円を計上いたしております。

諸収入といたしまして、前年度保険料還付金等16万3,000円の計上でございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましてもは、一般の管理費および徴税费といたしまして140万7,000円、広域連合納付金につきましてもは保険料負担金および保険料基盤安定分、合わせまして1億2,943万3,000円、諸支出金につきましてもは前年度保険料還付金、還付加算金など合わせまして16万円を計上させていただいております。

以上、後期高齢者医療事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、黄色い方の「予算書」の197ページをお願いをしたいと思います。

議案第20号平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計予算についてご説明させていただきます。

平成23年度愛荘町の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億3,075万円と定めるものでございます。

第2条につきましてもは、歳出予算の流用をさだめたものでございます。

それでは、ピンク色の「概要書」の34ページでご説明をしたいと思いますのでよろしくお願いします。本特別会計予算につきましても、第1号被保険者数4,091人、要介護認定者数682人を見込みまして、要介護認定者の増加に伴います保険給付費等の増大などによりまして、対前年比1億2,248万円、12.1%増の歳入歳出それぞれ11億3,075万円の予算規模を見込んだものでございます。

まず、歳入の主なものでございますが、保険料につきましてもは、被保険者の増加などによりまして、第1号被保険者保険料1億7,257万4,000円を計上させていただきました。特別徴収対象者を94.6%、普通徴収対象者を5.4%と見込んだものでございます。

国庫支出金につきましてもは、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金など2億5,702万4,000円、支払基金交付金につきましてもは介護給付費交付金、地域支援事業交付金、合わせまして3億2,453万6,000円を計上いたしました。県支出金につきましても、介護給付費負担金、地域支援事業交付金、合わせまして1億6,043万3,000円、繰入金につきましてもは、一般会計繰入金といたしまして、1億6,783万6,000円、介護給付費準備基金および介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金4,812万7,000円、合わせまして2億1,596万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出に移らせていただきますが、主なものといたしましては、総務費につきましてもは、第5期介護保険事業計画策定や介護認定申請の増加に伴いまして、介護認定調査員、介護予防プラン作成嘱託職員の増員などに伴いまして一般管理費国保連合会負担金、賦課徴収費のほか認定審査会あるいは認定調査、運営協議会費用など合わせまして、対前年比1,062万7,000円、78.2%増の2,421万1,000円でございます。

保険給付費につきましてもは、認定者の増加に伴いまして居宅介護サービスや新たな小規模多機能型居宅介護事業所の開設などにより、地域密着型介護サービス、施設介護サービスならびにサービス計画などの増加によりまして、介護サービス等諸費9億8,552万円、介護予防サービス等諸費につきましてもは3,949万円のほか、高額介護サービス費1,530万円、特定入所者介護サービス費等3,369万円、合わせまして、対前年比1億1,741万円、12.2%増になりまして10億7,870万円を計上させていただいております。地域支援事業費につきましてもは、地域包括支援センター職員

の人件費や運営費それから活動会報支援事業などの任意事業費といたしまして2,435万3,000円のほか介護予防事業、合わせまして2,743万4,000円でございます。

予備費といたしまして30万円を計上させていただいております。

以上、介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)次に、議案第21号下水道事業特別会計予算の説明を求めます。建設下水道課長。

○建設下水道課長(田原秀郷君)それでは、議案第21号を説明させていただきます。黄色い「予算書」の方の229ページをお願いいたします。

平成23年度愛荘町の下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億6,700万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

地方債地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は「第2表地方債」による。

一時借入金地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入は、最高額は1億円と定める。

それでは、ピンクの「当初予算概要」で簡単に説明させていただきます。35ページをお願いいたします。事業の目的と事業概要でございますけれども、中ほどの平成23年度予算総額は11億6,700万円で、前年当初比較5,247万円、4.3%の減を見込んだものでございます。

中ほどの予算額につきまして簡単に、歳入の方から説明をさせていただきます。

1. 分担金、負担金につきましては、下水道が利用可能な皆さんに建設費の一部地区を負担していただく受益者負担制度により徴収しております。受益者分担金・負担金の現年度分としては、平成23年供用開始区域の全納分、期別分および19年から22年までの賦課工区の期日分を計上しております。
2. 使用料につきましては、使用料条例によって汚水量を決定しておりまして、下水道の使用料の表に基づき計算しておりまして、特に現年分としては5,187件分の12ヵ月分を計上しており2億4,716万8,000円を計上しております。
3. 国庫支出金につきましては、公共下水道事業補助金として5,500万円で、要望額を計上しております。補助率は2分の1であります。
4. 繰入金につきましては、一般会計繰入金として、管理運営に必要な財源として一般会計の都市計画費から繰り入れをしております。5億1,766万4,000円を繰り入れをしております。
5. 繰越金につきましては、前年度繰越金と同額の750万円を計上しております。
6. 諸収入につきましては、預金利子と下水道排水設備資金融資斡旋制度預託金元金収入、1件分を計上しております。
7. 町債につきましては、公共下水道債としては国庫補助対象分4,950万円、単独事業分2,810万円、合わせて7,800万円、また流域下水道事業債として国庫対象分3,840万円、単独事業分40万円で合わせて3,880万円、資本費平準化債として2億1,040万円で、合計3億2,720万円を計上しております。

歳出の予算を説明させていただきます。

1. 総務費につきましては、一般管理費は職員2名分にかかります人件費におよぶ共済費と受益者分担金及び負担金一括納付報奨金と下水道台帳作成業務委託料を計上しております。維持管理費につきましては、下水道施設を維持するための経費でありまして、特に光熱水費としては現在稼働している14基と接続後可動する2基のマンホールポンプを運転・電気代・保守点検代と水質検査代、公共下水道環境調査業務委託料

であり1億8,715万3,000円を計上しております。

2. 下水道事業費につきましては、公共下水道事業費は特に下水道整備に要する工事費等でありまして、設計、積算に伴うシステム補守点検料、測量設計業務委託、下水道工事費を計上しております。また、流域下水道事業費につきましては、流域下水道を管理する県に対して、建設費および維持管理費等として負担しているもので1億8,879万9,000円を計上しております。
3. 公債費につきましては、下水道事業債償還元金、利子で、下水道事業債と資本費平準化債の公共および流域分であります。予算額としては7億8,894万8,000円を計上しております。
4. 諸支出金については、下水道使用料の還付金を計上しております。
予備費については前年度と同額の200万円を計上しています。

詳細につきましては、産業建設常任委員会において説明をしていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(辰己 保君)以上で、6特別会計の説明を終わり、これより議案第16号から議案第21号までの質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩午後4時48分

再開午後4時50分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議提1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)お諮りします。ただいま、議提1件・報告1件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

よって、議提1件・報告1件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議提第1号予算特別委員会の設置についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。本田議員。

○15番(本田秀樹君)議提第1号予算特別委員会を設置について。

上記の議案を委員会条例第5条の規定により提出する。

平成23年3月8日

提出者愛荘町議会議員本田秀樹

賛成者愛荘町議会議員小杉和子

賛成者愛荘町議会議員吉岡及ミ子

賛成者愛荘町議会議員竹中幸夫

賛成者愛荘町議会議員森隆一

予算特別委員会の設置について。新年度予算を総合的かつ詳細に検討する必要があることから、委員会条例第5条の規定により、予算特別委員会(定数15名)を設置する。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議提第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議提第1号予算特別委員会の設置については、原案のとおり可決しました。

◎報告第1号の上程、報告

○議長(辰己 保君)追加日程第2、報告第1号予算特別委員会の正副委員長の報告についてを議題にします。先の会議において、委員長に本田総務常任委員長、副委員長に村木総務常任副委員長に決定しましたから報告します。

○議長(辰己 保君)お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第15号平成23年度愛荘町一般会計予算を予算特別委員会に、議案第16号平成23年度愛荘町住宅資金等貸付事業特別会計予算から議案第21号平成23年度愛荘町下水道事業特別会計予算までを所管の常任委員会ならびに同和対策特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、議案第15号平成23年度愛荘町一般会計予算は予算特別委員会に、議案第16号平成23年度愛荘町住宅資金等貸付事業特別会計予算から議案第21号平成23年度愛荘町下水道事業特別会計予算までを所管の常任委員会ならびに同和対策特別委員会に付託することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長(辰己 保君)お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、3月9日から3月22日までの14日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、3月9日から3月22日までの14日間、休会することに決定しました。よって、再開は、3月23日水曜日です。

ご苦労さまでした。

■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目

平成23年3月愛荘町議会定例会

2日目(平成23年3月23日)

開会:午前10時31分 閉会:午前11時50分

議会日程

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第 1 | 議案第15号 | 平成23年度愛荘町一般会計予算 |
| 日程第 2 | 議案第16号 | 平成23年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第17号 | 平成23年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第18号 | 平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第19号 | 平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第20号 | 平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第21号 | 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計予算 |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7

- | | | |
|--------|--------|---|
| 追加日程第1 | 報告第 2号 | 平成23年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書の報告について |
| 追加日程第2 | 同意第 1号 | 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 追加日程第3 | 議案第22号 | 愛荘町特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第4 | 議案第23号 | 愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他、勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第5 | 議案第24号 | 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |

追加日程第6 議案第25号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

追加日程第7 請願第 1号 「所得税法第56条を廃止し家族従業者の働き分を必要経費として認める意見書」の提出を求める請願

追加日程第8 議提第 2号 議員派遣について

出席議員(16名)

- 1番 徳田文治
- 2番 嶋中まさ子
- 3番 森 隆一
- 4番 吉岡あみ子
- 5番 城貝増夫
- 6番 河村善一
- 7番 伊谷正昭
- 8番 瀧 すみ江
- 9番 小杉和子
- 10番 西澤久仁雄
- 11番 外川善正
- 12番 村木嘉博
- 13番 竹中秀夫
- 14番 高橋正夫
- 15番 本田秀樹
- 16番 辰己 保

欠席議員(0名)

なし

◎開議の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、これより、平成23年3月愛荘町議会定例会(2日目)の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議案審議の前ではありますが、ここで、去る3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震で多くの方々が犠牲になりました。この方々のご冥福をお祈りし、謹んで黙とうを捧げたいと思います。どうか、理事者の皆さん、また議員の皆さん、ご起立をお願い申し上げます。それでは、礼、黙とうしてもらいます。

○議長(辰己 保君)お直りください。着席してください。

それでは、議案審議に入ります。

◎議案第15号の上程、予算特別委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第1、議案第15号平成23年度愛荘町一般会計予算から、日程第7、議案第21号平成23年度愛荘町下水道事業特別会計予算までを一括議題として、3月8日の議事を続けます。

まず、日程第1号、議案第15号平成23年度愛荘町一般会計予算は、予算特別委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、予算特別委員会委員長の審査報告を求めます。予算特別委員長、本田委員長。

〔予算特別委員会委員長本田秀樹君登壇〕

○15番(本田秀樹君)予算特別委員会委員長報告を行います。

平成23年3月14日

愛荘町議会議長辰己保様

愛荘町予算特別委員会委員長本田秀樹

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町会議規則第77条の規定により、報告いたします。

1. 審査結果議案第15号平成23年度愛荘町一般会計予算を原案可決。
2. 審査経過3月10日、11日に、総務部門・民生部門・産業建設部門および教育部門に分け、総括質疑を行い、慎重に審査しました。

主な内容は、総務部門については、町税の還付期限や法人税の外国税控除および予定納税について、固定資産税の同和減免について、滞納繰越金について、たばこ税について、雑入は職員の駐車場使用料について、自動販売機設置料について、議会運営事業・姉妹都市交流事業の訂正について、一般職員人件費の子ども手当について、一般管理事業の賃金および嘱託職員について、公正・透明な入札確保委員会について、公共施設管理事業の樹木剪定業務委託料について、公用車管理事業のバス運行管理について、まちづくり企画関係事業のびわこ期成京阪奈(仮称)鉄道整備期成同盟会会費負担金および同事業負担金について、土地取得造成事業特別会計繰入金について、合併周年記念事業の計画について湖東定住自立圏域協定事業の愛のりタクシーについて、自治振興事業の自治会保険について、県議会議員選挙事業のポスター掲示場について。

民生部門については、ごみ袋販売手数料について、社会福祉振興総務事業の災害時要援護者支援マニュアル策定委員会について、行旅病人救護について、川久保保愛館運営事業のコミュニティづくり実行委員会活動補助金について、介護者激励金給付金事業について、食の自立支援事業の配食サービス事業について、人権政策推進事業の同和対策事業について、障がい福祉総務事業の在宅重度心身障がい者激励金について、子育て支援環境緊急整備事業のつくし保育園の改修予定について、ほっと安心子育て支援事業のほっと安心子育て支援事業補助金および一時預かり事業について、町内民間保育所入所事業の保育所について、子ども手当給付事業について、不妊治療費助成事業について、子宮頸がん等ワクチン接種促進事業について、新型インフルエンザ予防接種事業について、さわやかまちづくり推進事業について、生ごみ処理機補助金について、住宅用太陽光発電システム事業について、地上デジタル放送移行事業について、彦根愛知犬上広域行政組合負担事業について、健康促進事業の肺がん検診について。

産業建設部門については、民家民泊、TPPの補助金および予算計上について、TPPの町への影響額について、自

獣被害防止総合対策補助金について、緊急雇用創出特別推進事業補助金について、個別所得補償推進事業補助金について、農業委員会運営事業の農業委員報酬について、農業総務事業の農業組合長報酬について、観光振興事業の若ぐるみ運営委託料について、滋賀ロケーションオフィス負担金について、(仮称)街道交流館整備事業について、愛荘観光農業体験事業の農家民泊および観光農業について、レンタルサイクル整備事業について、除雪対策事業について、河川管理事業の追寺川改修設計について、生活改善整備対策事業について、屋外広告物許可事業について、公園住宅管理事業について。

教育部門については、園児一時預かり保育負担金について、小学校管理一般職員人件費について、需用費および委託料について、小学校備品購入について、中学校教育振興事業の新刊マーク使用料について、幼稚園送迎バス管理運営事業について、博物館管理事業について、(仮称)多目的グラウンド新設整備事業のテニスコートについて、学校給食管理運営事業のアレルギー食の対応および研修室の活用について、学校給食事業の役務費、工事請負費について。

最後に、総括質問としまして、議員人件費の議員年金について、総務管理事業の町長交際費について、庁舎等管理事業の愛知川庁舎の掲示板について、まちづくり企画関係事業のびわこ京阪奈(仮称)鉄道整備事業負担金について、元気なまちづくり事業のまちづくり活動支援事業補助金について、合併周年記念事業のイベント企画について、多文化共生推進事業について、(仮称)湖東三山インターチェンジ整備事業の建設促進期成同盟会について、定住外国人支援員設置事業について、諸費の愛知高等教育振興会補助会について、行政防災無線放送設置管理事業について、除雪対策事業について、地域ぐるみ学校安全対策整備推進事業の愛まうくんについて、交際費についてなど、活発に審査が行われました。

審査終了後、討論を省略し、採決の結果、賛成多数で、議案第15号平成23年度愛荘町一般会計予算は、可決するものと決まりました。以上で委員長報告を終わります。

○議長(辰己 保君)以上で、委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案第15号平成23年度愛荘町一般会計予算に対して、反対を表明します。

本予算中、固定資産税の同和減免は年次的に解消への道をたどっていますが、コミュニティづくり推進事業補助金や部落解放人権政策確立要求郡実行委員会負担金など、町単独の施策はまだまだ温存されており、同和行政を終結に向かう姿勢が答弁からも伺えません。

また、体育施設への指定管理者制度による指定管理料は、根本的に公の責任を放棄するものであることを訴えます。

平成23年度一般会計予算では、新給食センター関係の予算が大きく計上されています。建設については、昨年の10月から12月時点で数々の問題を指摘いたしました。陸屋根に設置される予定の機器におけるメンテナンスの問題や騒音など懸念材料があることを指摘しておきます。

運営の一般食調理については、いままで行われてきた協議、また一般質問などで、教育委員会の根拠なき委託ありきの姿勢が明らかになりました。行政は、給食のあり方検討委員会の提言と教育委員会の議決を根拠にするだけで、一般食は委託、アレルギー食は直営に決めた確固とした考えを、自信をもって言うこともありませんでした。

この姿勢は、町自らが深く探求して慎重に協議してこのことを決めたのではなく、給食のあり方検討委員会と教育委員会の委員の方々に責任を押し付けるもので、町行政の責任を回避するものです。この軽率な教育委員会の姿勢を批判します。

教育委員会が言う一般食を委託、アレルギー食は直営は、数々の問題点があることが私の視察や研究によって明らかになりました。特にアレルギー食は給食センターの職員全体が把握をしておかなければならない問題です。また、行政が提示した数字で計算した結果、委託は管理料や運営費が別途かかるので、調理全般が直営の方が安くつくことが明らかになりました。

「一般食を委託にするメリットは」と私の質問に、教育長は「人件費と人事管理」というふうに答弁されました。このことから、一般食委託は行政の立場上での都合のよい選択であって、子どもたちのためではないことが明らかになりました。その理念のなさを批判します。一般食の委託、アレルギー食は直営にすることについて、道理も裏付けもありません。

以上、子どもたちに安全安心の給食と食育を保障するために、調理全般を直営にすべくことを訴えまして、反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。9番、小杉和子君。

○9番(小杉和子君)9番、小杉和子。賛成討論を行います。議案第15号平成23年度愛荘町一般会計予算についての賛成討論の立場から討論します。

去る3月10日には総務民生部門、11日には産業建設、教育のそれぞれの部門ごとに予算特別委員会をお願いし、慎重審議をいただきました。平成23年度愛荘町一般会計予算の規模につきましては84億2,200万円で前年度と比較して4億4,700万円の増で5.6%の増を計上されております。

まず、歳入であります。町税につきましては28億2,703万円を見込み、前年度対比9,480万円の増の3.5%の増となっております。法人町民税では景気の一部持ち直しの動きから93.8%の増となっておりますが、一方、個人町民税は依然として厳しい状況から7.2%の減となっております。

本町の特色として、町民税の増減が歳入に大きく影響することから、景気の動向に注意を払いながら、引き続き町税の徴収率アップに努力され、税の公平性の努力に努められたいこととあります。

次に、基金の状況であります。財政調整基金残高では合併前と比較すると、5年間で11億9,586万円から8億387万円となる見込みで32.8%の減となり、目的基金と合わせた基金総額では53.9%の減で半減となる見込みであります。

将来を考え、合併基金など友好的な活用をお願いしたい。一方、町の借入金残高であります。合併前96億4,835万円でありましたが、23年度末残高見込みは98億4,076万円であり、2%の微増であり、さらに引き続き、将来負担の軽減に努力をお願いしたい。

全体的には国の政策経費を差し引くと77億円となり、少ない予算規模となりました。予算執行において、最小の経費で最大の効果が表れるよう最善をつくしていただくよう切望し、賛成するものであります。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)起立多数です。着席してください。

よって、議案第15号、平成23年度愛荘町一般会計予算は、原案のとおり可決しました。

◎議案第16号から議案第21号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第2、議案第16号平成23年度愛荘町住宅新築資金等

貸付事業特別会計予算は、同和対策特別委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、同和対策特別委員会の審査報告を求めます。同和対策特別委員会、森委員長。

〔同和対策特別委員長森隆一君登壇〕

○3番(森隆一君)3番、森。同和対策特別委員会、委員長報告を行います。

平成23年3月14日

愛荘町議会議長辰己保君

愛荘町同和対策特別委員会委員長森隆一

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町会議規則第77条の規定により、報告します。

1. 審査結果、議案第16号平成23年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を原案可決。
2. 審査経過、3月14日に、同和対策特別委員5名と辰己議長、小杉副議長、吉岡議員の出席がありました。

質疑の主なものは、事業完了に向けて町の事務局体制について、町有地の売却について、事業執行に伴う課税について、町同和対策特別委員会の早期終了についてなど、審査が行われ、質疑終了後、討論を経て、採決の結果、委員の全員賛成で議案第16号平成23年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は可決するものと決しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長(辰己 保君)以上で、委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。着席してください。

よって、議案第16号平成23年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

日程第3、議案第17号平成23年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、総務常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、総務常任委員会の審査報告を求めます。総務常任委員会、本間委員長。

報告書が提出され、いま9から、総務常任委員会での審査報告を承ります。総務常任委員会、本出委員長。

〔総務常任委員長本田秀樹君登壇〕

○15番(本田秀樹君)総務常任委員会、委員長報告を行います。

平成23年3月14日

愛荘町議会議長辰己保様

愛荘町総務常任委員会委員長本田秀樹

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、愛荘町会議規則第77条の規定により、報告をいたします。

1. 審査結果、議案第17号平成23年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を原案可決。
2. 審査経過、3月14日に、総務常任委員6名と小杉副議長、吉岡、伊谷、高橋議員の出席がありました。

質疑の主なものは、多目的グラウンドの㎡単価についてでありました。審査が行われ、質疑終了後、討論を経て、採決の結果、委員の全員賛成で議案第17号平成23年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は可決するものと決しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長(辰己保君)以上で、委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己保君)質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己保君)討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。よって委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己保君)全員賛成です。着席してください。

よって、議案第17号平成23年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

日程第4、議案第18号平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算、日程第5、議案第19号平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第6、議案第20号平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計予算の3特別会計予算は、教育民生常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、教育民生常任委員会の審査報告を求めます。教育民生常任委員会、吉岡委員長。

〔教育民生常任委員長吉岡及ミ子君登壇〕

○4番(吉岡及ミ子君)教育民生常任委員会、委員長報告を行います。

平成23年3月16日

愛荘町議会議長辰己保様

愛荘町教育民生常任委員会委員長吉岡あみ子

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町会議規則第77条の規定により、報告します。

1. 審査結果、議案第18号平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算を原案可決。議案第19号平成23年度後期高齢者医療事業特別会計予算を原案可決。議案20号平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計予算を原案可決。
2. 審査経過、3月16日に、教育民生常任委員5名と辰己議長、小杉副議長、伊谷、高橋両議員の出席がありました。

国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、一般被保険者国民健康保険税について、一般会計繰入金および基金運用について、出産一時金について、国民健康保険税の滞納繰り越し分の状況について、滞納者の差し押さえ、短期被保険者証資格者証の発効状況について、県下1本の広域化についてなど、審査が行われ、討論は反対討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第18号平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は可決するものと決しました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の質疑の主なものは、現行制度の継続の見通しについて、審査が行われ、討論は反対討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第19号平成23年度後期高齢者医療事業特別会計予算を可決するものと決しました。

次に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、保険料の普通徴取の徴取方法および滞納について、地域包括支援センターの職員体制について、介護認定および介護サービスの状況について、地域密着型介護予防サービスについて、介護給付準備基金について、運営協議会について、認知症の高齢者と家族のかかわり方について、町内特別養護老人ホームの町内の入所数についてなど、審査が行われ、討論は反対討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案20号平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は可決するものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長(辰己 保君)以上で、委員長報告を終わります。

これより、議案第18号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案第18号平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算に対し、反対を表明します。

現在、不景気で仕事がなく暮らすのにやっとな、国保税が高すぎて払えないという状況があります。サラリーマンが加入する健康保険では、保険料の半分が事業主負担ということが法律上決められています。愛荘町においても3億円ほどの共済費が一般会計より拠出され、その数十%は法に定められ医療費の事業主負担として拠出されています。一般会計から国保会計への繰入金は平成23年度予算では1億6,876万2,000円ですが、医療分を除いた市町村の判断分は9,889万4,000円です。

国保においても一般会計から繰り入れ、町民の過重負担を抑えることが必要です。国保税滞納者に対して、愛荘町では1月1日現在で短期保険証を48世帯88人に発行し、資格証明証は21世帯25人に発行しています。また、国保税

滞納者に対する差し押さえは、平成22年度2月末日まで38件、その中には年金まで差し押さえしているケースがあることが私の質問で明らかになりました。

このことは、町民の健康と暮らしを守る地方自治の仕事を逸脱したものであるといわざるを得ません。国保税が高いのは、市町村だけの責任ではなく、自治体に対しての補助を引き下げた国の方針に根本的な原因があります。

しかし、政府は国民にさらなる負担増を強いる方向に進もうとしています。民主党政権は国保の広域化を推進するために、市町村が行っている一般会計の繰り入れを解消し、保険料の引き上げに転換せよという通達、広域化等支援方針についてを出し、現状でさえ高すぎる国保税をさらに引き上げよと、全国に号令をかけました。

そもそも国保を広域化し、市町村の一般会計の繰り入れをなくしていくということは、2003年に小泉自公政権が決めたものです。その狙いは国の責任を後退させ、給付費を抑制することにはまかりません。民主党政権は自民党政治を継続しているだけです。国保広域化になれば、後期高齢者医療と同じく、すべて町民の目の届かないところで大事なことが決められてしまいます。国保料も1本化され、町民の負担がさらに増大することは目に見えています。今のところは具体的に進んでいないといっても、政府のめざすところは変わりありません。

以上、国民の生存権を保障すべきなのに、その責任を投げ捨てる国の姿勢を批判いたしまして、反対討論いたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。私は、議案第18号平成23年度国民健康保険特別会計予算について、賛成する立場から討論を行います。

国民健康保険は、昭和36年に創設され、半世紀にわたって医療の確保と健康の保持促進など、国民皆保険の中核的役割を担ってきたところであります。

国では、持続的な制度運営をめざして高齢者医療制度改革会議を設置し、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の廃止や、新たな高齢者の医療制度の構築、年齢で区別する問題の解決や市町村国保の広域化などの制度の見直しについて、去年12月に最終取りまとめが発表されました。

しかし、拙速な見直しは混乱を招き、将来にわたって医療・介護・年金を含めた安定した社会保障制度の構築が必要であり、現時点では制度の行方がまったく不透明な状況であります。

当町における国保の医療費は県下でも低い状況ではありますが、年々増加傾向であることから、特定健診、特定保健指導の実施や人間ドック助成、レセプト点検等により、医療の適正化に取り組まれております。また、長引く景気低迷から保険税の低下などの影響を受け、国保財政は厳しい状況であり、保険税滞納者については短期被保険証や資格証明証の発行、悪質滞納者の財産差し押さえや徹底した納付指導に努めておられ、なお不足する分については一般会計からの補てんを行い、国保運営協議会において十分審議され、予算編成されたものであり、本予算の承認について賛成するものであります。

議員各位におかれましても、ご理解いただき、本予算承認にご賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。着席してください。

よって、議案第18号平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。
次に、議案第19号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案第19号平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算に対して反対を表明します。

後期高齢者医療制度については、75歳以上の高齢者を別枠においてある差別医療制度ですが、現在検討されている新制度では高齢者を別勘定に差別するという程度の根本は変わりありません。しかも、従来あった75歳以上の低所得者に対する軽減措置の縮小や70歳から74歳の窓口負担の2割への引き上げなどが計画され、国の財政負担をさらに減らすものとなっています。

高齢者の健康と命を守ることができない国の現制度と、新制度を批判、いたしまして反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありますか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。私は、議案第19号平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算に賛成する立場から討論を行います。

高齢者を中心に増大する医療費を賄い、将来にわたり安心して医療が受けられるよう、従来の老人保健制度が抱える幾多の問題点を解決するため、平成20年度から後期高齢者医療制度が導入され、当町では大きな混乱もなく運営いただいております。

しかし、制度移行に対するさまざまな批判もあり、政府では現行制度を平成24年度末で廃止することを公約にあげ、高齢者のための新たな医療制度の導入を検討するため、高齢者医療制度改革会議を設置し、去年12月にとりまとめがなされましたが、将来的に安定した財源確保などの課題もあり、新制度へ移行のための法案提出期限についても定まらない状況であります。

新制度の仕組みや移行時期など不透明な状況ではありますが、現行制度の円滑な運営を基本とし、保険料軽減措置を継続するなど、高齢者の負担軽減を最小限に抑え、高齢者が安心して医療を受けられるよう、予算計上されているものであり、引き続き広域連合との連携を密にされ、高齢者へのきめ細かな対応をお願いしつつ、本予算の承認について賛成するものであります。

議員各位におかれましても、ご理解いただき、本予算の承認にご賛同お願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。着席してください。

よって、議案第19号平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。
次に、議案第20号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案20号平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計予算に対して反対を表明します。

介護保険制度が施行されて以来、それ以前にはなかった介護保険料の負担が生じ、その負担は増加の一途をたどっています。65歳以上の保険料は自治体単位で3年に1回改定されます。あと1年で改正になり、平成23年度に開催される介護保険策定委員会で協議されますが、大幅に値上げされることになりそうです。

国全体でいうと、介護保険の給付費には前年度比5%増となっています。厚労省は、11月19日社会保障審議会介護保険部会で、平成24年度から27年度の65歳以上の保険料が現在の平均月額4,160円から5,200円程度となる試算を示し、それを抑えるために負担増とサービス削減が必要との案を提示しました。

その後、強い批判の声を受け、当面来期は財政安定化基金のうち市町村の拠出分、月額50円相当と市町村部の介護給付費準備基金、月額130円相当を取り崩し、月額5,000円に抑えるとしています。介護保険部会でも、多くの委員が要望した後期負担値上げは見送る方針です。負担増かサービス削減かの二者択一を迫ることは社会で支える介護の確立とは相反するものであり、公費負担を増やすことこそ必要です。

以上、ここでも責任を回避している国の姿勢を批判いたしまして反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。私は、議案20号平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計予算に賛成する立場から討論を行います。

介護を社会全体で支える仕組みとして、介護保険制度がスタートして12年を迎え、高齢者の尊厳の保持と自立支援を重点に制度の定着と着実な運営をいただいております。

高齢化の進展とともに、介護に関する問題は避けて通れないものとなっており、要介護認定者数も増加の一途をたどっており、高齢者が安心して暮らせるよう、介護予防事業を通じた自立支援の充実や地域密着型サービスなど、介護サービス基盤の整備に努められております。

こうした中で、平成24年度から第5期介護保険事業計画の策定については、高齢者のニーズ把握や必要な介護サービス量の提供に努められているとともに、次期介護保険料の上昇が予測されることから、引き続き制度への理解促進など、保険料の収納対策に努められ、保険給付費の財源確保や、地域支援事業を核とした介護予防事業により一層の取り組みをお願いするものであります。

本予算については介護保険運営協議会等で十分審議され、予算編成されたものであり、承認についても賛同するものであります。

議員各位におかれましても、ご賛同いただき、お願いし、討論を終わります。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。着席してください。

よって、議案20号平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

日程第7、議案21号平成23年度愛荘町下水道事業特別会計予算は、産業建設常任委員会に付託され、審査報告

音が提出され（いま）から、産業建設常任委員会並びに審査報告を承知する。産業建設常任委員会竹中委員長。

〔産業建設常任委員長竹中秀夫君登壇〕

○13番(竹中秀夫君)産業建設常任委員会、委員長報告を行います。

平成23年3月14日

愛荘町議会議長辰己保様

愛荘町産業建設常任委員会委員長竹中秀夫

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町会議規則第77条の規定により、報告します。

1. 審査結果、議案第21号平成23年度愛荘町下水道事業特別会計予算を原案可決。
2. 審査経過、3月14日に、産業建設常任委員5名と辰己議長、森、吉岡、本田議員の出席がありました。

質疑の主なものは、下水道の普及率と工事完了年の見通しおよび水洗化率について、滞納件数について、分担金、負担金について、一括納付報奨金について、びわ湖流域下水道事業市町負担金についてなど、審査が行われたあと、討論を経て、採決の結果、委員の全員賛成で議案第21号平成23年度愛荘町下水道事業特別会計予算は可決するものに決しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長(辰己 保君)以上で、委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員会報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。着席してください。

よって、議案第21号平成23年度愛荘町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

暫時休憩します。

休憩午前11時22分

再開午前11時24分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま報告1件、同意1件、議案4件、請願1件、議提1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

よって、報告1件、同意1件、議案4件・請願1件、議提1件の8件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎報告第2号の上程、報告

○議長(辰己 保君)追加日程第1、報告第2号平成23年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書の報告についてを議題とします。

町部局の報告を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、報告第2号平成23年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成23年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書について別紙のとおり報告するものでございます。

別冊をご覧くださいと思います。この公社につきましても、町有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分を行うことにより、地域の秩序ある整備促進と住民福祉の増進に寄与することを目的として、合併前の県下市町が共同で設立したものであり、現在滋賀県と5市6町による構成となっております。

まず、1ページであります。平成23年度滋賀県市町土地開発公社事業計画でありまして、事業関係では新規事業の申し出予定はなく、今年度に償還が満了する土地について申し出段階に譲渡する予定であります。

3ページであります。平成23年度公社収入支出予算であり、1億327万6,000円と定めております。主なものにつきましては、借入金の償還がほとんどを占めてございます。

次に、9ページであります。資金計画を定めておりまして、平成23年度借入金残高見込みは9,680万1,000円となる見込みでございます。これら平成23年度の事業計画、収支予算、資金計画につきましては平成23年2月28日の臨時会におきまして、すべて可決をされております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)これで報告第2号を終わります。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第2、同意第1号愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、追加提案させていただきました、同意第1号愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、説明させていただきます。

この度、現在の教育委員で教育委員長でもあります那須(なす)淳子(じゅんこ)氏が任期満了に伴いまして、この3月28日に退任されることになりました。大変5年間ご尽力をいただいたところでございます。

その後任といたしまして提案させていただいております住所愛知県愛荘町沖133番地植田(うえだ)健二(けんじ)さん昭和23年8月25日生れの63歳の植田さんを任命いたしたく、議会の同意をいたごうとするものでございます。教育委員の任期は平成23年3月29日から平成27年3月28日までの4年間となります。同意いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)人事案件につき、質疑、討論を省略し、これより同意第1号を採決します。本案は、これに同意

することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、同意第1号、愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第3、議案第22号愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)議案第22号愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましては、特別職の給与の減額の条例でございまして、昨年4月から引き続き財政難の中で、住民の皆さん方にも多々ご辛抱いただいております。要望にも十分応えられない中で、特別職の給与を昨年4月から、町長の場合では10%、副町長5%の減額をさせていただいてきたところでございます。

この減額措置が付則で暫定的に今年度内ということになってございましたが、23年度も引き続いて財政状況は好転をいたしておりません。そういった中から23年度も4月1日から1年間、24年3月31日まで、現在の措置を引き続きさせていただきたく思っているところでございます。町長にあっては給料月額100分の10、副町長にあっては100分の5に相当する額を減ずると、こういう措置でございます。

どうか、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第22号愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決しました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第3、議案第23号愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他、勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

○町長(村西俊雄君)議案第23号愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他、勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

この条例につきましては、教育長の給与を定めたほかの条でございまして、他の特別職の給与の減額と同じ、昨年

この条例に付するものは、教育長の給与を定めていたものでございまして、元々の付加職の給与の減額不可し、平成の4月から100分の3の減額をさせていただいてきたところでございます。

この教育長の給料におきましても、先ほどの提案理由と同じ理由で、この4月1日から24年3月31日まで、100分の3の減額をさせていただこうとするものでございます。議決いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第23号愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他、勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第5議案第24号愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第24号愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正をさせていただくものでございます。改正の内容につきましては、別冊の「改正説明資料」の方をご覧くださいと思います。

改正の理由につきましては、昨年の8月人事院より、非常勤職員について育児休業等を取得することができるようにすることが適当であるとする意見の申し出を受け、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が平成23年度4月1日から施行されることから、同趣旨の改正を行うものでございます。

要旨につきましては、一定の非常勤職員について、仕事と育児の両立を図る観点から、また民間との均衡も考慮し、子が1歳に達する日までの間、育児休業を取得することができるほか、1日につき2時間を越えない範囲内で育児時間を取得することができるよう措置をするものでございます。

改正の内容につきましては、5ページ以降に議案として提出をさせていただいているところでございまして、その改正の概要のみ申し上げます。

5ページからの第2条につきましては、育児休業をすることができない職員についての規定をあげてございます。

また、第2条の2につきましては、育児休業法第2条第1項の条例で定める日につきまして、新しく追加をしたものでございます。

第3条につきましては、育児休業法第2条第1項、ただし書きの条例で定める特別の事情について定めたものでございます。

次に、第19条につきましては、部分休業をすることができない職員について規定をしたものでございます。

次の第20条につきましては、部分休業の承認につきまして規定をさせていただいたものでございます。

付則につきましては、この条例は23年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第24号愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第6、議案第25号愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第25号愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。別表をそれぞれ改正をさせていただくものでございます。

改正の理由といたしましては、「別冊資料」の8ページをご覧をいただきたいと思います。

改正理由につきましては、現行の労働者災害補償制度で用いられている障害等級表は、外観の著しい醜状について、男女の障害等級に5等級の差を設けている。このことに対しまして、昨年5月、京都地裁において、「憲法第14条第1項に違反する」との判決が下されました。これを踏まえまして、現在厚生労働省において、労働災害補償に用いる障害等級表の見直しを行う労働基準法施行規則および労働者災害補償保険法施行規則の改正が平成23年2月1日に施行されたところでございます。

非常勤消防団員等の公務災害補償の障害等級は、地方公務員との均衡をとっております。労災保険制度の流れを受けて、地方公務員公務災害補償においても障害等級の見直しを進められており、非常勤消防団員等の公務災害補償においても、これに準じて改正を行うものでございます。

改正の要旨につきましては、その次に書いてございますように、現行の女性の障害等級を基本として、現在男女別となっております障害等級の規定をあらためるものでございます。また、最近の医療技術の向上を鑑み、醜状の程度を相当程度軽減できるとされる障害を、新たに第級として規定をするものでございます。別表につきましては、この8ページに記載のとおりでございます。

付則につきましては、この条例は23年4月1日から施行し、平成23年2月15日から適用をされるものでござい

特別にいらしていただき、この条例は全市域に施行し、平成25年4月1日から施行することをお願いいたします。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第25号愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第7、請願第1号「所得税法第56条を廃止し家族従業員の働き分を必要経費として認める意見書」の提出を求める請願を議題にします。

お諮りします。請願第1号について、愛荘町議会会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員の説明を求めます。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。請願第1号の方を説明させていただきます。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

請願第1号「所得税法第56条を廃止し家族従業員の働き分を必要経費として認める意見書」の提出を求める請願書

愛荘町議会議長辰己保殿2011年2月28日

団体名湖東民主商工会婦人部

代表者婦人部長永井れい子

住所東近江市聖徳町4-14

紹介議員瀧すみ江

請願趣旨 私たち中小業者は、地域経済の発展に貢献しています。日本経済の中で大きな比重(99.7%)を占める中小企業・中小業者の経営と仕事が安定し、発展することを通じて、地域経済が活性化することが切実に求められています。しかし、営業と暮らしを支え、事業主とともに働く家族従業員の働き分は、税法上、所得税法第56条、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いが必要経費に算入しない(条文趣旨)により、必要経費に認められ

ていません。(家族従業者のうち8割が女性です)

青色、白色という申告制度の違いで同じ労働を差別しています。一人の人間としてきちんと人権を認めるべきです。2009年7月、国連女性差別撤廃委員会が行われ、日本政府の報告を審議する審査委員の質問で、国際的にも時代遅れの法律であることが明らかになりました。労働が必要経費に認められるのは当然のことです。そのためにも、地域経済の一端を担い、社会的、文化的にも大きな役割を果たす女性事業主や家族従業者がその能力を発揮し、地域の中で生き生きと働くことができる環境を整備することが必要です。所得税法第56条廃止を決議し、7県議会を含む300余の自治体が国へ意見書をあげています。この滋賀県内においても、私たち家族従業者が安心して生活と営業ができるよう、次のことをお願いします。

請願事項1、一人ひとりの人権を守るため、憲法や男女共同参画社会基本法に基づいて、家族従業者の労働に対する報酬を経費と認め、所得税法第56条を廃止すること。(地方自治法99条に基づいて、関係省庁に意見書を提出されたい)というものです。

皆さんの適正なるご判断、よろしくお願いたします。請願の趣旨、請願者の思い、お含みいただきますよう厳正なる審議をよろしくお願いたします。これで終わります。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、請願第1号を採決します。本案は原案のとおり採決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)賛成少数です。よって、請願第1号「所得税法第56条を廃止し家族従業者の働き分を必要経費として認める意見書」の提出を求める請願は、否決されました。

◎議提第2号

○議長(辰己 保君)追加日程第8、議提第2号議員派遣についてを議題にします。愛荘町議会会議規則第120条の規定により、お手元に配付しました文書のとおり、議員を派遣することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議提第2号議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(辰己 保君)これで、本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。これをもって、平成23年3月愛荘町議会定例会を閉会します。

○議長(辰己 保君)町長、あいさつ。

○町長(村西俊雄君)今議会の開会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

去る3月11日午後2時46分、この本会議場で、議員各位とともに予算審議中にゆらゆらと見舞われました地震が、今般の東北太平洋沖巨大地震でありました。あの時は、津波や原発破壊を招く、こんな大惨事になろうとは想像もできませんでした。

改めて死亡が確認されました数千人の人々のご冥福をお祈りし、今なお安否がわからない1万人をはるかに超える人々、着の身着のままで避難され、不自由な避難生活を余儀なくされておられる数十万人を超える人々に、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

深い悲しみの中であえぐ日本に対し、世界中の人々の支援の輪が広がるとともに、被災者の救済と一日も早く平穏な日々の回復を願って、いまや日本中の皆さん一人ひとりが自分に何ができるのか、自問しながら暖かい心が降り注いでいるところであります。

天皇陛下のお言葉にもありましたように、これからみんなが相携え、いたわりあって、この不幸な時期を乗り越えて行くため、被災者の苦難の日々に、みんな一人ひとりが心を寄せ、さまざまな形で分かち合って、被災者とともに復興の道のりを見守っていかねばならないと思います。

被災地へは、いち早く愛知県消防本部また水道事務所から、救援部隊あるいは給水車の派遣をいたしてきて、今なお継続をいたしております。また、町におきましては、連日の対策会議を開き、備蓄物資の把握、本町から救援物資の一般受付開始も本日から始めたところであります。

また、義援金のお願いなど、すでに住民の皆さんの善意がたくさんいただいているところであります。

さらに、避難所の窮状が毎日伝えられる中、避難者の増大に対処できなくなった現地の知事からの受け入れ要請に伴いまして、関西として積極的に対応べく、先般も県市町合同会議に置きまして、知事からも受け入れの要請があったところであります。町村会6町でもこの避難者の積極的な受け入れを意思統一してきたところでございます。

愛荘町では、町の施設を中心に最大限10ヵ所の受け入れが可能と算定をいたしてきて、先般、これらの人々の生活支援につきまして、ボランティアの方々の支援を社会福祉協議会、ボランティア協会、民生委員、商工会、日赤奉仕団の方々の関係機関にお願いをしてきたところでございます。

また、昨日は区長会の幹事会を開催させていただいて、各地域自治会に対するご理解も伺ってきたところでございます。義援金の応募でありますとか、また救援物資の住民の皆さんからの暖かい心をいただく、そういった点についても自治会の皆さんにお願いをしてきたところでございます。

現在、本県では31世帯、113人が来られていると、県の本部から聞いているところでございますが、それらの方々には県の施設のほか、すでに近隣の豊郷、多賀、日野町では家族単位で来ておられる状況でございます。私どもも積極的に受け入れをさせていただきたいと考えているところでございます。

さて、今議会で提案させていただきました案件は、追加案件含めまして、人事案件3件、報告1件、条例改正案件7件、22年度一般会計および特別会計の補正予算ならびに23年度新しい新年度会計の当初予算、合わせまして予算案件が13件、合計で24件につきまして、慎重審議のうえ、すべて可決いただき、誠にありがとうございました。

可決いただきました23年度愛荘町予算の執行にあたりましては、2万人町民の皆さんの福祉向上のため、執行部一丸となってまい進する覚悟でございます。議会中にいただきました貴重なご意見やご提言を踏まえ、職員ともども誠心誠意これらの執行にあたってまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻をお願いをいたしまして、3月議会開会の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長(辰己保君)皆さん、ご苦労さまでした。

このあと、1時から議員全員協議会を開かせていただきますので、よろしくお祈りいたします。終わります。

